

託送供給約款認可申請補正書

平成28年12月22日

大阪瓦斯株式会社

款 約 給 供 送 託

小 売 託 送 供 給 約 款

(需要場所で払い出す託送供給)

平成29年 4 月 1 日実施

大 阪 瓦 斯 株 式 会 社

小売託送供給約款 目次

I. 約款の適用	1
1. 適用範囲	1
2. 約款の認可及び変更	1
3. 用語の定義	2
4. 実施細目	7
II. 託送供給の申し込み及び契約	7
5. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み窓口等	7
6. 引受条件	8
7. 託送供給検討の申し込み	9
8. 託送供給の可否の検討及び通知	11
9. 託送供給契約の申し込み及び締結	12
10. 託送供給契約の単位	15
11. 承諾の義務	15
12. 託送供給の開始	16
III. 託送供給の実施	17
13. 払出計画ガス量の通知	17
14. 注入計画ガス量の通知	17
15. 受入ガス量及び払出ガス量の計量	18
16. 託送供給するガス量の差異に対する措置	22
17. 単位及び端数処理等	28
IV. 料金その他に関する事項	29
18. 託送供給料金	29
19. 料金算定期間及び日割計算	31
20. 料金等の支払い	32
21. 補償料	33
V. 必要となる設備	37
22. 託送供給に必要となる設備	37
23. ガス工事の申し込み	38
24. ガス工事の承諾の義務	39
25. ガス工事の実施	40
26. 工事に伴う費用の負担	41
27. 内管工事に伴う費用の負担	44
28. 工事費等の申し受け及び精算	46
29. 工事費等の支払方法	48
30. 不可抗力による損害	48

31. 担保責任	49
Ⅵ. 託送供給の制限等	49
32. 託送供給の制限等	49
33. 託送供給の制限等の解除	51
34. 損害賠償の免責	52
Ⅶ. 託送供給契約の継続、変更及び終了等	52
35. 基本契約の契約期間満了	52
36. 年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了	53
37. 年単位でない個別契約（3部料金）の託送供給期間満了	56
38. 個別契約（3部料金）の契約期間内での変更	56
39. 個別契約（2部料金）の終了	57
40. 託送供給契約の解約	58
41. 託送供給契約消滅後の関係	59
42. 名義の変更	59
43. 債権の譲渡	59
Ⅷ. 保安に関する事項	60
44. 供給施設等の保安責任	60
45. 保安に対する託送供給依頼者の協力	60
46. 保安に対する需要家等の協力	62
47. 需要家等の責任	63
48. 保安等のための敷地及び建物への立ち入り	64
49. 供給施設等の検査	65
50. 消費段階におけるガス事故の報告	65
51. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力	66
Ⅸ. その他	66
52. 託送供給に係る情報の取り扱い	66
53. 担保	66
54. 疑義の照会	66
附 則	67
1. 実施期日	67
2. この約款の適用	67
3. 基準率に係る暫定的措置	67
別 表	68
別表第1 一般ガス導管事業の供給区域及び特定ガス導管事業の区間	別冊
別表第2 託送供給の申し込み窓口等	68
別表第3 払い出すガスの圧力並びに払出エリア	70
別表第4 受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法	72
別表第5 導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件	74

別表第 6	託送供給料金表.....	75
別表第 7	ガスの受け入れのために必要となる設備.....	93
別表第 8	本支管及び整圧器.....	95
別表第 9	本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額.....	96
別表第 10	ガスの過不足精算単価、注入計画乖離補償単価	97
別表第 11	ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式	98
別表第 12	2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式.....	99
別表第 13	料金の日割計算	100
別表第 14	ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量できない場合のガス量の算式	102

I. 約款の適用

1. 適用範囲

- (1) 当社が、以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、料金その他の供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
- ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。ただし、当社「連結託送供給約款（導管の連結点で払い出す託送供給）」（以下「連結託送供給約款」といいます。）が適用となる場合を除く。
 - ② 託送供給の払い出しが需要場所で行われること。
 - ③ 6（引受条件）に適合すること。
- (2) この約款は、別表第1に定める一般ガス導管事業の供給区域及び特定ガス導管事業の区間に適用します。
- (3) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意した上で、託送供給の検討及び契約を申し込んでいただきます。9（託送供給契約の申し込み及び締結）により託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

2. 約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けて設定したものです。
- (2) 当社は、ガス事業法第48条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けてこの約款を変更することがあります。又は、ガス事業法第48条第6項若しくは第9項の規定に基づき、この約款を変更して、経済産業大臣に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の託送供給約款によります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社ホームページ、営業所及び事務所において、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「託送供給依頼者」とは、この約款にしたがって、当社に託送供給の検討又は託送供給契約の申し込みをされた方をいいます。

(2) 「需要家等」とは、託送供給依頼者又は卸供給先事業者からガスの供給を受けるガスの最終消費者（以下「託送供給先需要家」といいます。）及び供給施設の所有者又は占有者をいいます。

(3) 「需要場所」とは、託送供給先需要家がガスを使用する場所をいい、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所としますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

① マンション等1 建物内に2 以上の住戸がある住宅

各1 戸が独立した住居と認められる場合には、各1 戸を1 需要場所とします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所とします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(4) 「託送供給検討」とは、受入検討と供給検討をいいます。

(5) 「受入検討」とは、ガスの注入を希望される託送供給依頼者が提出する受入検討申込書に基づき、当社が実施するガスの注入可否の検討をいいます。

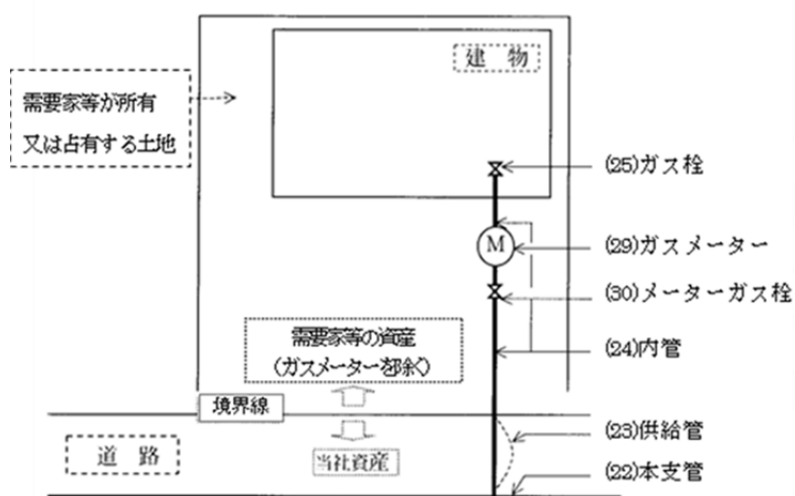
(6) 「供給検討」とは、ガスの払い出しを希望される託送供給依頼者が提出する供給検討申込書に基づき、当社が実施するガスの払出可否の検討をいいます。

- (7)「個別契約」とは、需要場所ごとに適用される事項を定める契約をいいます。
- (8)「基本契約」とは、個別契約に定める事項を除き、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。
- (9)「託送供給契約」とは、託送供給約款及び基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。
- (10)「託送供給期間」とは、当社が託送供給依頼者に託送供給を行う期間をいい、託送供給契約で定めるものをいいます。
- (11)「供給者切替」とは、同一の需要場所かつ同一の託送供給先需要家に対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境に託送供給依頼者が変更されることをいいます。
- (12)「熱量」とは、標準状態（摂氏0度及び圧力 101.325 キロパスカルの状態）のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (13)「標準熱量」とは、ガス事業法及びこれに基づく命令で定められた方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (14)「ガス工作物」とは、ガス供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(22)から(30)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）。
- (15)「供給施設」とは、ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの附属施設をいいます。
- (16)「高圧導管」とは、最高使用圧力が1メガパスカル以上の導管をいいます。
- (17)「中圧導管」とは、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の導管をいいます。
- (18)「低圧導管」とは、最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の導管をいいます。
- (19)「ガス栓圧力」とは、ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (20)「最高ガス栓圧力」とは、託送供給先需要家に供給するガス栓圧力の最高値をいいます。
- (21)「最低ガス栓圧力」とは、託送供給先需要家に供給するガス栓圧力の最低値をいいます。
- (22)「本支管」とは、原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に規定する普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に規定する基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること
- (23) 「供給管」とは、本支管から分岐して、需要家等が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (24) 「内管」とは、(23)の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

代表的な例



- (25) 「ガス栓」とは、需要家等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給の開始、供給停止時に操作する栓をいいます。
- (26) 「ガス遮断装置」とは、危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます（ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含みません。）。
- (27) 「整圧器」とは、ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

- (28) 「昇圧供給装置」とは、ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (29) 「ガスメーター」とは、託送供給料金等の算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる、当社の指定する計量器をいいます。
- (30) 「メーターガス栓」とは、ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- (31) 「ガス機器」とは、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- (32) 「ガスメーターの能力」とは、当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表したものをいいます。
- (33) 「マイコンメーター」とは、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、ガス量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するガスメーターをいいます。
- (34) 「引込地点」とは、供給管と内管の境界の地点（需要家等が所有又は占有する土地と道路との境界線にあたります。）をいいます。
- (35) 「ガス工事」とは、供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (36) 「検針」とは、ガス量を算定するために、ガスメーター等の指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (37) 「払出地点」とは、当社が託送供給するガスを導管から払い出す、託送供給契約上の受け渡し地点をいいます。なお、払出地点は1需要場所に2以上ある場合があります。
- (38) 「受入地点」とは、当社が、託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れる、託送供給契約上の受け渡し地点をいいます。
- (39) 「払出地点ガス量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者に払出地点で払い出したガス量をいいます。
- (40) 「払出ガス量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者に当該需要場所において払い出したガス量をいいます。
- (41) 「受入ガス量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者から受入地点で受け入れたガス量をいいます。

- (42) 「月別払出ガス量」とは、一託送供給依頼者の各需要場所における 1 か月ごとの払出ガス量の合計値をいい、温圧補正やガス量算定期間の補正により算定するものをいいます。なお、その詳細は、当社が別途定める算式によります。
- (43) 「月別受入ガス量」とは、一託送供給依頼者の各受入地点における毎月 1 日 0 時を起点とし、当該月末日 24 時までの 1 か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の合計値をいいます。
- (44) 「契約最大払出ガス量」とは、託送供給契約で定める、払出ガス量の上限値をいいます。
- (45) 「契約最大受入ガス量」とは、託送供給契約で定める、受入ガス量の上限値をいいます。
- (46) 「契約年間託送供給ガス量」とは、託送供給契約で定める 1 年間の払い出すガス量の予定量の合計値をいいます。
- (47) 「契約年間低圧託送供給ガス量」とは、託送供給契約で定める 1 年間の低圧払出ガス量の予定量の合計値をいいます。
- (48) 「月間払出計画ガス量」とは、託送供給の実施にあたり毎月 1 日 0 時を起点とし、当該月末日 24 時までの 1 か月を単位として当社に事前に通知していただく、払出エリアごとに定める圧力ごとの毎日 0 時を起点とする 1 日ごとに合計したガス量の計画値をいいます。
- (49) 「日別払出計画ガス量」とは、払出エリアごとに定める圧力ごとの毎日 0 時から 24 時までに払い出すガス量の計画値の合計をいいます。
- (50) 「注入計画ガス量」とは、託送供給依頼者が導管へ注入する 1 時間ごとのガス量の計画値をいいます。
- (51) 「注入計画指示ガス量」とは、当社が託送供給依頼者に通知した、受入地点ごとの導管へ注入する 1 時間ごとのガス量の指示値をいい、注入計画ガス量（振替供給による修正があった場合は、修正した注入計画ガス量）に日次繰越ガス量、月次繰越ガス量を反映したものをいいます。
- (52) 「日次繰越ガス量」とは、注入計画指示ガス量又は調整指令を反映させたガス量と、受入ガス量に生じた差の当該日 0 時から 24 時までの合計値をいいます。
- (53) 「月次繰越ガス量」とは、月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画ガス量に反映させるガス量をいいます。
- (54) 「払出エリア」とは、受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいい、別表第 3（4）に掲げるエリアとします。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

- (55) 「注入グループ」とは、払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。
- (56) 「振替供給」とは、託送供給依頼者が自らの受入地点が属する払出エリア以外の需要場所に託送供給を行う場合に、当社が、当該託送供給依頼者以外の者が注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。
- (57) 「調整指令」とは、当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入計画指示ガス量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。
- (58) 「調整指令量」とは、注入計画指示ガス量と調整指令を反映させたガス量との差をいいます。
- (59) 「休日」とは次の日をいいます。
- ① 日曜日
 - ② 銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で規定する日並びに 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日及び 12 月 30 日
- (60) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、託送供給契約に定めるほか、その都度託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は需要家等と別途協議を行うことがあります。

託送供給依頼者はあらかじめ卸供給先事業者又は需要家等の連絡先を通知していただきます。

Ⅱ. 託送供給の申し込み及び契約

5. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み窓口等

- (1) 当社における託送供給検討並びに基本契約及び個別契約の申し込み窓口は、別表第 2 の 2 - 1 に掲げる部署とします。

(2) 当社は、託送供給先需要家の書面等による同意が得られていることを条件に、託送供給依頼者からの申し込み（当社の定める様式によります。）に基づき託送供給先需要家情報（実績月別払出ガス量、実績月別最大払出ガス量、供給管引込本数等）を提供します。当社における託送供給先需要家情報の提供窓口は、別表第2の2-2に掲げる部署とします。

(3) この約款、27（内管工事に伴う費用の負担）（3）の単価表、並びに当社の高圧導管及び主要中圧導管の位置を明示した地形図の閲覧場所は、別表第2の2-3に掲げる場所とします。

6. 引受条件

当社がこの約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、当社のガス導管事業の適確な遂行に支障を生じさせないため、引き受ける託送供給が託送供給期間（託送供給期間の定めのない場合は、ガス事業法第56条に基づき当社が経済産業大臣に届け出た最新のガス供給計画の期間）を通して以下の条件に適合したものであることが必要となります。

- (1) 1 個別契約について原則として受入地点及び需要場所は各1か所であること（ただし、複数の受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な払出エリアにおける個別契約については、複数の受入地点とします。）。
- (2) 受入地点と払出地点が当社の維持及び運用する導管で接続されていること。なお、振替供給を要する場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること。
- (3) 当社が受け入れるガスの組成、圧力、性状、量等（以下「組成等」といいます。）が以下の条件を安定的に満たしていることを確認するため、託送供給依頼者及び当社の双方において常時監視が可能であること。
 - ① ガスの組成等は、別表第4に掲げる範囲内であること。ただし、別表第4に掲げられていない項目は個別に協議することとします。
 - ② ガスの組成等の監視方法は、別表第4の内容とし、託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社に報告していただくこと。
 - ③ 受け入れるガスの圧力は、受入地点における当社の導管の運用圧力の範囲内であって、かつ当社の導管に受け入れることが可能な圧力であること。
 - ④ 受け入れ払い出すガスの量及び圧力は、当社の供給設備及び導管ネットワークに影響を及ぼさないものであって、かつガスの受け入れ又は払い出しのいずれか一方が事故等により途絶した場合であ

っても当社の供給設備、導管ネットワーク及びそれらの運用に支障を生じないものであること。なお、導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件は別表第5のとおりとします。

⑤ 受け入れるガスの圧力、量及び熱量は、急激な変動がないように制御されること。

(4) 託送供給依頼者が、安定的に所要の量と組成等のガスを製造あるいは調達可能であること。

(5) 保安上及び供給安定上必要な場合に、託送供給依頼者において、受け入れ及び払い出し調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制、設備を有するとともに、休日及び夜間を含めた当社との連絡体制を確立していただくこと。

(6) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。

なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいいます。

① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量

② 日次繰越ガス量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント

③ 月次繰越ガス量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント

(7) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。

(8) 内管は当社が工事を実施したものであること。ただし、当社が特別に認める場合にはこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定める契約条件によります。

(9) 託送供給先需要家が他の託送供給依頼者からガスの供給を受けることを当社が確認した場合は、当社が託送供給依頼者にあらかじめ通知することなく託送供給の実施に必要な需要家等の情報を当該他の託送供給依頼者に対し提供する旨を、託送供給依頼者が承諾をすること。

7. 託送供給検討の申し込み

ー受入検討の申し込みー

(1) 当社の導管にガスの注入を希望される場合には、あらかじめこの約款を承諾のうえ、注入を希望する地点（以下「受入希望地点」といいます。）に関して次の事項を明らかにして、当社に受入検討申込書（当社の定める様式によります。）を提出していただきます。受入検討の申し込みは原則として1受入希望地点につき1検討とします。なお、6（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを

確認するために、明らかにしていただく事項を必要な範囲で申し込み受領後に追加することがあります。

① 受入希望地点

② 払出エリアごとの 0 時から 24 時までのガス量の計画値の合計

③ 注入開始希望日

④ 注入ガスの組成等

⑤ 注入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制

⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、検討料（20 万円に消費税等相当額を加えた金額（以下「標準検討料」といいます。）をいいます。）を受領した時をもって、検討の申し込みを受け付けたこととします。また、検討にあたり、現地調査など多額の費用を要する場合には、その作業（以下「追加受入検討」といいます。）に着手する前に託送供給依頼者に通知します。当社は追加受入検討に要する費用に消費税等相当額を加えた金額（以下「追加受入検討料」といいます。）を追加受入検討着手前に申し受け、追加受入検討終了後、実績に基づき速やかに精算することとします。

(3) 当社が受入検討を受け付けた日から起算して 15 日目の日（休日の場合は直前の休日でない日）までに託送供給依頼者から検討中止を通知する書面等（受入検討申込書の写しが添付されたもの。）が当社に到達した場合、当社は既に受領した標準検討料のうち 10 万円に消費税等相当額を加えた金額及び受領済みの追加受入検討料の合計額（以下「受入検討料返還額」といいます。）を、託送供給依頼者からの中止通知の到達後速やかに託送供給依頼者に返金します。ただし、当社が既に検討作業のために要した費用（消費税等相当額を含みません。）が 10 万円を超過した場合には、当社はこの超過額に消費税等相当額を加えた金額（以下「追加受入検討費用」といいます。）を受入検討料返還額から差し引いた金額を返金します。

(4) 当社は、追加受入検討費用が受入検討料返還額を上回る場合には、中止通知の到達後速やかに託送供給依頼者にその差額を請求し、請求日から起算して 30 日目の日（休日の場合は直後の休日でない日）までに、当社が指定した金融機関を通じて支払っていただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者に負担していただきます。

－供給検討の申し込み－

(5) 需要場所に対するガスの払い出しを希望される場合には、あらかじめこの約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして当社に申し込んでいただきます。供給検討は、需要場所単位に、1 検討として申

し込んでいただきます。（３（用語の定義）（３）に規定する１構内又は１建物等に該当するなど、当社が１つの供給検討として取り扱うことが可能と判断した場合には、複数の需要場所をまとめて１検討として申し込んでいただくことができます。）ただし、供給検討受付後に、６（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、明らかにしていただく事項を必要な範囲で追加する場合、又は改めて受入検討の申し込みを実施していただく場合があります。なお、当社は供給検討を不要とする場合があります。その基準は別途定めます。

① 希望するガスの需要場所及び引込地点

② 希望する最大払出ガス量

③ 希望するピーク日ガス量（冬期における払出地点ガス量の０時から２４時の合計量の最大値）

④ 希望する託送供給開始日

⑤ 希望する供給管の口径

⑥ 設置予定のガス機器

⑦ その他当社が必要と認める事項

（６）当社は、別表第３に規定する最高ガス栓圧力を超えるガス供給の申し込みがある場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

（７）当社は、（５）に規定する供給検討の申し込みを当社が受理した時をもって、検討申し込みを受け付けたこととします。供給検討にあたり、多額の費用を要する測量調査などの実施が必要となる場合にはその作業（以下「追加供給検討」といいます。）に着手する前に託送供給依頼者に通知します。当社は追加供給検討に要する費用に消費税等相当額を加えた金額を追加供給検討着手前に申し受け、追加供給検討完了後、実績に基づき速やかに精算することとします。

８．託送供給の可否の検討及び通知

（１）当社は、託送供給検討の申し込みがあった場合には、６（引受条件）についても確認し、託送供給が可能な場合には、当社にお支払いいただく託送供給の実施に伴って必要となる設備等に係る工事費用の概算を付して、その旨を、申し込み受付日から受入検討の場合は３か月以内に、供給検討の場合は１か月以内に託送供給依頼者に書面等にて通知します。

（２）当社は、検討の結果及び託送供給依頼者の料金その他の当社に対する債務の履行状況等により、検討申し込みに係る託送供給の一部又は全部を引き受けできない場合には、その理由を付して、その旨

を申し込み受付日から、受入検討の場合は3か月以内、供給検討の場合は1か月以内に託送供給依頼者に書面等にて通知します。

- (3) 当社は、申し込まれる内容により(1)及び(2)で規定する期間を超えて検討が必要になることが明らかとなった場合には、託送供給依頼者に検討終了予定日を通知します。

9. 託送供給契約の申し込み及び締結

ー 基本契約の申し込みの場合 ー

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給開始日の3か月前の日までに申し込みをしていただきます。
- (2) 基本契約の申し込みに伴い、7(託送供給検討の申し込み)の受入検討の必要がある場合は、8(託送供給の可否の検討及び通知)(1)及び(2)により当社が通知した後、原則として6か月以内に申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者の間で基本契約書が締結されたときに成立するものとします。
- (4) 基本契約期間は、当社のガス供給計画の期間内とします。

ー 個別契約の申し込みの場合 ー

- (5) 個別契約の申し込みは、基本契約の申し込みを事前に行っていただいたうえで、原則として以下に定める日(休日の場合は直前の休日でない日)までに、当社の定める様式により行っていただきます。ただし、ガス小売事業者の倒産及び業務停止等、当社がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。なお、契約最大払出ガス量の設定が必要となる託送供給料金を申し込まれる場合で、負荷計測器を用いる場合は、当社所有の負荷計測器を設置していただきます。その設置費用は託送供給依頼者に負担いただきます。

- ① 「供給者切替」の場合で、別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6-1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種」、「6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種」、「6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合

- ・ 託送供給開始日の前日の5営業日前の日

- ② 「供給者切替」の場合で、①以外の場合

- ・ 託送供給開始日の前日の15日前の日

③ 「供給者切替」以外の場合

- ・ 託送供給開始日（託送供給開始まで）

なお、供給者切替の個別契約を申し込む場合であって、原則として以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了の申し込みが行われなかった場合、当社は当該個別契約申し込みを無効として取り扱います。

① 別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6－1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6－2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ－A種」、「6－3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ－B種」、「6－4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6－5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約の終了を申し込みの場合、託送供給開始日の前日の3営業日前の日

② ①以外の個別契約の終了の申し込みの場合、託送供給開始日の前日の15日前の日

(6) 個別契約の申し込みに伴い、7（託送供給検討の申し込み）の供給検討の必要がある場合は、8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）及び（2）により当社が通知した後、原則として6か月以内に申し込みをしていただきます。

なお、個別契約の申し込みにあたっては、7（託送供給検討の申し込み）（5）の各号、及び8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）及び（2）により当社が通知した供給条件への対応方法を明らかにしていただきます。ただし、当社が通知した書面等に記載した供給条件と異なる条件での託送供給を希望される場合には、契約申し込み前にその旨を当社に申し出ていただき、当社が特に支障がないと認めた場合には、当該条件にて託送供給を実施する場合があります。

(7) 託送供給依頼者は、個別契約の申し込みに際しては、申し込みの対象となる需要家等が32（託送供給の制限等）、41（託送供給契約消滅後の関係）、44（供給施設等の保安責任）、46（保安に対する需要家等の協力）、47（需要家等の責任）、48（保安等のための敷地及び建物への立ち入り）、49（供給施設等の検査）、50（消費段階におけるガス事故の報告）に規定する事項を遵守する旨の承諾を得ていただきます。

(8) 個別契約の申し込みを受けた後、当社は、必要に応じて託送供給実施に必要な事項を託送供給依頼者と協議のうえで個別契約の申し込みを承諾します。契約は当社が承諾したときに成立します。

(9) 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置しない場合の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点で払い出されたガスを消費する機器の定格能力の合計値（小数点以下切り捨てとします。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。）又は当該需要場所における払出地点のガスメーターの能力の合計値で申し込んでいただきます。また、当該需要場所に

おける払出ガス量の最大値の一部を計量する負荷計測器を設置する場合の契約最大払出ガス量は、当該負荷計測器で計量する部分の契約最大払出ガス量に、負荷計測器で計量しない部分で払い出されたガスを消費する機器の定格能力の合計値又は負荷計測器で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値で申し込んでいただきます。

なお、機器の定格能力とは、当該機器の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し、3.6 を乗じた値（小数第2位四捨五入）をいいます。また、ガスメーターの能力は、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合、それぞれの圧力に該当する係数を乗じた値とします。また、当社は機器の定格能力を示す証憑を確認させていただくことがあります。

最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合… 2

最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合… 4

最高圧力が 1.0 メガパスカル以上の場合…通過するガスの圧力に応じて別途定めます。

(10) 託送供給期間は、当社のガス供給計画の期間内とし、別表第6の6-2から6-12に規定する託送供給料金表を適用する場合においては、原則として定例検針を行う日を開始の基準とした年単位とします。ただし、年単位としない託送供給期間の個別契約については、別表第6の6-1に規定する託送供給料金表を適用する場合又は託送供給依頼者から以下に掲げる申し出があり、当社が認めた場合に限り締結することができることとします。

- ① 個別契約締結時点において、託送供給先需要家の消費機器の撤去等により、託送供給先の需要が消滅する期日が明らかな場合
- ② 個別契約締結時点において、当社の託送供給を利用しなくなる期日が明らかな場合
- ③ 個別契約締結時点において、託送供給依頼者と託送供給先需要家との小売供給契約が終了する期日が明らかな場合（供給者切替によるものを除きます。）
- ④ 個別契約締結時点において、36（年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）（3）に規定する契約更新後の託送供給期間を託送供給依頼者又は託送供給先需要家の事業年度、又は暦年単位に変更する場合
- ⑤ 託送供給依頼者が託送供給先需要家との間で締結する小売供給契約の契約期間に合わせる場合（ただし、変更後の託送供給期間が1年以上となる場合に限りです。この⑤を適用する場合は、小売供給契約を確認させていただきます。）

10. 託送供給契約の単位

- (1) 当社は、1 託送供給依頼者について、1 基本契約を結びます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当該託送供給依頼者が、別途当社と連結託送供給約款に基づく基本契約を締結する場合は、その内容も含めた1 基本契約を締結することがあります。
- なお、この場合、1 基本契約を締結するか否かにかかわらず、6（引受条件）（6）及びⅢ（託送供給の実施）に規定する事項についても、連結託送供給約款により締結された基本契約及び個別契約と一体として取り扱うことがあります。
- (3) 当社は、原則として、1 受入地点、1 需要場所、1 託送供給依頼者について1 個別契約をもって託送供給を行います。ただし、複数の受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な払出エリアにおける個別契約については、複数の受入地点とします。それぞれの個別契約は原則として1 基本契約に属するものとします。

11. 承諾の義務

- (1) 当社は、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の託送供給契約又は23（ガス工事の申し込み）に規定するガス工事の申し込みがあった場合には、(2)、(3)又は(4)に規定する場合を除き、承諾します。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの託送供給又はガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの託送供給能力が減退した場合
 - ③ 申し込まれたガスの受入地点、払出地点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能な場合又は著しく困難な場合
- (3) 当社は、32（託送供給の制限等）(2)の制限又は停止事由に該当する場合や、託送供給依頼者の当社とその他の託送供給契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金その他の当社に対する債務の履行状況等により、申し込みを承諾できないことがあります。

- (4) 当社は、託送供給依頼者が6（引受条件）で規定する条件又は8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）及び（2）で通知した条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、（2）から（4）によりガスの託送供給又はガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者に通知します。

12. 託送供給の開始

- (1) 当社は、託送供給開始日に託送供給を開始します。なお、託送供給の開始に先立ち、この約款並びに託送供給契約で定める条件が満たされていることを確認するために必要となる措置について、託送供給依頼者は当社に協力していただきます。
- (2) 当社は、託送供給依頼者からの申し込みに基づき、定例検針日の翌日以外の日に供給者切替による託送供給を開始する場合があります。この場合、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）（4）に規定する検針を、託送供給開始日の前日に実施します。検針にかかる費用は託送供給依頼者に負担いただきます。
- (3) 託送供給依頼者は供給者切替によらない託送供給を実施する際には、託送供給開始日に、必要な措置を行い、当社に報告していただきます。報告は原則3営業日後までに行っていただきます。
- 託送供給依頼者は、その必要な措置を第三者に委託する場合は、あらかじめ当社にその委託先を通知していただきます。
- (4) 当社は、以下の理由によって託送供給契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ、託送供給開始日を定めて託送供給を開始します。
- ① 託送供給契約申し込み受付後に検針予定日が変更になった場合
 - ② 予定していた工事の工程が変更になった場合
 - ③ 建築工事等の工事の工程が変更になった場合（概ね1か月以内）
 - ④ その他の合理的な理由がある場合
- (5) (4)以外の理由により託送供給契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことについて、当社の責に帰すべき事由によらない場合は、託送供給依頼者には変更前の託送供給開始日から変更後の託送供給開始日の前日までの18（託送供給料金）に規定する基本料金相当額を19（料金算定期間及び日割計算）及び20（料金等の支払い）の規定を準用して支払っていただきます。

Ⅲ. 託送供給の実施

13. 払出計画ガス量の通知

- (1) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先立ち、個別契約に基づく月間払出計画ガス量を、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、翌 1 か月分の月間払出計画ガス量を、毎月 20 日（休日の場合は直前の休日でない日）までに、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。
- (3) 託送供給依頼者又は当社は、保安上又は供給安定上の事由等により月間払出計画ガス量を大幅に変更する必要がある場合には、速やかに相手方に通知し、協議によって合意した場合にはこれを変更することができるものとします。
- (4) 託送供給依頼者は、日別払出計画ガス量を、前日までに、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。

14. 注入計画ガス量の通知

- (1) 当社は、注入グループごとに注入計画ガス量を算定します。なお、一注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した日別払出計画ガス量がある場合は、注入計画ガス量を日別払出計画ガス量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画ガス量を算定します。
- (2) 振替供給を行う場合、当社は、(1)で算定する注入計画ガス量を修正します。
- (3) 当社は、(1)で算定した注入計画ガス量（(2)による修正があった場合は(2)で修正した注入計画ガス量）に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を当社が定める方法により反映し、注入計画指示ガス量として託送供給依頼者に通知します。
- (4) 託送供給依頼者は、原則として注入計画指示ガス量と受入ガス量が毎正時から始まる 1 時間ごとに一致するよう調整するものとします。
- (5) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものとします。

15. 受入ガス量及び払出ガス量の計量

－ 受入地点の検針 －

- (1) 当社は、1 時間ごと毎正時に検針を行います。
- (2) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は託送供給依頼者と当社の協議によって定めるものとします。

－ 払出地点の検針 －

- (3) 当社は、当社があらかじめ定めた日に毎月 1 度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順等により定めます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

- (4) 当社は、定例検針日以外に、以下の各号に定める日に検針を行います。ただし、当社が託送供給の実施に支障がなく検針する必要があると判断した場合は、この限りではありません。

- ① 新たに託送供給を開始した日（ただし、定例検針日の翌日に供給者切替による託送供給を開始した場合を除きます。）
- ② 12（託送供給の開始）（2）に規定する供給者切替により託送供給を開始する前日
- ③ 36（年単位の個別契約（3 部料金）の託送供給期間満了）、37（年単位でない個別契約（3 部料金）の託送供給期間満了）又は 39（個別契約（2 部料金）の終了）により託送供給契約を終了した日、又は 38（個別契約（3 部料金）の契約期間内での変更）（2）により託送供給契約を中途解約した日（ただし、供給者切替による中途解約を除きます）
- ④ 40（託送供給契約の解約）により解約を行った日
- ⑤ ガスメーターを新たに取付けた日、取り外した日又は取り替えた日
- ⑥ その他当社が必要と認めた日

- (5) 当社は、託送供給が新たに開始された場合で、供給開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が 5 日（休日を除きます。）以下の場合には、供給開始直後の定例検針を行わないことがあります。

(6) 当社は、託送供給契約が 38 (個別契約 (3 部料金) の契約期間内での変更) (2)、又は 39 (個別契約 (2 部料金) の変更及び終了) の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が 4 日 (休日を除きます。) 以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(7) 当社は、需要家等の不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に払出地点の検針ができない場合があります。

－ 受入地点のガス量の算定 －

(8) 当社は、(1) の検針結果により、受入ガス量を算定することとし、算定結果を速やかに託送供給依頼者に通知します。

－ 払出地点のガス量の算定 －

(9) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み等により、その料金算定期間の払出地点のガス量を算定することとし、算定結果を速やかに託送供給依頼者に通知します。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中のガス量を合算して、その料金算定期間のガス量とします。

(10) (9) の「検針日」とは、次の日をいいます ((11) 及び(16) において同じ。) 。

① (3) 及び(4) ①②③④⑥の日であって、検針を行った日。ただし、あらかじめ当社が指定した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。

② (13) から(16) までの規定によりガス量を算定した日

③ (17) の規定によりガス量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(11) (9) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

① 検針日の翌日 0 時から次の検針日 24 時までの期間をいいます。(②の場合を除きます。)

② 新たに託送供給を開始した場合、その開始の日 0 時から次の検針日 24 時までの期間 (ただし、同一日に託送供給開始と終了の検針を実施した場合を除きます。)

(12) 払出ガス量の最大値は以下のとおりとします。

① 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置する場合

当該負荷計測器の計量値

② 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置しない場合

②－１ 負荷計測器を一切設置しない場合

契約最大払出ガス量

②－２ 負荷計測器を一部のみ設置する場合

設置した負荷計測器の計量値に負荷計測器で計量しない部分で払い出されたガスを消費する機器の定格能力の合計値又は負荷計測器で計量しない部分のメーター能力の合計値を加えた値

－ 需要家等が不在の場合のガス量算定等 －

(13) 当社は、需要家等が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）のガス量は、原則としてその直前の料金算定期間のガス量と同量とします。この場合、推定料金算定期間の次の実際の検針にもとづく料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）のガス量は、次の算式により算定します。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

(備 考)

$V1$ = 推定料金算定期間のガス量（推定料金算定期間が連続した場合はその期間のガス量の合計）

$V2$ = 翌料金算定期間のガス量

$M1$ = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値（推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値）

$M2$ = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(14) (13)で算定した結果がマイナスになる場合は、推定料金算定期間のガス量を次の①の算式で算定したガス量に、翌料金算定期間のガス量を次の②の算式で算定したガス量に、各々見直します。ただし、翌料金算定期間が 19（料金算定期間及び日割計算）（２）①に該当する場合、次の算式によらず、推定料金算定期間と翌料金算定期間の各期間の日数に応じてガス量を算定します。なお、この場合の推定料金算定期間は 30 日として取り扱います。

① $V\alpha = (M2 - M1) \div (n + 1)$ （小数点第 1 位以下の端数は切り下げます。）

② $V2 = (M2 - M1) - (V\alpha \times n)$

(備 考)

V_{α} = 推定料金算定期間のガス量（推定料金算定期間が連続した場合は、それぞれの推定料金算定期間のガス量）

V_2 = 翌料金算定期間のガス量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値（推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値）

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

n = 連続した推定料金算定期間の回数

(15) 当社は、需要家等が不在等のため検針できなかった場合において、その需要家等の不在等の期間が明らかなきときには、その推定料金算定期間のガス量は次のとおりとします。

① 需要家等が推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときには、その月のガス量は0立方メートルとします。

② 需要場所に対する過去の託送供給実績からみて、託送供給を行った期間に応じてガス量を算定することが可能と認められる場合には、その月のガス量は、その託送供給を行った期間に応じて算定したガス量とします。

(16) 当社は、新たに託送供給を開始した日以降最初の検針日に、需要家等が不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間のガス量は、0立方メートルとします。

ー 災害及び感染症の流行及びガスメーター故障等の場合のガス量算定等 ー

(17) 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の払出地点のガス量は、(13)から(16)に準じて算定します。なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(19)又は(20)に準じて払出地点のガス量を算定し直します。

(18) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で規定する使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第11の算式により払出地点のガス量を算定します。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定します。

(19) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、払出地点のガス量を算定します。

(20) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失してガス量が不明である需要家等が多数発生し、ガス量算定について託送供給依頼者との個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間のガス量は(19)の基準により算定することがあります。なお、託送供給依頼者より申し出がある場合は、協議のうえ改めて払出地点のガス量を算定し直します。

(21) 当社は、別表第3の規定による最高ガス栓圧力を超えてガスを供給する場合には、別表第12の算式により払出地点のガス量を算定します。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

(22) ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者の立ち会いのうえ、別表第14により払出地点のガス量を確定するものとします。ただし、この場合の計量方法について、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。

16. 託送供給するガス量の差異に対する措置

(1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は、原則当該日の2日後の当該託送供給依頼者（調整指令を実施した場合は、その調整指令を受けた製造事業者等にガス製造を委託している者とする。）の注入計画ガス量に反映するものとします。

(2) 任意の対応する毎正時から始まる1時間において注入計画指示ガス量と受入ガス量の差の絶対値が注入計画指示ガス量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定することとします。

ただし、14（注入計画ガス量の通知）（5）に規定する調整指令を行った場合には、当該調整指令にかかる受入地点について、当該日における調整指令以降の注入計画乖離補償料は申し受けません。

① 受入ガス量が注入計画指示ガス量を上回った場合

$$(\text{受入ガス量} - \text{注入計画指示ガス量}) \times \text{注入計画乖離補償単価}$$

② 受入ガス量が注入計画指示ガス量を下回った場合

$$(\text{注入計画指示ガス量} - \text{受入ガス量}) \times \text{注入計画乖離補償単価}$$

なお、注入計画乖離補償単価については別表第10に定めるものとします。

(3) 月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下この差の絶対値を「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、(4)から(6)のとおりとし、その細目は託送供給契約に定めまします。なお、(4)から(6)における託送供給依頼者には、この約款で規定する託送供給依頼者に加え、連結託送供給約款で規定する託送供給依頼者を含みます。

(4) 当社が託送供給を行うすべての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以内の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。

(5) 当社が託送供給を行うすべての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える場合、当該託送供給依頼者において、日別払出計画ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差の絶対値が日別払出計画ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

① すべての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。この場合、繰り越しが可能なガス量を月次繰越ガス量とします。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。(ロ)において、「過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値」における過不足ガス量は月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値とします。

$$V = V1 \times \frac{V2}{V3}$$

V : 月次繰越ガス量

V1 : 過不足ガス量 (*)

V2 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量 (*) の合計

V3 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量 (*) の合計

(*) 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値がマイナスになる場合は、マイナスの値とします。

また、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

② すべての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。この場合、繰り越しが可能なガス量を月次繰越ガス量とします。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

ー 起因者の場合 ー

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \\ & \times \left(\left(\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \right. \right. \\ & \quad \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \\ & \quad + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \\ & \quad \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \\ & \quad + \text{石油石炭税等租税課金} \left. \right) \\ & \times 70 \text{ パーセント} \\ & \times \text{公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量

- × ((精算対象月の全日本通関LNG価格
 - × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
 - + 精算対象月の全日本通関LPG価格
 - × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
 - + 石油石炭税等租税課金)
- × 130 パーセント
- × 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数 + 製造単価)

ー 起因者以外の場合 ー

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。(ロ)において、「過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値」における過不足ガス量は月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値とします。

V 2

$$V = V 1 \times \frac{V 2}{V 3}$$

V 3

V : 月次繰越ガス量

V 1 : 過不足ガス量 (※)

V 2 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量 (※) の合計

V 3 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5 パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量 (※) の合計

(※) 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値がマイナスになる場合は、マイナスの値とします。

また、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

ー 起因者の場合 ー

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値

× ((精算対象月の全日本通関 LNG 価格

× 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

+ 精算対象月の全日本通関 LPG 価格

× 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

+ 石油石炭税等租税課金)

× 70 パーセント × 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数 + 製造単価)

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値

× ((精算対象月の全日本通関LNG価格

× 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

+ 精算対象月の全日本通関LPG価格

× 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

+ 石油石炭税等租税課金)

× 130 パーセント × 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数 + 製造単価)

ー 起因者以外の場合 ー

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、託送供給依頼者から、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、託送供給依頼者から、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(6) 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量の精算に用いる実費相当単価は、精算対象月の託送供給依頼者のガス生産及び購入単価に、別表第10に規定する製造単価を加算して算定するものとします。
なお、ガス生産及び購入単価の裏付けとなる資料も当社に提出いただきます。

17. 単位及び端数処理等

この約款においてガスの量並びに託送供給料金その他の費用負担額を算定する場合の単位及びその端数処理は、特に定めがない限り次のとおりとします。

- ① 計量するガスの単位は立方メートル単位の整数とし、小数点以下は読みません。
- ② 計量するガスの熱量は、標準状態で 45 メガジュールとします。
- ③ 託送供給料金その他の費用負担額を算定する場合における合計金額の単位は 1 円とし、小数点以下は切り捨てます。なお、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、小数点以下はそれぞれ切り捨てます。

IV. 料金その他に関する事項

18. 託送供給料金

当社は、個別契約に基づき、別表第 6 の料金表を適用して、19（料金算定期間及び日割計算）（1）に規定する料金算定期間ごとに以下の算式により算定した託送供給料金額に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

$$(\text{託送供給料金 (円)}) = (\text{基本料金 (円)} * 1) + (\text{従量料金 (円)} * 2)$$

$$*1 (\text{基本料金 (円)}) = (\text{定額基本料金 (円)}) + (\text{流量基本料金 (円)} * 3)$$

（19（料金算定期間及び日割計算）（2）（3）（4）により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。）

$$*2 (\text{従量料金 (円)}) = (\text{従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)})$$

$$\times (\text{当該料金算定期間の払出ガス量の合計値 (} \text{m}^3 \text{)})$$

$$*3 (\text{流量基本料金 (円)})$$

$$= (\text{流量基本料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{契約最大払出ガス量 (} \text{m}^3 \text{)})$$

別表第6の6-6から6-12のいずれかの料金表を適用しており、引込地点の当社の導管が高压導管である場合は、別表第6の6-14に掲げる高压託送供給割引料金表を適用して以下の算式により算定した額を、上記託送供給料金から差し引きます。（なお、以下の算式では、契約最大払出ガス量として高压導管における契約最大払出ガス量を用います。）

（高压託送供給割引料金（円））

$$= (\text{流量基本料金（円）} * 4) + (\text{従量料金（円）} * 5)$$

*4（流量基本料金（円））

$$= (\text{流量基本料金単価（円/}m^3\text{）}) \times (\text{契約最大払出ガス量（}m^3\text{）})$$

（19（料金算定期間及び日割計算）（2）（3）（4）により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。）

*5（従量料金（円））

$$= (\text{従量料金単価（円/}m^3\text{）}) \times (\text{当該料金算定期間の払出ガス量の合計値（}m^3\text{）})$$

別表第6の6-1から6-5のいずれかの料金表を適用している場合で、引込地点の当社の導管が中圧導管である場合には、別表第6の6-15に掲げる中圧託送供給割引料金表を適用して以下の算式により算定した額を、上記託送供給料金から差し引きます。（19（料金算定期間及び日割計算）（2）（3）（4）により日割計算後基本料金が算定される場合には、別表第6の6-1から6-3、6-15の料金区分は、前回の検針日の翌日から今回の検針日までのガス量を日割計算して1か月換算したガス量によります。）

（中圧託送供給割引料金（円）） = （基本料金（円）*6） + （従量料金（円）*7）

*6（基本料金（円）） = （定額基本料金（円））

（19（料金算定期間及び日割計算）（2）（3）（4）により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。）

*7（従量料金（円））

$$= (\text{従量料金単価（円/}m^3\text{）}) \times (\text{当該料金算定期間の払出ガス量の合計値（}m^3\text{）})$$

別表第6の6-6から6-12のいずれかの料金表を適用しており、引込地点の当社の導管が低圧導管である場合は、別表第6の6-16に掲げる低圧託送供給加算料金表を適用して以下の算式により算定した額を、上記託送供給料金に加えて申し受けます。(19(料金算定期間及び日割計算)(2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合には、別表第6の6-16の料金区分は、前回の検針日の翌日から今回の検針日までのガス量を日割計算して1か月換算したガス量によります。)

$$(\text{低圧託送供給料金(円)}) = (\text{基本料金(円)} * 8) + (\text{従量料金(円)} * 9)$$

$$*8 (\text{基本料金(円)}) = (\text{定額基本料金(円)})$$

(19(料金算定期間及び日割計算)(2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。)

$$*9 (\text{従量料金(円)})$$

$$= (\text{従量料金単価(円/}\text{m}^3\text{)}) \times (\text{当該料金算定期間の払出ガス量の合計値(}\text{m}^3\text{)})$$

19. 料金算定期間及び日割計算

(1) 当社は、託送供給料金の算定を(2)(3)(4)に掲げる場合を除き1料金算定期間を「1か月」として料金を算定します。

(2) 当社は、以下の場合には、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除き、託送供給料金(基本料金に限ります。)を日割計算により算定します。ただし、託送供給依頼者の申し出により38(個別契約(3部料金)の契約期間内での変更)(2)による託送供給契約の中途解約(以下「中途解約」といいます。)を行う場合、契約最大払出ガス量の増量又は減量に伴い託送供給契約を変更する場合(この場合は増量又は減量前の基本料金を申し受けます。)及び40(託送供給契約の解約)(2)により託送供給契約を解約する場合は、日割計算を行いません。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合

② 新たに託送供給を開始(託送供給契約を変更する場合の変更後の託送供給開始を含みます。)した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

③ 39(個別契約(2部料金)の終了)の規定により個別契約を終了した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

④ 32（託送供給の制限等）の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

（３）当社は、（２）①②③の規定により料金の日割計算をする場合、別表第 13「料金の日割計算（１）」によります。

（４）当社は、（２）④の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第 13「料金の日割計算（２）」によります。

20. 料金等の支払い

（１）託送供給料金の支払義務は、当社が請求を行った日に発生します。

（２）21（補償料）に規定する補償料の支払義務は、当社が請求を行った日に発生します。

（３）16（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月 1 日に発生します。

（４）16（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月 1 日に発生します。

（５）託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目とします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。

（６）注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目とします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。

— 託送供給依頼者が当社に支払う場合 —

（７）託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「料金等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。

（８）（７）の支払いは、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものとします。

（９）（７）の支払いにかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担とします。

- (10) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (11) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。
- (12) 延滞利息の支払義務は、原則として、(11)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (13) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(11)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。
- (14) 料金等及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

— 当社が託送供給依頼者に支払う場合 —

- (15) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (16) (15)の支払いは、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものとします。
- (17) (16)の支払いにかかる振込手数料は、当社の負担とします。
- (18) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払いの日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いします。
- (19) 延滞利息の支払義務は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する託送供給料金の支払義務発生日に発生するものとし、当社は延滞利息を当該料金の支払期限日までにお支払いします。
- (20) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いします。

21. 補 償 料

当社は、(1)(2)に該当する場合は、託送供給依頼者から各々の補償料（金額が0円を超える場合に限り、）及び消費税等相当額を申し受けます。ただし、以下の場合には、当社は(1)個別契約中途解約補償料を申し受けません。

- ① 中途解約が、設備の故障等不測の事態の発生に起因するものである場合
- ② 中途解約が、天変地異その他著しい社会的及び経済的変動等の他律的要因の発生に起因するものである場合
- ③ 個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器の増設等により、託送供給期間満了前に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合
- ④ その他、補償料を申し受けないことが合理的と当社が認めた場合

(1) 個別契約中途解約補償料

当社は、託送供給期間の定めのある個別契約（別表第6の6-13. ガス灯託送供給料金を適用する個別契約を除きます。）が託送供給期間満了前に解約（以下「中途解約」といいます。）された場合には、次の算式によって算定した個別契約中途解約補償料を申し受けます。供給者切替に伴う中途解約の場合は①のとおり、個別契約における契約最大払出ガス量を変更する場合は②のとおり取り扱います。なお、料金表を変更するための中途解約（料金表の変更が別表第6の6-1. 標準託送供給料金I種への変更である場合を除きます。）の場合は②に準じて取り扱います。

※ 別表6-2、6-3、6-15、6-16の料金区分は、中途解約日の属する月の前月までの料金算定期間における払出ガス量の合計値（以下「月間託送供給ガス量」といいます。）の平均値*によります。なお、中途解約日の属する月の前月までの払出ガス量が存在しない場合は、別表6-2、6-3、6-15、6-16の料金区分は、中途解約日の属する月の月間託送供給ガス量によります。ただし、19（料金算定期間及び日割計算）（2）（3）（4）により日割計算後基本料金が算定される場合は、当該月間託送供給ガス量に代え1か月換算ガス量によります。

* 中途解約日の属する月の前月までの払出ガス量の合計÷供給開始月から中途解約月の前月までの月数

個別契約中途解約補償料（円）＝ P×M

P：当該個別契約に基づく基本料金相当額（円）

※ 託送供給依頼者が個別契約にて申し込んだ料金表を適用

M：中途解約日の属する月の翌月から託送供給期間の満了日までの契約の残存月数（月）

- ① 供給者切替に伴う中途解約の場合には、次の算式によって算定した個別契約中途解約補償料を申し受けます。

個別契約中途解約補償料（円）

$$= \{ P 1 \times V 1 \times (M 1 + M 2) \} - \{ (P 1 \times V 1 \times M 1) + (P 2 \times V 2 \times M 2) \}$$

P 1 : 中途解約を行う託送供給依頼者が当該個別契約にて申し込んだ料金表における流量基本料金（円）

P 2 : 供給者切替後の託送供給依頼者が個別契約にて申し込んだ料金表における流量基本料金（円）

V 1 : 中途解約を行う託送供給依頼者が当該個別契約にて定めた契約最大払出ガス量（m³/h）

V 2 : 供給者切替後の託送供給依頼者が個別契約にて定めた契約最大払出ガス量（m³/h）

M 1 : 当該個別契約に基づき託送供給を実施した月数（月）※ 中途解約日の属する月も含む

M 2 : 中途解約日の属する月の翌月から託送供給期間の満了日までの契約の残存月数（月）

- ② 託送供給期間満了前に契約最大払出ガス量を変更される場合には、次の算式によって算定した個別契約中途解約補償料を申し受けます。

②-1 契約最大払出ガス量を増量変更した場合

$$\text{個別契約中途解約補償料（円）} = P \times (V 2 - V 1) \times M$$

P : 変更前の個別契約に基づく流量基本料金単価（円）

V 1 : 変更前の個別契約に基づく契約最大払出ガス量（m³/h）

V 2 : 変更後の個別契約に基づく契約最大払出ガス量（m³/h）

M : 変更前の個別契約に基づき託送供給を実施した月数（月）

※ 変更を実施した日の属する月も含む

②-2 契約最大払出ガス量を減量変更した場合

$$\text{個別契約中途解約補償料（円）} = P \times (V1 - V2) \times M$$

P : 変更前の個別契約に基づく流量基本料金単価（円）

V1 : 変更前の個別契約に基づく契約最大払出ガス量（m³/h）

V2 : 変更後の個別契約に基づく契約最大払出ガス量（m³/h）

M : 変更を実施した日の属する月の翌月から当該個別契約満了までの月数（月）

※ 月数が整数でない場合、整数に満たない月数部分を日割計算

（2）契約最大払出ガス量超過補償料

- ① 料金算定期間における払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を上回った場合には、次の算式により算定する契約最大払出ガス量超過補償料を申し受けます。なお、過去の料金算定期間において契約最大払出ガス量超過補償料が発生している場合には、当月の契約最大払出ガス量超過補償料が、過去の契約最大払出ガス量超過補償料の最高額を超えている場合に限り申し受けることとし、その超えている額のみをお支払いいただきます。

$$\text{契約最大払出ガス量超過補償料（円）} = P \times V \times M$$

P : 流量基本料金単価（円/m³）

V : 契約最大払出ガス量超過量（m³）*1

M : 当該託送供給期間の月数（月）*2

*1 : 当該料金算定期間の払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を上回った場合、次の算式により算定するガス量

（契約最大払出ガス量超過量（m³））

=（当該料金算定期間の払出ガス量の最大値（m³））

－（契約最大払出ガス量（m³））

*2 : 当該託送供給期間の月数が整数でない場合には整数に満たない月数部分を日割計算

- ② 当社が①により託送供給依頼者から契約最大払出ガス量超過補償料を既にお支払いいただいた場合であって、託送供給依頼者が 38（個別契約（3 部料金）の契約期間内での変更）（1）に基づき契約最大払出ガス量を増加する契約変更を行ったときには、当社は以下の算式により算定する精算金を託送供給依頼者に支払います。この場合、当社は契約変更日の属する料金算定期間以降の各料金算定期間の料金等の請求額から、契約変更後の料金算定期間の流量基本料金と契約変更前の料金算定期間の流量基本料金の差額を控除することにより精算金相当額に達するまで料金算定期間ごとに相殺する方法で支払うものとします。なお、精算金には利息を付しません。

精算金（円）

$$\begin{aligned} &= \text{契約変更前に発生した契約最大払出ガス量超過補償料の合計金額（円）} \\ &\quad \times \text{契約変更日の翌日から契約満了日までの残存月数（月）} * \\ &\quad \div \text{当該託送供給期間の月数（月）} * \\ &\quad - \left(\text{当社が支払いを受けていない契約最大払出ガス量超過補償料がある場合には当該補償料の合計金額（円）} + \text{当社が支払いを受けていない契約最大払出ガス量超過補償料がある場合には当該補償料の延滞利息（円）} \right) \end{aligned}$$

* 当該託送供給期間の月数が整数でない場合には整数に満たない月数部分を日割計算

V. 必要となる設備

22. 託送供給に必要となる設備

- （1）託送供給を実施するにあたり必要となる設備（以下「必要設備」といいます。）は、原則として別表第 7 に掲げるものであり、詳細仕様は協議により定めます。
- （2）必要設備等の所有権は、費用負担の如何にかかわらず、原則として受入地点から引込地点までの部分及びガスメーター等については当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、託送供給契約等で当社に帰属するものと定めた場合を除き、当社に帰属しないものとします。
- （3）当社が設置若しくは所有する供給設備等の工事及び維持管理のために必要な用地の確保、又は託送供給先需要家との調整等について、託送供給依頼者は当社に協力していただきます。

なお、用地の確保及び託送供給期間中の用地の使用の継続に要する費用（託送供給依頼者からのガスを受け入れるために必要な設備に関するものに限ります。）は、託送供給依頼者から申し受けます。

23. ガス工事の申し込み

当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載のうえ需要家等へ周知していただくものとします。

- (1) ガスを新たに供給するため、又は需要家等のガスの使用状況の変更をしようとするためのガス工事を申し込む託送供給依頼者（以下「工事申込者」といいます。）は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社が別途定める契約条件に基づき、当社に申し込みをしていただきます（25（ガス工事の実施）（1）ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。

なお、需要家等、工事申込者以外の者がガス工事を申し込む場合も当社が別途定める契約条件に基づき、当社に申し込みをしていただきます（承諾工事人にガス工事を申し込む方を除きます。）。

- (2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。

- (3) 当社は、(1)の申し込みに応じて、ガスメーターの能力等の仕様を決定します。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、工事申込者又は需要家等が設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力とします。

- (4) 家庭用にガスを供給する場合には、(3)の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。

- ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
- ② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとします。）

- (5) 家庭用以外にガスを供給する場合は、その需要のガス使用状況に応じ、工事申込者と協議の上(3)の標準的ガス消費量を算出することがあります。

- (6) 当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置します。なお、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを 2 個以上設置することがあります。

- (7) 当社は、工事申込者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置します。

- (8) 当社は、3（用語の定義）(23)の境界線内において、その需要家等のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、需要家等は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情及び紛争が生じて、当社は責任を負いません。
- (9) 当社は、保安作業、検針などを円滑に行うために必要と認めたときは、需要家等の承諾を得て当社の費用でガスメーターの位置変えなど需要家等が所有されている供給施設の軽微な変更工事を行うことがあります。この場合、需要家等は合理的な理由がない限り承諾していただきます。
- (10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置若しくは変更した場合、当社が点検等で供給施設を確認した際、又は託送供給契約の締結、変更若しくは解約に伴い、3（用語の定義）(23)の境界線内の土地、建物若しくは施設又はその周辺道路に、円滑なガス供給、迅速なガス工事及び保安の確保のために、需要家等にかかる情報を表示した当社所定の標識（シール、札及び杭等）を設置させていただきます。
- (11) 当社が、需要家等のために私道に導管を埋設する場合には、需要家等は私道所有者等からの承諾を得ていただきます。

24. ガス工事の承諾の義務

- (1) 当社は、23（ガス工事の申し込み）(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾します。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガス工事の実施が困難な場合
 - ③ 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合又は著しく困難な場合

(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者に通知します。

25. ガス工事の実施

ー ガス工事の施工者等 ー

(1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工します。ただし、(2)に規定する工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。

(2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で 0.1 メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が 16 立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事とします。

- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
- ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
- ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
- ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
- ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
- ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

(3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

ー 気密試験等 ー

(4) 当社が施工した内管及びガス栓を当社が工事申込者に引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人が工事申込者に引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵があると当社が判断した場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設への託送供給をお断りすることがあります。

26. 工事に伴う費用の負担

ー 工事負担金 ー

(1) 払い出しのための必要設備のうち、本支管及び整圧器（3（用語の定義）（27）の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、当社が施工し、設置するものとします。なお、設置にあたって、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器（3（用語の定義）（27）の整圧器を除きます。）は、当社が将来他の需要家等への託送供給のためにも使用します。

① ガス工事の申し込みに伴い、本支管、整圧器又はガス遮断装置を新たに設置する工事（以下「延長工事」といいます。）を行う場合において、需要家等の予定ガス量（以下「予定ガス量」といいます。）に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第8に掲げる本支管及び整圧器のうち、予定ガス量に必要な最小限の口径のものをいいます。）の設置の工事に要する費用（以下「延長工事費」といいます。）が別表第9の当社負担額を超えるときは、その差額

② ガス工事の申し込みに伴い、本支管を入れ替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」といいます。）を行う場合において、その工事に要する費用（①の考え方によります。）から入取替工事によって不要となる本支管又は整圧器と同等のものの材料価額（すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものとします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものとします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第9の当社負担額を超えるときは、その差額

③ ガス工事の申し込みにともなう延長工事が入取替工事をともなう場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第9の当社負担額を超えるときは、その差額

ー 複数の工事申込者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 ー

(2) 複数の工事申込者からガス工事の申し込み（この約款に基づく申し込みに限らず、当社ガス工事約款に基づく申し込みも含みます。）をいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合にお

いて、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

(3) (2)の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものとします。）が、その複数の工事申込者についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただくものとし、公平の原則に基づき、それぞれの工事申込者別に割り振り、算定します。

(4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされたすべての工事申込者の申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

(5) 複数の工事申込者から共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。

(6) (5)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものとします。）が、その複数の工事申込者についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。この工事負担金は、それぞれの工事申込者ごとの算定を行いません（(8)、(9)において同じ。）。

(7) 工事申込者から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って延長工事及び入取替工事を行う場合は、(5)の申し込みがあったものとして取り扱います。

(8) (7)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものとします。）が、使用予定者についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。

ー 宅地分譲地の場合の工事負担金の算定 ー

(9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、工事申込者により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。

② 申し込みによるガスの使用予定者への託送供給に必要な延長工事費及び入取替工事費が、3年経過後の払い出し予定についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パ

ーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その 30 パーセント以上とすることができません。

- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、工事申込者にガス工事の申し込みを受けた時に 3 年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、工事申込者と協議のうえ、工事負担金を決定することがあります。

ー 設備負担金 ー

- (10) 必要設備（本支管及び整圧器を含みません。）のうち、ガスの圧力、性状の監視等、託送供給に伴う受け入れのために、当社において必要となる設備については、当社が設置します。

なお、当社は、その必要設備の設置工事及び当社設備の改造、変更及び更新の工事に要する材料費、工事費及び諸経費等の合計額（ガスメーター本体の費用を除きます。）に消費税等相当額を加えた額を託送供給依頼者から設備負担金として申し受けます。

ー 工事負担金及び設備負担金契約 ー

- (11) 託送供給依頼者と当社は、設備負担金に関する必要な事項について設備負担金契約書を工事着手前に作成します。この場合、契約は契約書締結時に成立します。

- (12) 工事申込者と当社は、工事負担金に関する必要な事項について、必要に応じて工事負担金契約書を工事着手前に作成します。この場合、契約は契約書締結時に成立します。

- (13) 工事着手（設計業者、工事業者との折衝等の工事準備行為を含みます。以下において同じ。）後、当社の責に帰さない事由によって、託送供給開始前に託送供給契約が解約又は変更される場合、(11)、(12)に規定する工事負担金契約及び設備負担金契約が解約又は変更される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則とします。

ただし、工事を実施していない部分につき、28（工事費等の申し受け及び精算）(10)の①から④の事情に該当することが判明し、当社が託送供給契約、工事負担金契約及び設備負担金契約の解約又は変更もやむを得ないと認める場合は、工事申込者と協議のうえ、当社は賠償額の一部又は全部を免除することがあります。

- (14) (13)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりとします。

① すでに工事等を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含むものとします。）及び工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものとします。）

② 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含むものとします。）

③ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

(15) 工事申込者の都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事に変更、中断又は解約される場合は、それにより発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。

27. 内管工事に伴う費用の負担

ー 供給施設の所有区分と工事費 ー

(1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担していただきます。

(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、需要家等は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6)及び(8)において同じ。）。

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、以下の①に規定する方法により算定した見積単価（ただし、以下の②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費及び設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示します。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、別表第2に規定する閲覧場所に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出します。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出します。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出します。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出します。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出します。

- ② 次の各号にかかげる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものとします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格及び工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する工事

- (4) 需要家等のために設置されるガス遮断装置は、原則として需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担いただきます。
- (5) (4)に規定するガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。
- (6) 需要家等の申し込みによりその需要家等のために設置される整圧器は、需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担いただきます。
- (7) (6)に規定する整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。
- (8) 需要家等の申し込みにより設置される昇圧供給装置は、需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担いただきます。
- (9) (8)に規定する昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。
- (10) ガスメーター等は当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）は、工事申込者に負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取り替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担します。
- (11) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担します。ただし、需要家等の申し込みにより供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）は、その工事申込者に負担していただきます。

－工事材料の提供と工事費の算定－

(12) 当社は、工事申込者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定します。

- ① 当社は、工事申込者が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の規定する基準に適合していることを要します。工事申込者が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定します。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）を工事申込者に負担していただきます。
- ② 当社は、当社が別に定めた規格及び工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その材料を控除して工事費を算定します。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）を工事申込者に負担していただきます。
- ③ ②の工事申込者が提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計及び施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

(13) (1)から(12)のガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社がガス工事の申し込みを承諾したときに成立します。なお、契約を変更する場合も同様とします。工事申込者が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成します。この場合、契約は、契約書締結時に成立します。

28. 工事費等の申し受け及び精算

(1) 当社は、ガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細を通知し、工事申込者と協議のうえ、工事予定日を決定します。

- (2) 当社は、26（工事に伴う費用の負担）の工事負担金及び設備負担金を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事申込者に工事負担金及び設備負担金の明細を通知します。
- (3) (1)及び(2)のガス工事の設計及び見積もりなどに際して、試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、工事申込者に負担していただく場合があります。
- (4) 当社は、26（工事に伴う費用の負担）(1)から(8)の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事負担金及び設備負担金を、原則として、その工事完成日（ガス託送供給の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（3（用語の定義）(27)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (5) 当社は、27（内管工事に伴う費用の負担）の規定により、工事申込者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (6) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、工事申込者に負担いただく 26（工事に伴う費用の負担）及び 27（内管工事に伴う費用の負担）の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに 2 回以上に分割して申し受けることがあります。
- ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として 6 か月を超える工事をいいます。）
- ② その他、当社が特に必要と認めた工事
- (7) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が 10 万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。
- (8) 当社は、需要家等所有の既設内管を、その需要家等からの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事等当社が認める場合には、工事費等の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。
- (9) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。
- (10) 当社は、工事費、工事負担金及び設備負担金を申し受けた後、次の事情によって工事費、工事負担金及び設備負担金に著しい差異が生じた場合には、工事完了後遅滞なく精算することとします。

- ① 工事の設計後に工事申込者の申し出により導管の延長及び口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき。
- ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物及び掘さく規制等に伴い、工事の実施条件に変更があったとき。
- ③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものとします。）又は労務費に著しい変動があったとき。
- ④ その他工事費、工事負担金及び設備負担金（消費税等相当額を含むものとします。）に著しい差異が生じたとき。

－ 修繕費の負担 －

- (11) 需要家等所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）は工事申込者に負担いただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則とします。

29. 工事費等の支払方法

工事費、工事負担金及び設備負担金については、原則として払い込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関
- ② 当社の事業所等

30. 不可抗力による損害

- (1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、工事申込者又は当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況を工事申込者に通知します。

- ① 内管及びガス栓
- ② ガス遮断装置

③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの）

④ 昇圧供給装置

（２）前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額は工事申込者が負担することとします。

（３）火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とします。

31. 担保責任

（１）当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、工事申込者は相当の期間を定めて当社に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。

① 内管及びガス栓

② ガス遮断装置

③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの）

④ 昇圧供給装置

（２）（１）の担保責任の期間は、民法の規定に従うものとします。

VI. 託送供給の制限等

32. 託送供給の制限等

（１）受入地点において託送供給依頼者が注入するガスの組成等が託送供給契約と相違する場合には、託送供給依頼者はただちに、受入地点におけるガスの注入を停止するとともに、その旨を当社に通知していただきます。また、託送供給依頼者のガス製造設備が緊急停止した場合も、当社にただちに通知していただきます。

（２）託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点におけるガスの注入又は需要場所における払い出しをただちに制限又は停止していただきます。当社は、託送供給依頼者が制限

又は停止をしない場合、託送供給を制限又は停止する場合があります。その際、当社はあらかじめその内容を託送供給依頼者に通知します。ただし、緊急の場合又は託送供給依頼者が通知の内容に従わない場合にはあらかじめその内容を託送供給依頼者に通知（託送供給依頼者が通知の内容に従わない場合にはあらためて通知）することなく、当社が託送供給を制限又は停止することがあります。また、託送供給の制限又は停止に際し、需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者との折衝等が必要となる事項があり、当社がその実施を求める場合、託送供給依頼者にはこれに応じていただきます。なお、託送供給依頼者がこれに応じない場合には、当社が需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者に対し託送供給の制限又は停止を行うことを通知することができることとします。

- ① 託送供給依頼者が、当社のガス工作物を故意又は重大な過失により損傷又は亡失して当社に重大な損害を与えた場合
- ② 託送供給依頼者又は需要家等が、48（保安等のための敷地及び建物への立ち入り）に規定する当社係員の立ち入り等、託送供給実施に際して当社が求める協力の依頼を正当な理由なく拒んだ場合、又は保安に係る責任の規定に違反した場合
- ③ 託送供給依頼者が、支払期日までに料金等その他の当社に対する債務を履行しない場合
- ④ 払出ガス量が契約最大払出ガス量を超える場合、又は受入ガス量が当社の通知する注入計画指示ガス量と著しく乖離する場合
- ⑤ 託送供給依頼者が、託送供給検討の申し込み、託送供給契約の更新又は託送供給契約の変更等の手続きが必要である場合に、当社が求めたにもかかわらず、これに応じない場合
- ⑥ その他、託送供給依頼者が託送供給契約その他関連する契約に違反した場合

（3）当社は次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給依頼者に通知することなく、託送供給の制限又は中止をする場合があります。この際、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨を通知することがあります。また、託送供給の制限又は中止に際し、需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者との折衝等が必要となる事項があり、当社がその実施を求める場合、託送供給依頼者にはこれに応じていただきます。なお、託送供給依頼者がこれに応じない場合には、当社が需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者に対し託送供給の制限又は中止を行うことを通知することができることとします。

- ① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合
- ② 法令の規定による場合
- ③ 以下に掲げる事項等当社のガス導管事業の適確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合

- ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがある場合その他保安上必要な場合

- ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合

④ 当社のガス工作物に故障が生じた場合及び修理その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取り替え等も含みます。）のため特に必要がある場合

⑤ 受入ガス量が当社の通知する注入計画指示ガス量に調整指令を反映させたガス量と著しく乖離する場合

（４）託送供給依頼者の責めに帰すべき事由により託送供給の制限、停止をした場合、託送供給依頼者には、ただちに、託送供給の制限、停止に要した費用に消費税等相当額を加えた額を支払っていただくとともに、当社が損害を受けた際にはその損害を賠償していただきます。

（５）当社が託送供給の制限、停止又は中止をしたことによる需要家等からの問い合わせ等に対しては、託送供給依頼者が対応していただきます。

（６）託送供給依頼者は、（１）から（５）に規定する託送供給の制限等に関する事項について小売供給契約時に交付する書面等に記載し、需要家等に周知し承諾を得ていただきます。なお、（１）から（５）に規定する事項について需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合は、承諾書の確認をさせていただく場合があります、これらが守られていないことが判明した場合は、託送供給を制限又は停止することがあります。

33. 託送供給の制限等の解除

（１）託送供給依頼者は、32（託送供給の制限等）（１）による託送供給の停止を解除しようとする場合には、事前に当社と協議するものとします。

（２）32（託送供給の制限等）（２）によって当社が託送供給を制限又は停止した場合であって、託送供給の制限又は停止の事由が解消した場合には、当社は速やかに託送供給を再開します。なお、託送供給の再開に要する費用に消費税等相当額を加えた額を、託送供給を再開する前に支払っていただきます。ただし、緊急の場合等当社がやむをえないと判断した場合には、託送供給再開後の当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（３）当社は、（２）の託送供給の停止の再開は原則として９時から１９時の間（休日は９時から１７時の間）に速やかに行います。

34. 損害賠償の免責

- (1) 12（託送供給の開始）（4）によって託送供給開始日を変更した場合、32（託送供給の制限等）（3）によって託送供給を制限若しくは中止した場合、又は 40（託送供給契約の解約）によって託送供給契約を解約若しくは変更した場合であって、それが当社の責に帰すべき事由によらないものである場合には、当社は託送供給依頼者、需要家等又は第三者の受けた損害について賠償の責を負いません。
- (2) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、原則として託送供給依頼者に対応していただきます。
- (3) 託送供給依頼者が託送供給先需要家との料金支払い又は不正使用等の事由によってガス小売供給を制限又は停止した場合において、当社がガス供給の制限又は停止を解除したこと等により託送供給依頼者又は需要家等が損害を受けても、当社は賠償の責を負いません。

Ⅶ. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

35. 基本契約の契約期間満了

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（（2）による更新があった場合には更新後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは、同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約期間満了日をもって契約条件の全部又は一部を変更した上での更新を希望する託送供給依頼者は、基本契約期間満了日の3か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、書面等により、基本契約期間満了日をもって基本契約を更新する旨を当社に申し込んでいただきます。なお、その変更の内容によっては、7（託送供給検討の申し込み）に規定するところにより受入検討の申し込みをしていただきます。この場合、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の適用があるものとします。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の3か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了します。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了します。

- (4) 理由の如何を問わず、基本契約終了に際し当社設備の原状回復を行う場合には、当社は、託送供給依頼者にその費用の全額を負担していただくとともに必要な協力をしていただきます。

36. 年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了

- (1) 託送供給依頼者が、託送供給期間満了日をもって年単位の個別契約を終了する場合には、以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、当社の定める様式により、託送供給期間満了日をもって個別契約を終了する旨を当社に申し込んでいただきます。当社が承諾した場合、託送供給期間満了日をもって個別契約は終了します。

- ①「供給者切替」の場合で、別表第6に記載の託送供給料金表のうち、「6－2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ－A種」、「6－3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ－B種」、「6－4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6－5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合

- ・ 託送供給期間満了日の3営業日前の日

- ②「供給者切替」の場合で、①以外の場合

- ・ 託送供給期間満了日の15日前の日

- ③「供給者切替」以外の場合

- ・ 託送供給期間満了日

なお、供給者切替に伴い個別契約を終了する場合であって、原則として以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに新たな託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の申し込みが行われなかった場合、当社は当該終了申し込みを無効として取り扱います。

- ① 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6－1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6－2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ－A種」、「6－3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ－B種」、「6－4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6－5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合、託送供給期間満了日の5営業日前の日

- ② 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、①以外の個別契約申し込みの場合、託送供給期間満了日の15日前の日

- (2) 託送供給依頼者は、個別契約の終了日までに託送供給の終了に必要な作業を行い、原則 3 営業日以内に当社へ報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。
- (3) 託送供給依頼者が、託送供給期間満了日をもって年単位の個別契約につき契約条件の全部又は一部を変更した上での更新（以下、同一の受入地点及び需要場所において託送供給期間満了日をもって契約条件を変更（適用する料金表の変更は除きます。）した上で個別契約を再契約する場合を「更新」といいます。）を希望される場合には、原則として託送供給期間満了日の 15 日前の日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、当社の定める様式により、託送供給期間満了日をもって個別契約を更新する旨を当社に申し込んでいただきます。
- (4) (1)又は(3)の申し込みがない限り、年単位の個別契約は何らの手続きも要せずに同一条件で 1 年間延長するものとします。ただし、託送供給期間満了日の 15 日前の日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を超過した実績の判明した個別契約は同一条件で延長することができないものとし、(3)の申し込みがない場合は託送供給期間満了日をもって個別契約は終了します。
- (5) (3)の更新において、契約最大払出ガス量の増量が変更内容に含まれる場合は、更新予定の個別契約の申し込み期限日の 1 か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、7（託送供給検討の申し込み）に規定するところにより供給検討の申し込みをしていただきます。この場合、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の適用があるものとします。
- (6) (3)の更新において、託送供給依頼者が(5)の契約最大払出ガス量以外の条件を変更した上で個別契約の更新を希望する場合又は年単位でない個別契約への更新（契約更新後の託送供給契約期間を託送供給依頼者又は託送供給先需要家の事業年度又は暦年単位に変更する場合であって、1 年未満となる場合は除きます。）を希望する場合には、更新予定の個別契約の申し込み期限日の 1 か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、7（託送供給検討の申し込み）に規定するところにより供給検討の申し込みをしていただきます。この場合、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の適用があるものとします。
- (7) 個別契約期間満了日をもって年単位の個別契約を更新する場合に、終了しようとしている個別契約期間中に、払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を超過した実績（この実績のうち、契約期間中で最大の払出ガス量を以下「実績最大払出ガス量」といいます。）があるときは、託送供給依頼者には、(5)の更新手続きによっていただきます。この場合、上記供給検討申し込み時点における終了しようとしている契約期間中の実績最大払出ガス量を下回らない範囲内で、供給検討において希望する契約最大払出ガス量を申し込んでいただき、契約期間中の実績最大払出ガス量を下回らない範囲内で、個別契約を締結していただきます。ただし、託送供給先需要家の消費機器の撤去等により、更新予定

の個別契約において想定される最大払出ガス量が実績最大払出ガス量を明らかに下回る場合で、託送供給依頼者から書面等にて申し込みを受け、当社が認めた場合には、この限りではありません。なお、当社による検討の結果、現状の設備では当該託送供給の引き受けができない場合は、設備の増強等が実施されるまでは当社が引き受け可能な範囲内で当社が指定する契約最大払出ガス量により契約していただきます。

(8) 9（託送供給契約の申し込み及び締結）（9）により契約最大払出ガス量を設定している個別契約について、個別契約期間満了日をもって年単位の個別契約を更新する場合に、終了しようとしている個別契約期間中に、当該需要場所における払出地点で払い出されたガスを消費する機器の定格能力又は当該需要場所における払出地点のメーター能力の変更により契約最大払出ガス量を変更する必要があるときは、託送供給依頼者には、(5)の更新手続きによっていただきます。この場合、原則として上記供給検討申し込み時点において9（託送供給契約の申し込み及び締結）（9）に規定する要件を満たすように供給検討において契約最大払出ガス量を設定して申し込んでいただきます。ただし、当社による検討の結果、現状の設備では当該託送供給の引き受けができない場合は、設備の増強等が実施されるまでは当社が引き受け可能な範囲内で当社が指定する契約最大払出ガス量により契約していただきます。

(9) ガスメーターを取り替える際に、当社の運用の見直しに伴いメーター能力を変更する必要があつて、その結果として契約最大払出ガス量を変更する必要がある場合には、(7)にかかわらず、ただちに7（託送供給検討の申し込み）に定めるところにより供給検討の申し込みをしていただきます。当社は遅滞なく託送供給依頼者に契約最大払出ガス量を通知し、これにより更新後の個別契約の契約最大払出ガス量はガスメーターの取替日から変更されたものとし、変更により生ずる料金等の精算は、遅滞なく行います。また、契約最大払出ガス量の変更手続きが完了するまでに払出ガス量が増加した場合には、当社は21（補償料）（2）に定める契約最大払出ガス量超過補償料の申し受けを留保し、供給検討又は契約最大払出ガス量の変更後の契約内容に応じて補償料を申し受け又は申し受けしないこととします。

(10) (4)から(9)までにより年単位の個別契約が延長又は更新された後、託送供給開始日までに払出ガス量が契約最大払出ガス量を超過した場合には、ただちに7（託送供給検討の申し込み）に定めるところにより供給検討の申し込みをしていただきます。この場合、希望する契約最大払出ガス量の取り扱いは(7)に準じます。当社は遅滞なく託送供給依頼者に契約最大払出ガス量を通知し、これにより延長又は更新後の託送供給契約の契約最大払出ガス量は託送供給開始日から変更されたものとし、変更により生ずる料金等の精算は、遅滞なく行います。なお、契約最大払出ガス量の変更手続きが完了するまでに払出ガス量が増加した場合には、当社は21（補償料）（2）に定める契約最大払出ガス量超過補償料の申し受けを留保し、供給検討又は契約最大払出ガス量の変更後の契約内容に応じて補償料を申し受け又は申し受けしないこととします。

(11) 理由の如何を問わず、個別契約終了に際し当社設備の原状回復を行う場合には、当社は、託送供給依頼者にその費用の全額を負担していただくとともに必要な協力をしていただきます。

(12) 託送供給依頼者からの申し出がない場合であっても、既に転居されている等明らかに託送供給先需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。その場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することとします。

37. 年単位でない個別契約（3部料金）の託送供給期間満了

年単位でない個別契約（3部料金）の託送供給期間満了時の取り扱いについては、36（年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）を準用するものとします。ただし、36（年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）（1）の終了申し込み及び（4）の自動延長の準用はないものとし、原則として託送供給期間満了日の15日前の日までに託送供給依頼者から当社に何らの申し込みもない場合には、個別契約は託送供給期間満了日をもって終了することとします。

38. 個別契約（3部料金）の契約期間内での変更

（1）個別契約（年単位かどうかは問いません。）の契約期間途中での内容変更（ただし、9（託送供給契約の申し込み及び締結）（10）⑤の場合以外の契約期間の変更は除きます。）については、36（年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）（ただし（1）、（4）及び（10）を除きます。）を準用するものとします。この場合、「更新」を「中途変更」と、「託送供給期間満了日」を「中途変更希望日（ただし、原則として当社が定例検針を実施する日とします。）」と、読み替えるものとします。ただし、中途変更するための個別契約の申し込みから遡って6か月以内に8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）に規定する当社の通知が別途行われており、当社が通知した書面等に記載した供給条件の範囲内で中途変更を希望する場合には、供給検討の申し込みは不要とします。この場合、託送供給依頼者は、原則として中途変更希望日の15日前の日までに個別契約を中途変更する旨を当社の定める様式にて当社に申し込んでいただきます。なお、当社がガス導管事業の適確な遂行に支障を生じさせないと認める場合に限り、この約款の定めにかかわらず中途変更希望日を前倒しして契約を変更し締結する場合があります。

(2) 個別契約（年単位かどうかは問いません。）の契約期間途中で中途解約については、36（年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）（1）及び(10)を準用します。この場合、「託送供給期間満了日」を「中途解約希望日」と読み替えるものとします。

39. 個別契約（2部料金）の終了

(1) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、以下に定める日（休日の場合は直前の休日ではない日）までに、当社の定める様式により、当社に申し込みをしていただきます。

① 「供給者切替」の場合

- ・託送供給の終了を希望する期日の3営業日前の日

② 「供給者切替」以外の場合

- ・託送供給の終了を希望する期日

(2) (1)の申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって個別契約が終了するものとします。ただし、託送供給の終了を希望する期日の翌日以降に託送供給依頼者が託送供給の終了に必要な作業を実施する場合には、当該作業を実施した日をもって、個別契約が終了するものとします。

なお、供給者切替に伴い個別契約を終了する場合であって、原則として以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに新たな託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の申し込みが行われなかった場合、当社は当該終了申し込みを無効と取り扱います。

① 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6-1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種」、「6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種」、「6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合、託送供給終了希望日の5営業日前の日

② 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、①以外の個別契約申し込みの場合、託送供給終了希望日の15日前の日

(3) 託送供給依頼者は、託送供給の終了に必要な作業を行い、原則3営業日以内に当社へ報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。

(4) 託送供給依頼者からの申し出がない場合であっても、既に転居されている等明らかに託送供給先需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとるこ

とがあります。その場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することとします。

- (5) 理由の如何を問わず、個別契約終了に際し当社設備の原状回復を行う場合には、当社は、託送供給依頼者にその費用の全額を負担していただくとともに必要な協力をしていただきます。

40. 託送供給契約の解約

- (1) 関係法令が変更されたこと又は社会的及び経済的変動がはなはだしいことその他当社の責に帰さない事由により託送供給契約の存続が困難又は不相当と認められる場合には、当社は託送供給契約を解約又は変更することができるものとします。

- (2) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当した場合には、当社はただちに託送供給契約を解約できるものとします。

- ① 破産、民事再生、会社更生若しくは特定調停等の法的整理手続きの申立て又は開始があったとき
- ② 滞納処分による差し押さえ若しくは保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申立てがなされたとき
- ③ 強制執行又は競売の申立てがなされたとき
- ④ 解散の決議がなされたとき
- ⑤ 事業の全部又は重要な一部若しくは託送供給契約によるガスに関する部分の譲渡及び分割又は廃止の決議がなされたとき
- ⑥ 自ら振り出し、引き受けし、又は裏書きした手形及び小切手が不渡りになる等、支払いが停止状態に陥ったとき
- ⑦ 託送供給依頼者（託送供給依頼者が法人である場合には、その代表者）の所在が不明になったとき
- ⑧ 託送供給依頼者が、託送供給の制限又は停止の事由となった状態を当社が定めた相当期間内に是正しないとき

- (3) 託送供給依頼者に(2)の各号の一に該当する事実が発生した場合、支払義務が発生していない料金等及び延滞利息の支払義務はただちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対

して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなくただちに債務のすべてを弁済していただきます。

- (4) 託送供給契約の解約時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

41. 託送供給契約消滅後の関係

- (1) 託送供給期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた料金その他の債権及び債務は、35（基本契約の契約期間満了）から37（年単位でない個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）、39（個別契約（2部料金）の終了）、40（託送供給契約の解約）の規定によって託送供給契約が終了、解約されても消滅しません。
- (2) 当社は、託送供給契約が終了、解約された後も、ガスメーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。
- (3) 託送供給依頼者は、あらかじめ(2)に規定する契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は(2)に規定する事項について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

42. 名義の変更

託送供給依頼者は託送供給期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部若しくは契約に係のある部分を第三者に譲渡する場合、又は契約に係ある部分を分割する場合には、託送供給契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を保証していただきます。

43. 債権の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面等による承諾を得ることなく、託送供給に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものとします。

VIII. 保安に関する事項

44. 供給施設等の保安責任

託送供給に必要となる設備の保安並びに維持管理の責任については以下のとおりとします。託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する(1)から(3)の事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は(1)から(3)に規定する事項について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 内管及びガス栓等、27（内管工事に伴う費用の負担）(1)(4)(6)(8)及び 47（需要家等の責任）(3)の規定により需要家等の資産となる 3（用語の定義）(24)の境界線よりガス栓までの供給施設については、需要家等の責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の規定するところにより、(1)の供給施設について、(3)に規定する検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、需要家等の承諾が得られないことによって検査ができなかった場合等、託送供給依頼者及び需要家等が当社の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、ガス事業法令の規定するところにより、内管及びガス栓並びに 3（用語の定義）(28)に規定する昇圧供給装置について、需要家等の承諾を得て検査します。なお、当社は、その検査の結果を速やかに需要家等に通知します。
- (4) 当社は、当社所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

45. 保安に対する託送供給依頼者の協力

- (1) 託送供給依頼者は、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等託送供給依頼者において当社が通知した方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。

- (3) 託送供給依頼者は、当社があらかじめ確認した内容で当社の緊急保安受付窓口等を需要家等に周知していただきます。
- (4) 託送供給依頼者は、需要家等がガス漏れを感知した場合において、需要家等から託送供給依頼者へ通知があった際には、当社の緊急保安受付窓口の電話番号を周知すること、電話転送することなどにより、需要家等に緊急保安受付窓口への通知を促す措置をとっていただきます。
- (5) 当社は、託送供給依頼者が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは組成等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りします。
- (6) 託送供給依頼者は、当社が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 託送供給依頼者は、小売供給契約の条件の事由によりガスの供給を停止する場合には、速やかにその旨を当社に通知していただきます。また、これを解除した場合も同様とします。
- (8) 託送供給依頼者は、当社の指定する供給地点特定番号を需要家又は卸供給先事業者へ周知していただきます。卸供給先事業者へは、卸供給先事業者が託送供給先需要家にその供給地点特定番号を通知する必要があることを周知していただきます。
- (9) 当社は、ガス工作物の維持管理等のために、内管及びガス機器に関する確認が必要であると当社が判断した場合は、託送供給依頼者に協力していただくことがあります。
- (10) 託送供給の開始又は終了時におけるメーターガス栓の開閉作業、及び託送供給中におけるメーターガス栓の開閉作業（ただし、一時的な開閉作業を除きます。）を託送供給依頼者が行った場合には、その作業結果について、作業後速やかに当社へ報告していただきます。
- (11) 託送供給依頼者は、適切な計量の実施及び保安の確保のため、以下の状況を覚知した場合は当社に通知していただきます。また、その場合は、需要家等からの情報入手や需要家等へのガスメーター等の取替折衝等に協力していただくことがあります。
- ① 消費機器の能力や設置台数に変更された場合
 - ② ガスメーターの適切な計量に悪影響を与える消費機器が設置された場合
 - ③ その他ガスメーターの号数が不適切な可能性がある場合
- (12) 託送供給依頼者は、需要場所で使用される機器に応じて、需要家等の協力を得て、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

- (13) 託送供給依頼者は、当社が実施する 44（供給施設等の保安責任）（3）に規定する検査において、実施日の調整等に協力していただくことがあります。
- (14) 託送供給依頼者は、需要場所で使用される保安上配慮が必要な機器が設置されることを覚知した場合は当社に通知していただきます。
- (15) 託送供給依頼者は、需要家等の承諾のもと、当社に法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供していただきます。

46. 保安に対する需要家等の協力

託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、以下の項目について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 需要家等は、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓、及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、需要家等に当社又は託送供給依頼者が通知した方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) 需要家等は、44（供給施設等の保安責任）（3）の通知を受けたときは、ガス事業法令に規定する技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、需要家等の構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、需要家等が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは 6（引受条件）（3）に規定するガスの組成等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りします。
- (6) 需要家等は、当社が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

(7) 当社は、必要に応じて需要家等の敷地内の供給施設の管理等について需要家等と協議させていただきます。

(8) 需要家等は、需要場所で使用される機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

47. 需要家等の責任

託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、以下の項目について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

(1) 需要家等は、法令等に基づいて託送供給依頼者が通知した事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2) 需要家等は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ託送供給依頼者を通じて当社に通知していただきます。

(3) 需要家等は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置は需要家等の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）を需要家等に負担していただきます。

(4) 需要家等は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に規定するものであること
- ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
- ③ 6（引受条件）（3）に規定する供給ガスに適合するものであること
- ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
- ⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること

(5) 需要家等は、ガス事業法第 62 条に基づき、所有及び占有するガス工作物に関して、以下の事項について遵守していただきます。

- ① 需要家等はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。
- ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、需要家等は保安業務に協力しなければならない。

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、その需要家等が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣から当該所有者及び占有者に協力するよう勧告されることがあります。

48. 保安等のための敷地及び建物への立ち入り

託送供給依頼者は、(1)に規定する需要家等の敷地又は建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、(1)について需要家が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 当社及び当社の指定する者は、保安の確保等、託送供給の開始準備、実施及び終了に際し必要な以下に掲げる業務を実施するため、託送供給依頼者、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は需要家等の敷地又は建物に、当該敷地又は建物の使用者の承諾を得て立ち入ることがあります。なお、当該敷地又は建物の使用者及び需要家等の求めに応じ係員は所定の証明書を提示します。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工、維持管理に関する作業
- ④ 託送供給に係るガスの不正使用防止のための検査、確認作業
- ⑤ 32（託送供給の制限等）の規定による託送供給の制限、停止又は中止のための作業、及び 33（託送供給の制限等の解除）の規定による託送供給の制限、停止又は中止の解除のための作業
- ⑥ 40（託送供給契約の解約）の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
- ⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取り替えの作業
- ⑧ その他保安上の理由により必要な作業

49. 供給施設等の検査

託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、以下の事項について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合は、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものとします。（2）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で規定する使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担します。
- (2) 需要家等は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、需要家等のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（用語の定義）(30)に規定するガスメーター以外の計量器等が法令等に規定する基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に規定する基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料を負担していただきます。
- (3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに当該請求を行った託送供給依頼者又は需要家等に通知します。
- (4) 託送供給依頼者又は需要家等は、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

50. 消費段階におけるガス事故の報告

- (1) 消費段階における事故が発生し、当社が緊急対応を実施した場合は、当社は事故現場で把握した情報をガス小売事業者である託送供給依頼者又は卸供給先事業者へ提供します。
- (2) 託送供給依頼者は(1)に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて小売供給契約時に交付する書面等に記載し、託送供給先需要家へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、(1)について託送供給先需要家が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

51. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。発災後は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速且つ円滑に対応するものとしします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織及び体制に関すること
- ② 需要家等からの電話対応、マイコンメーター復帰操作、保安閉開栓、需要家等への注意喚起等、災害時に必要な業務に関すること
- ③ 人員及び資機材の確保、教育及び訓練等、平常時からの備えに関すること
- ④ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携及び協力に関すること

IX. その他

52. 託送供給に係る情報の取り扱い

当社及び託送供給依頼者は、託送供給検討の申し込み日以降に託送供給検討並びに託送供給にあたり相互に知りえた当社及び託送供給依頼者の技術上、経営上その他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを当該託送供給以外の目的に使用しないこととします。ただし、法令上必要とされる場合又は相手方の書面等による同意を得た場合には、この限りではありません。

53. 担保

当社は託送供給の開始に先立ち、又は託送供給の継続に際して託送供給依頼者に当社が必要と認める担保を提供していただき、若しくは保証を立てていただくことがあります。

54. 疑義の照会

託送供給依頼者は、この約款の解釈、運用について疑義が生じた場合には、当社に照会することができます。当社は、その照会に対し遅滞なく回答します。

附 則

1. 実施期日

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

2. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者を、この約款の内容に準じて取り扱います。なお、現に託送供給約款（小売託送＜一般＞）、託送供給約款（小売託送＜簡易＞）又は託送供給約款（卸託送）に基づいて契約している内容にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日を含む料金算定期間の料金は、この約款によります。

3. 基準率に係る暫定的措置

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結した託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、基本契約締結日から 2 年間、6（引受条件）（6）③及び 16（託送供給するガス量の差異に対する措置）（4）及び（5）における「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者 は 10 パーセント）」と読み替えます。

別 表

別表第2 託送供給の申し込み窓口等

2-1. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み等窓口

託送供給に関する申し込み、問い合わせ等についての窓口は、以下のとおりとします。

●大阪ガス株式会社（本社）導管事業部 計画部

- ・所 在 地： 大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル
- ・電 話： 06-6205-4623
- ・ファックス： 06-6222-3653

2-2. 託送供給先需要家情報の提供窓口

託送供給先需要家情報の提供についての窓口は、以下のとおりとします。

●大阪ガス株式会社（本社）導管事業部 計画部

- ・所 在 地： 大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル
- ・電 話： 06-6205-2230
- ・ファックス： 06-6202-3596

2-3. この約款、単価表及び当社図面の閲覧場所

この約款、27（内管工事に伴う費用の負担）（3）の単価表、並びに当社の高圧導管及び主要中圧導管の位置を明示した地形図は、以下の事業所にてご覧いただけます。ただし、問い合わせにつきましては、2-1. の申し込み等窓口へお願いします。

事業所	所在地
本 社：	
（導管事業部 計画部）	大阪市中央区平野町4-1-2
大阪導管部：	
（大 阪）	大阪市西区千代崎3丁目南2-37
南部導管部：	
（ 堺 ）	堺市堺区住吉橋町2-2-19
（和歌山）	和歌山市十一番丁1-2
北東部導管部：	
（東大阪）	東大阪市稲葉2-3-17
（高 槻）	高槻市藤の里町39-6
（奈 良）	奈良市学園北2-4-1
兵庫導管部：	
（神 戸）	神戸市中央区港島中町4-5-3
（姫 路）	姫路市神屋町4-8

京滋導管部：

（京 都）

京都市下京区中堂寺栗田町93

（草 津）

草津市西大路町 5－34

（彦 根）

彦根市大東町12－11

別表第3 払い出すガスの圧力並びに払出エリア

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す場合の ガス栓圧力	最高ガス栓圧力	2.5 キロパスカル
	最低ガス栓圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 当社は、(1)及び(2)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者又は需要家等が損害を受けられたときは、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

(4) 当社は以下のとおり払出エリアを定めます。(市町村区単位)

① 姫路エリア

・姫路注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	島本町、豊能町、能勢町
兵庫県	神戸市全区、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、猪名川町、三木市、三田市、加東市、明石市、姫路市、播磨町、太子町、加古川市、高砂市、加西市、たつの市、稲美町、小野市、赤穂市、相生市
京都府	京都市西京区、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
岡山県	瀬戸内市、備前市、岡山市

② 泉北4MPaエリア

・泉北4MPa注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	大阪市西淀川区、大阪市淀川区、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、寝屋川市、四條畷市、交野市
兵庫県	尼崎市、伊丹市
京都府	京都市北区、京都市上京区、京都市左京区、京都市中京区、京都市東山区、京都市下京区、京都市南区、京都市右京区、京都市伏見区、京都市山科区、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町
和歌山県	和歌山市、海南市、岩出市
滋賀県	大津市

③ 泉北2.5MPaエリア

・泉北2.5MPa注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	大阪市都島区、大阪市福島区、大阪市此花区、大阪市西区、大阪市港区、大阪市大正区、大阪市天王寺区、大阪市浪速区、大阪市東淀川区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市旭区、大阪市城東区、大阪市阿倍野区、大阪市住吉区、大阪市東住吉区、大阪市西成区、大阪市鶴見区、大阪市住之江区、大阪市平野区、大阪市北区、大阪市中心区、堺市全区、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、摂津市、八尾市、柏原市、東大阪市、守口市、枚方市、門真市、大東市
京都府	京田辺市、木津川市、精華町
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町、川西町、王寺町

④ 滋賀エリア

・滋賀注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
滋賀県	彦根市、長浜市、米原市、甲良町、多賀町、豊郷町

⑤ 重複エリア(姫路・泉北4MPa)

・姫路注入グループのガスが70%、泉北4MPa注入グループのガスが30%の割合で届くエリア

府県名	市町村区名
滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町

⑥ 西播磨サテライトエリア

・西播磨サテライト注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
兵庫県	上郡町、佐用町

別表第4 受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値は、以下のとおりとします。逸脱時の対応等の詳細は個別に協議させていただきます。

項 目	基準値 ^{*1}	備 考
標準熱量	45MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.2～46.0MJ/ m ³ N	24時間の最高・最低差が1 MJ/m ³ N以下であること
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分の含有率より算定する 算定方法はガス事業法による
燃焼速度	35～47	
比重	1.0未満	空気を1.0とする
硫化水素 ^{*2}	1.0mg/m ³ N以下	
全硫黄 ^{*2}	5.0mg/m ³ N未満	付臭剤中の硫黄分を除く
アンモニア ^{*2}	検出せず	
付臭濃度	12～16mg/m ³ N	原則として当社と同一の付臭剤を使用
水素 ^{*2}	4vol%以下	
一酸化炭素 ^{*2}	0.05vol%以下	
酸素	0.01vol%以下	
窒素	1.0vol%以下	
二酸化炭素	0.5vol%以下	
受入温度	0℃～40℃	
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること

*1：基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

*2：液化天然ガスを主成分とし、含まないことが明らかな場合は測定不要とします。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・炭化水素の露点
- ・水 分
- ・ガスのノッキング性
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、 ジエン類、オレフィン類、 有害成分：ベンゼン、トルエン等 、他 ）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッペ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

注１：測定方法・監視方法については個別協議により他の方法によることがあります。

注２：上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

注３：上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

別表第5 導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件

この約款にもとづく託送供給の受入可否については、以下の方法にもとづいて判定します。

1. 単独のガス導管の圧力計算

ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

始点1と終点2を結ぶガス導管の輸送能力の算定は、下式によります。

$$Q = K \sqrt{\frac{10,000(P_1^2 - P_2^2) \cdot D^5}{S \cdot L \cdot g^2}} \quad \text{—— (式1)}$$

ただし、Q：導管のガス輸送能力 [m³/h]

K：流量係数（圧力区分別）

D：導管の内径 [cm]

P 1：始点のガス圧力 [MPa・abs]

P 2：終点のガス圧力 [MPa・abs]

S：ガスの比重（空気＝1）

L：始終点間の延長 [m]

g：重力加速度 [m/s²]

複数の導管が接続され導管網が形成されている場合には、（式1）を利用したハーディ・クロス法による繰り返し計算により、導管の圧力及び流量を算定する。

2. ガスの圧力等に関する条件

（1）ガスの圧力に関する条件

圧力	最低圧力	最高圧力
高圧	1.00 メガパスカル以上	託送供給実施時に導管の最高使用圧力を超えない圧力であること
中圧A	0.50 メガパスカル以上	
中圧B	0.07 メガパスカル以上	

（2）ガスの流速に関する条件

実際にガスが流れている状態で、流速が20m/sを超えないこと

別表第6 託送供給料金表

託送供給依頼者は個別契約の申し込みの際に、以下の6-1から6-13に掲げる託送供給料金表のうちいずれか1つを選択していただきます。

なお、6-14から6-16の料金表の適用については、(1)から(3)の通りとします。

- (1) 6-6から6-12のいずれかの料金表を適用する場合で、引込地点の当社の導管が高圧導管である払出地点を含む場合は、6-14に掲げる高圧託送供給割引料金表を適用して算定した額を、6-6から6-12に掲げる託送供給料金表を適用して算定した額から差し引いて申し受けます。
- (2) 6-1から6-5のいずれかの料金表を適用する場合で、引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点を含む場合は、6-15に掲げる中圧託送供給割引料金表を適用して算定した額を、6-1から6-5に掲げる託送供給料金表を適用して算定した額から差し引いて申し受けます。
- (3) 6-6から6-12のいずれかの料金表を適用する場合で、引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点を含む場合は、6-16に掲げる低圧託送供給加算料金表を適用して算定した額を、6-6から6-12に掲げる託送供給料金表を適用して算定した額に加えて申し受けます。

6-1. 標準託送供給料金I種(2部料金)

1. 契約の申し込み

託送供給依頼者は、標準託送供給料金I種(以下「標準I種」といいます。)の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する引込地点の導管(高圧導管、中圧導管又は低圧導管)

2. 適用区分

料金区分A 月間託送供給ガス量が

0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、

50立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分C 月間託送供給ガス量が50立方メートルを超え、

100立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分D 月間託送供給ガス量が100立方メートルを超え、

200立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分E 月間託送供給ガス量が200立方メートルを超え、

350立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分F 月間託送供給ガス量が350立方メートルを超え、

500立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分G 月間託送供給ガス量が 500 立方メートルを超え、
1,000 立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分H 月間託送供給ガス量が 1,000 立方メートルを超える場合に
適用します。

3. 料金

(1) 料金区分A

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	490.00円
------------------	---------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	78.10円
-------------	--------

(2) 料金区分B

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,488.60円
------------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	28.17円
-------------	--------

(3) 料金区分C

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,509.10円
------------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.76円
-------------	--------

(4) 料金区分D

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,528.10円
------------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.57円
-------------	--------

(5) 料金区分E

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,548.10円
------------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.47円
-------------	--------

(6) 料金区分F

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,576.10円
------------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.39円
-------------	--------

(7) 料金区分G

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,601.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.34円
-------------	--------

(8)料金区分H

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,631.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.31円
-------------	--------

6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金 I-A 種 (3 部料金)

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 3,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金 I-A 種 (以下「導管稼働率向上 I-A 種」といいます。)を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上 I-A 種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管 (高圧導管、中圧導管又は低圧導管)
- ④ 希望する契約最大払出ガス量 (ガスメーターの能力)

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 3,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 適用区分

料金区分 A 月間託送供給ガス量が 0 立方メートルから
20 立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 B 月間託送供給ガス量が 20 立方メートルを超え、
50 立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 C 月間託送供給ガス量が 50 立方メートルを超え、
100 立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 D 月間託送供給ガス量が 100 立方メートルを超える場合に

適用します。

3. 料金

(1) 料金区分 A

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	490.00円
------------------	---------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	67.30円
-------------	--------

(2) 料金区分 B

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,488.60円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	17.37円
-------------	--------

(3) 料金区分 C

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,509.10円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	16.96円
-------------	--------

(4) 料金区分 D

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,528.10円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	16.77円
-------------	--------

4. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含みます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が 0 円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として 21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時

点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

(各月の中途解約精算額(円))

$$= \{ (\text{標準 I 種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \} \\ - \{ (\text{導管稼働率向上 I - A 種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \}$$

6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金 I-B 種 (3 部料金)

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 3,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金 I-B 種 (以下「導管稼働率向上 I-B 種」といいます。) を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上 I-B 種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管 (高压導管、中圧導管又は低压導管)
- ④ 希望する契約最大払出ガス量 (ガスメーターの能力)

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 3,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 適用区分

料金区分 A 月間託送供給ガス量が 0 立方メートルから
20 立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 B 月間託送供給ガス量が 20 立方メートルを超え、
50 立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 C 月間託送供給ガス量が 50 立方メートルを超え、
100 立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 D 月間託送供給ガス量が 100 立方メートルを超える場合に適用します。

3. 料金

(1) 料金区分 A

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	490.00円
------------------	---------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	64.50円
-------------	--------

(2) 料金区分 B

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,488.60円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	14.57円
-------------	--------

(3) 料金区分 C

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,509.10円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	14.16円
-------------	--------

(4) 料金区分 D

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,528.10円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	13.97円
-------------	--------

4. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含みます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時

点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{(各月の中途解約精算額 (円))} \\ & = \{ (\text{標準Ⅰ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \} \\ & \quad - \{ (\text{導管稼働率向上Ⅰ-B種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \} \end{aligned}$$

6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 3,000 立方メートルを超え 100,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金Ⅱ種（以下「標準Ⅱ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準Ⅱ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量（ガスメーターの能力）

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 3,000 立方メートルを超え 100,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,550.00円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	13.88円
-------------	--------

6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 3,000 立方メートルを超え 100,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種（以下「導管稼働率向上Ⅱ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上Ⅱ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量（ガスメーターの能力）

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 3,000 立方メートルを超え 100,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	1,550.00円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	270.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	11.39円
-------------	--------

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含みます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が 0 円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として 21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準Ⅱ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \} \\ - \{ (\text{導管稼働率向上Ⅱ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \}$$

6－6．標準託送供給料金Ⅲ種（3部料金）

1．契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 100,000 立方メートルを超え 500,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金Ⅲ種（以下「標準Ⅲ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準Ⅲ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 100,000 立方メートルを超え 500,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2．料金表

1）定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	4,220.00円
------------------	-----------

2）流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	270.00円
-------------	---------

3）従量料金単価

1 立方メートルにつき	7.97円
-------------	-------

6－7．導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅲ種（3部料金）

1．契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 100,000 立方メートルを超え 500,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅲ種（以下「導管稼働率向上Ⅲ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上Ⅲ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）

④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 100,000 立方メートルを超え 500,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 ヶ月及び 1 個別契約につき	4,220.00円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	4.32円
-------------	-------

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含みます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が 0 円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として 21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準Ⅲ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \} \\ - \{ (\text{導管稼働率向上Ⅲ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \}$$

6－8. 季節別託送供給料金Ⅲ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 100,000 立方メートルを超え 500,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、季節別託送供給料金Ⅲ種（以下「季節別Ⅲ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。季節別Ⅲ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 100,000 立方メートルを超え 500,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかず料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	4,220.00円
------------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	270.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき（その他期）	5.42円
1 立方メートルにつき（冬期）	13.84円

※「その他期」とは、5月検針分（4月定例検針日の翌日から5月定例検針日まで）から12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）の8か月の期間をいい、「冬期」とは、1月検針分（12月定例検針日の翌日から1月定例検針日まで）から4月検針分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）の4か月の期間をいいます。

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含みます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準Ⅲ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \} \\ - \{ (\text{季節別Ⅲ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \}$$

6－9．標準託送供給料金Ⅳ種（3部料金）

1．契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 500,000 立方メートルを超え 1,000,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金Ⅳ種（以下「標準Ⅳ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準Ⅳ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 500,000 立方メートルを超え 1,000,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2．料金表

1）定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	30,000.00円
------------------	------------

2）流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3）従量料金単価

1 立方メートルにつき	3.70円
-------------	-------

6－10．季節別託送供給料金Ⅳ種（3部料金）

1．契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 500,000 立方メートルを超え 1,000,000 立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、季節別託送供給料金Ⅳ種（以下「季節別Ⅳ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。季節別託送供給料金Ⅳ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量

- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 500,000 立方メートルを超え 1,000,000 立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	30,000.00円
------------------	------------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき（その他期）	1.55円
1 立方メートルにつき（冬期）	8.65円

※「その他期」とは、5月検針分（4月定例検針日の翌日から5月定例検針日まで）から12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）の8か月の期間をいい、「冬期」とは、1月検針分（12月定例検針日の翌日から1月定例検針日まで）から4月検針分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）の4か月の期間をいいます。

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含みます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りします。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準Ⅳ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \} \\ - \{ (\text{季節別Ⅳ種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \}$$

6－1 1．標準託送供給料金Ⅴ種（3部料金）

1．契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 1,000,000 立方メートルを超える場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金Ⅴ種（以下「標準Ⅴ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準Ⅴ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 1,000,000 立方メートルを超えないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2．料金表

1）定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	205,000.00円
------------------	-------------

2）流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3）従量料金単価

1 立方メートルにつき	1.60円
-------------	-------

6－1 2．季節別託送供給料金Ⅴ種（3部料金）

1．契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が 1,000,000 立方メートルを超える場合には、託送供給依頼者は、季節別託送供給料金Ⅴ種（以下「季節別Ⅴ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。季節別託送供給料金Ⅴ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する 契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間 1,000,000 立方メートルを超えないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	205,000.00円
------------------	-------------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき（その他期）	0.49円
1 立方メートルにつき（冬期）	4.15円

※「その他期」とは、4月検針分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）から11月検針分（10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで）の8か月の期間をいい、「冬期」とは、12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月検針分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）の4か月の期間をいいます。

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含みます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限ります。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準V種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \} \\ - \{ (\text{季節別V種の従量料金単価 (円/} \text{m}^3 \text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (} \text{m}^3 \text{)}) \}$$

6－1 3．ガス灯託送供給料金（定額料金）

1．契約の申し込み

ガス灯（光源としてガスを使用する照明機器をいいます）を設置する需要に対する託送供給を希望される場合は、託送供給依頼者は、ガス灯料金を選択して託送供給を申し込むことができます。この場合、原則としてガス灯1基につき、契約容量その他の供給条件を定めた個別契約を当社と締結していただきます。ガス灯料金の託送供給期間は、原則として年単位とします。なお、当社は、ガス灯の託送供給ガス量を算定するためのガスメーターを設置いたしません。ガス灯託送供給料金の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約容量

2．料金表

1）定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	234. 90円
-----------------	----------

2）基準単位料金（定格料金）

契約容量1 立方メートルにつき	2, 023. 00円
-----------------	-------------

※ 契約容量とは、ガス灯の単体の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3. 6 を乗じた値（小数第4 位四捨五入）の合計（小数第3 位以下切り捨て）をいいます。

6－1 4．高圧託送供給割引料金表

1．料金表

引込地点の当社の導管が高圧導管である払出地点にのみ以下の料金表を適用いたします。

1）流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	242. 92円
-------------	----------

2）従量料金単価

1 立方メートルにつき	0. 56円
-------------	--------

6－1 5．中圧託送供給割引料金表

1．適用区分

引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点における月間託送供給ガス量により、以下の通り料金区分を判定いたします。

料金区分A 月間託送供給ガス量が

0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、
1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分C 月間託送供給ガス量が1,000立方メートルを超える場合に
適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金区分A

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	189.54円
---------------	---------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	32.13円
------------	--------

※ 定額基本料金は、当該個別契約における全ての引込地点の当社の導管が中圧導管である場合にのみ適用いたします。

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(2) 料金区分B

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	599.47円
---------------	---------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	11.63円
------------	--------

※ 定額基本料金は、当該個別契約における全ての引込地点の当社の導管が中圧導管である場合にのみ適用いたします。

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(3) 料金区分C

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	10,370.00円
---------------	------------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	1.86円
------------	-------

※ 定額基本料金は、当該個別契約における全ての引込地点の当社の導管が中圧導管である場合にのみ適用いたします。

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

6－16．低圧託送供給加算料金表

1．適用区分

引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点における月間託送供給ガス量により、以下の通り料金区分を判定いたします。

料金区分A 月間託送供給ガス量が0立方メートルから
20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、
1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分C 月間託送供給ガス量が1,000立方メートルを超える場合に
適用いたします。

2．料金表

(1)料金区分A

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	189.54円
---------------	---------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	32.13円
------------	--------

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(2)料金区分B

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	599.47
---------------	--------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	11.63円
------------	--------

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(3)料金区分C

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	10,370.00円
---------------	------------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	1.86円
------------	-------

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

別表第7 ガスの受け入れのために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

【受け入れのために必要となる設備】

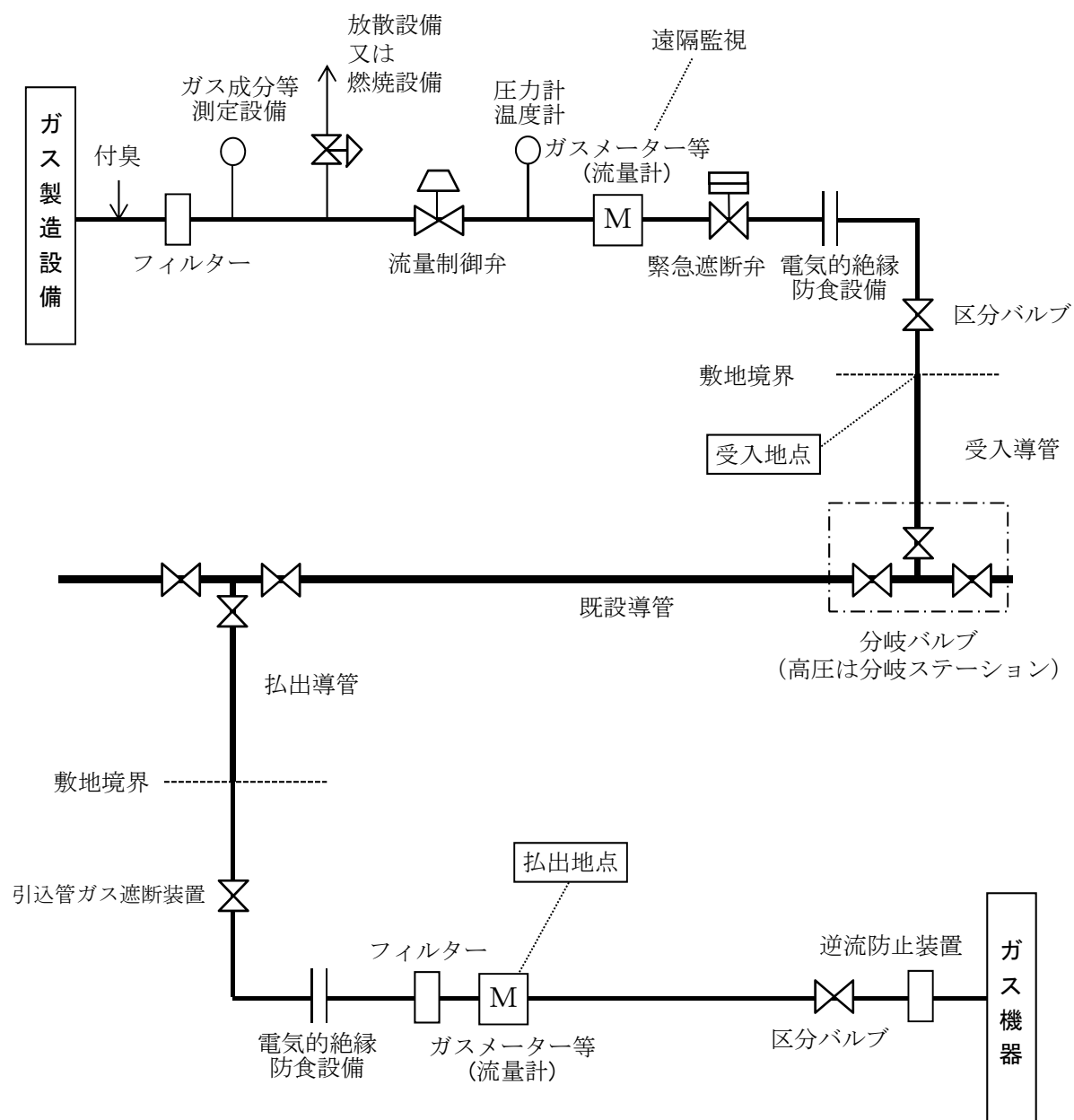
設 備 名	機 能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター（流量計）	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

例) ガスの特殊成分（全硫黄、硫化水素、アンモニア）分析設備、ガスの水分測定設備、緊急遮断弁の遠隔遮断装置 等

〔参考〕 ガスの受け入れ及び払い出しのために必要となる設備概要（概念図）



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入地点及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

別表第 8 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	5 0 mm
	8 0
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0
	3 0 0
	4 0 0
	ただし、最高使用圧力が 0. 1 MPa 以上の導管を用いる場合には、 口径 1 5 0 mm 以上（ただし、既設管の連絡部は 1 0 0 mm 以上）と いたします。
整 圧 器	5 0 mm
	7 5
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0

別表第9 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

本支管工事費の当社負担額

本支管工事費の当社負担額は、次の計算式により算定する金額とします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当社負担額} \\ \text{(円)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} 79,300 \\ \text{(円/立方メートル毎時)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{設置するガスメーターの能力} * 1 \\ \text{(立方メートル毎時)} \end{array} \right) * 2$$

*1 当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。なお、託送供給依頼者の託送供給申し込みに応じて当社が決定します。

*2 設置するガスメーターの能力は、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合は、それぞれの圧力に該当する係数を乗じた値とします。

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合…2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合…4

最高圧力が1.0メガパスカル以上の場合…通過するガスの圧力に応じて別途定めます。

別表第 10 ガスの過不足精算単価、注入計画乖離補償単価

1. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価)

実費相当単価 (円) = ガス生産・購入単価 + 製造単価

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用（以下「ガス生産等費用」といいます。）をガスの生産及び購入等の量（以下「ガス生産等量」といいます。）で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

ガス生産・購入単価 = ガス生産等費用 ÷ ガス生産等量

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関 LNG 価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+精算対象月の全日本通関 LPG 価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+石油石炭税等租税課金」を用いて精算することを選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関 LNG 価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+精算対象月の全日本通関 LPG 価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+石油石炭税等租税課金」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

(2) 製造単価

2.62円/m³

2. 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離補償単価は、以下のとおりとします。

(注入計画乖離補償単価)

2.62円/m³

別表第 11 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備 考）

V は、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）(18)の規定により算定するガス量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

別表第 12 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）(21)の規定により算定するガス量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V₁ は、ガスメーターの検針量

※ただし、ガスメーターに換算機能が内蔵されている場合は、ガスメーターの検針量を V とします。

別表第 13 料金の日割計算

料金の日割計算（１）

－ ２部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 のいずれの料金区分を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算ガス量によります。

（１） 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

（２） 従量料金

別表第 6 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ ３部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

（１） 日割計算後基本料金

（定額基本料金＋流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）×日割計算日数／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第 6 の料金表における流量基本料金単価
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

（２） 従量料金

別表第 6 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ 定額料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と日割計算後基準単位料金の合計といたします。

（１） 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

（２） 日割計算後基準単位料金

基準単位料金×契約容量×日割計算日数／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 基準単位料金は、別表第 6 の料金表における基準単位料金
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

料金の日割計算（２）

－ ２部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第６のいずれの料金区分を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した１か月換算ガス量によります。

（１）日割計算後基本料金

定額基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第６の料金表における定額基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て

（２）従量料金

別表第６の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ ３部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

（１）日割計算後基本料金

（定額基本料金＋流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）×（30－供給中止期間の日数）／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第６の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第６の料金表における流量基本料金単価
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て

（２）従量料金

別表第６の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ 定額料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と日割計算後基準単位料金の合計といたします。

（１）日割計算後基本料金

定額基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30

（２）日割計算後基準単位料金

基準単位料金×契約容量×（30－供給中止期間の日数）／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第６の料金表における定額基本料金
- ② 基準単位料金は、別表第６の料金表における基準単位料金
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て

別表第 14 ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量できない場合のガス量の算式

ガスメーター等の取り替え又は検査等により、ガスメーターを通すことなくガス供給（以下「バイパス供給」といいます。）を行う場合の払出地点のガス量（以下「バイパス供給ガス量」といいます。）は、以下の算式によって確定するものとします。なお、バイパス供給中に機器が停止するなどし、供給するガス量がゼロになった時間帯がある場合は算式のバイパス供給時間から除くものとします。

$$\text{バイパス供給ガス量} = \frac{\{(A) + (B)\}}{2} \times \frac{\text{バイパス供給時間（分）}}{60}$$

（備考）

- ・（A）は、バイパス供給開始直前に当社が払出地点で計量したガス量（立方メートル毎時）
- ・（B）は、バイパス供給終了直後に当社が払出地点で計量したガス量（立方メートル毎時）

連 結 託 送 供 給 約 款

(導管の連結点で払い出す託送供給)

平成29年 4 月 1 日実施

大 阪 瓦 斯 株 式 会 社

連結託送供給約款 目次

I. 約款の適用	1
1. 適用範囲	1
2. 約款の認可及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 実施細目	4
II. 託送供給の申し込み及び契約	4
5. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み窓口等	4
6. 引受条件	4
7. 託送供給検討の申し込み	5
8. 託送供給の可否の検討及び通知	7
9. 託送供給契約の申し込み及び締結	7
10. 託送供給契約の単位	8
11. 承諾の義務	9
12. 託送供給の開始	9
III. 託送供給の実施	10
13. 払出計画ガス量の通知	10
14. 注入計画ガス量の通知	10
15. 受入ガス量及び払出ガス量の計量	10
16. 託送供給するガス量の差異に対する措置	12
17. 精算料等の支払い	17
18. 単位及び端数処理等	18
IV. 必要となる設備	18
19. 託送供給に必要となる設備	18
20. 必要設備の工事に伴う費用の負担等	18
V. 託送供給の制限等	20
21. 託送供給の制限等	20
22. 託送供給の制限等の解除	21
23. 損害賠償の免責	21
VI. 託送供給契約の継続、変更及び終了等	22
24. 託送供給契約の継続、変更及び終了	22
25. 託送供給契約消滅後の関係	23
26. 名義の変更	23
27. 債権の譲渡	24
VII. 保安に関する事項	24
28. 保安等のための敷地及び建物への立ち入り	24
29. 供給施設等の検査	24

30. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力	25
VIII. その他	25
31. 託送供給に係る情報の取り扱い	25
32. 担保	25
33. 疑義の照会	25
附 則	26
1. 実施期日	26
2. この約款の適用	26
3. 基準率に係る暫定的措置	26
別 表	27
別表第1 一般ガス導管事業の供給区域及び特定ガス導管事業の区間	別冊
別表第2 託送供給の申し込み窓口等	27
別表第3 当社の払出エリア	28
別表第4 受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法 ..	30
別表第5 導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件	32
別表第6 ガスの受け入れのために必要となる設備	33
別表第7 ガスの過不足精算単価、注入計画乖離補償単価	35
別表第8 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式	36
別表第9 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式	37
別表第10 ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量できない場合のガス量の算式	38

I. 約款の適用

1. 適用範囲

- (1) 当社が以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
- ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。ただし、当社「小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）」（以下「小売託送供給約款」といいます。）が適用となる場合を除く。
 - ② 託送供給の払い出しが連結点で行われること。
 - ③ 6（引受条件）に適合すること。
- (2) この約款は、別表第1に定める一般ガス導管事業の供給区域及び特定ガス導管事業の区間に適用します。
- (3) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意した上で、託送供給の検討及び契約を申し込んでいただきます。9（託送供給契約の申し込み及び締結）により託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

2. 約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けて設定したものです。
- (2) 当社は、ガス事業法第48条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けてこの約款を変更することがあります。又は、ガス事業法第48条第6項若しくは第9項の規定に基づき、この約款を変更して、経済産業大臣に届け出ることがあります。これらの場合、供給条件は、変更後の託送供給約款によります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社ホームページ、営業所及び事務所において、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「託送供給依頼者」とは、この約款にしたがって、当社に託送供給の検討又は託送供給契約の申し込みをされた方をいいます。
- (2) 「卸供給先事業者」とは、託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営む者をいいます。
- (3) 「需要家」とは、託送供給依頼者又は卸供給先事業者からガスの供給を受けるガスの最終消費者をいいます。

- (4) 「需要場所」とは、需要家がガスを使用する場所をいいます。
- (5) 「託送供給検討」とは、受入検討と供給検討をいいます。
- (6) 「受入検討」とは、ガスの注入を希望される託送供給依頼者が提出する受入検討申込書に基づき、当社が実施するガスの注入可否の検討をいいます。
- (7) 「供給検討」とは、ガスの払い出しを希望される託送供給依頼者が提出する供給検討申込書に基づき、当社が実施するガスの払出可否の検討をいいます。
- (8) 「個別契約」とは、連結点ごとに適用される事項を定める契約をいいます。
- (9) 「基本契約」とは、個別契約に定める事項を除き、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。
- (10) 「託送供給契約」とは、託送供給約款及び基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。
- (11) 「託送供給期間」とは、当社が託送供給依頼者に託送供給を行う期間をいい、託送供給契約で定めるものをいいます。
- (12) 「熱量」とは、標準状態（摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態）のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (13) 「標準熱量」とは、ガス事業法及びこれに基づく命令で定められた方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (14) 「ガス工作物」とは、ガス供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(20)から(22)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）。
- (15) 「供給施設」とは、ガス工作物のうち、導管、整圧器及びガスメーター並びにそれらの附属施設をいいます。
- (16) 「高圧導管」とは、最高使用圧力が1メガパスカル以上の導管をいいます。
- (17) 「中圧導管」とは、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の導管をいいます。
- (18) 「圧力」とは、受入地点及び連結点におけるガスの静圧力をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (19) 「最高圧力」とは、託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (20) 「本支管」とは、原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。
- なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。
- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に規定する普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に規定する基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社が本支管を管理する上で著しい障害がないと判断できること
- (21) 「整圧器」とは、ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

- (22) 「ガスメーター」とは、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料又は事業者間精算等の算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる、当社の指定する計量器をいいます。
- (23) 「ガス工事」とは、供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (24) 「検針」とは、ガス量を算定するために、ガスメーター等の指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。
- (25) 「連結点」とは、当社が託送供給するガスを導管から払い出す、託送供給契約上の受け渡し地点（需要場所を除く。）であって、当社の導管と他のガス導管事業者の導管との維持及び運用の区分点をいいます。
- (26) 「受入地点」とは、当社が、託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れる、託送供給契約上の受け渡し地点をいいます。
- (27) 「払出ガス量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者に連結点において払い出したガス量をいいます。
- (28) 「受入ガス量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者から受入地点で受け入れたガス量をいいます。
- (29) 「月別払出ガス量」とは、一託送供給依頼者の各連結点における1か月ごとの払出ガス量の合計値をいい、温圧補正やガス量算定期間の補正により算定するものをいいます。なお、その詳細は、当社が別途定める算式によります。
- (30) 「月別受入ガス量」とは、一託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日0時を起点とし、当該月末日24時までの1か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の合計値をいいます。
- (31) 「契約最大払出ガス量」とは、託送供給契約で定める、払出ガス量の上限値をいいます。
- (32) 「契約最大受入ガス量」とは、託送供給契約で定める、受入ガス量の上限値をいいます。
- (33) 「月間払出計画ガス量」とは、託送供給の実施にあたり毎月1日0時を起点とし、当該月末日24時までの1か月を単位として当社に事前に通知していただく、払出エリアごとに定める圧力ごとの毎日0時を起点とする1日ごとに合計したガス量の計画値をいいます。
- (34) 「日別払出計画ガス量」とは、払出エリアごとに定める圧力ごとの毎日0時から24時までに払い出すガス量の計画値の合計をいいます。
- (35) 「注入計画ガス量」とは、託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。
- (36) 「注入計画指示ガス量」とは、当社が託送供給依頼者に通知した、受入地点ごとの導管へ注入する1時間ごとのガス量の指示値をいい、注入計画ガス量（振替供給による修正があった場合は、修正した注入計画ガス量）に日次繰越ガス量、月次繰越ガス量を反映したものをいいます。
- (37) 「日次繰越ガス量」とは、注入計画指示ガス量又は調整指令を反映させたガス量と、受入ガス量に生じた差の当該日0時から24時までの合計値をいいます。
- (38) 「月次繰越ガス量」とは、月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画ガス量に反映させるガス量をいいます。
- (39) 「払出エリア」とは、受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいい、別表第3に掲げるエリアとします。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

- (40) 「注入グループ」とは、払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。
- (41) 「振替供給」とは、託送供給依頼者が自らの受入地点が属する払出エリア以外の連結点に託送供給を行う場合に、当社が、当該託送供給依頼者以外の者が注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。
- (42) 「調整指令」とは、当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入計画指示ガス量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。
- (43) 「調整指令量」とは、注入計画指示ガス量と調整指令を反映させたガス量との差をいいます。
- (44) 「事業者間精算」とは、当社が、この約款に基づく託送供給に係る費用を、連結点で導管が接続している他のガス導管事業者と精算することをいいます。
- (45) 「休日」とは次の日をいいます。
- ① 日曜日
 - ② 銀行法第15条第1項に規定する政令で規定する日並びに1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日
- (46) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、託送供給契約に定めるほか、その都度託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、卸供給先事業者又は事業者間精算の相手方となる他のガス導管事業者と別途協議を行うことがあります。

託送供給依頼者はあらかじめ卸供給先事業者の連絡先を通知していただきます。

Ⅱ. 託送供給の申し込み及び契約

5. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み窓口等

- (1) 当社における託送供給検討並びに基本契約及び個別契約の申し込み窓口は、別表第2の(1)に掲げる部署とします。
- (2) この約款並びに当社の高圧導管及び主要中圧導管の位置を明示した地形図の閲覧場所は、別表第2の(2)に掲げる場所とします。

6. 引受条件

当社がこの約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、当社のガス導管事業の適確な遂行に支障を生じさせないため、引き受ける託送供給が託送供給期間を通して以下の条件に適合したものであることが必要となります。

- (1) 1 個別契約について原則として受入地点及び連結点は各 1 か所であること（ただし、複数の受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な払出エリアにおける個別契約については、複数の受入地点とします。また、複数の連結点がある場合であっても、当社が認める場合は、同様に取り扱いします。）。
- (2) 受入地点と連結点が当社の導管で接続されていること。なお、振替供給を要する場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること
- (3) 当社が受け入れるガスの組成、圧力、性状、量等（以下「組成等」といいます。）が、以下の条件を安定的に満たしていることを確認するため、託送供給依頼者及び当社の双方において常時監視が可能であること。
- ① ガスの組成等は、別表第 4 に掲げる範囲内であること。ただし、別表第 4 に掲げられていない項目は個別に協議することとします。
 - ② ガスの組成等の監視方法は、別表第 4 の内容とし、託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社に報告していただくこと。
 - ③ 受け入れるガスの圧力は、受入地点における当社の導管の運用圧力の範囲内であって、かつ当社の導管に受け入れることが可能な圧力であること。
 - ④ 受け入れ払い出すガスの量及び圧力は、当社の供給設備及び導管ネットワークに影響を及ぼさないものであって、かつガスの受け入れ又は払い出しのいずれか一方が事故等により途絶した場合であっても当社の供給設備、導管ネットワーク及びそれらの運用に支障を生じないものであること。なお、導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件は別表第 5 のとおりとします。
 - ⑤ 受け入れるガスの圧力、量及び熱量は、急激な変動がないように制御されること。
- (4) 託送供給依頼者が、安定的に所要の量と組成等のガスを製造あるいは調達可能であること。
- (5) 保安上及び供給安定上必要な場合に、託送供給依頼者において、受け入れ及び払い出し調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制、設備を有するとともに、休日及び夜間を含めた当社との連絡体制を確立していただくこと。
- (6) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。
- なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいいます。
- ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量
 - ② 日次繰越ガス量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の 5 パーセント
 - ③ 月次繰越ガス量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の 5 パーセント
- (7) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。

7. 託送供給検討の申し込み

ー 受入検討の申し込み ー

- (1) 当社の導管にガスの注入を希望される場合には、あらかじめこの約款を承諾のうえ、注入を希望する地点（以下「受入希望地点」といいます。）に関して次の事項を明らかにして、当社に受入検

討申込書（当社の定める様式によります。）を提出していただきます。受入検討の申し込みは原則として1受入希望地点につき1検討とします。なお、6（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、明らかにしていただく事項を必要な範囲で申し込み受領後に追加することがあります。

- ① 受入希望地点
- ② 払出エリアごとの0時から24時までのガス量の計画値の合計
- ③ 注入開始希望日
- ④ 注入ガスの組成等
- ⑤ 注入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

（2）当社は、検討料（20万円に消費税等相当額を加えた金額（以下「標準検討料」といいます。）をいいます。）を受領した時をもって、検討の申し込みを受け付けたこととします。また、検討にあたり、現地調査など多額の費用を要する場合には、その作業（以下「追加受入検討」といいます。）に着手する前に託送供給依頼者に通知します。当社は追加受入検討に要する費用に消費税等相当額を加えた金額（以下「追加受入検討料」といいます。）を追加受入検討着手前に申し受け、追加受入検討終了後、実績に基づき速やかに精算することとします。

（3）当社が受入検討を受け付けた日から起算して15日目の日（休日の場合は直前の休日でない日）までに託送供給依頼者から検討中止を通知する書面等（受入検討申込書の写しが添付されたもの。）が当社に到達した場合、当社は既に受領した標準検討料のうち10万円に消費税等相当額を加えた金額及び受領済みの追加受入検討料の合計額（以下「受入検討料返還額」といいます。）を、託送供給依頼者からの中止通知の到達後速やかに託送供給依頼者に返金します。ただし、当社が既に検討作業のために要した費用（消費税等相当額を含みません。）が10万円を超過した場合には、当社はこの超過額に消費税等相当額を加えた金額（以下「追加受入検討費用」といいます。）を受入検討料返還額から差し引いた金額を返金します。

（4）当社は、追加受入検討費用が受入検討料返還額を上回る場合には、中止通知の到達後速やかに託送供給依頼者にその差額を請求し、請求日から起算して30日目の日（休日の場合は直後の休日でない日）までに、当社が指定した金融機関を通じて支払っていただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者に負担していただきます。

－ 供給検討の申し込み －

（5）連結点（需要場所を除く。）に対するガスの払い出しを希望される場合には、あらかじめこの約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして当社に申し込んでいただきます。供給検討は、連結点単位に、1検討として申し込んでいただきます。なお、当社が認める場合には、複数の連結点をまとめて1検討として申し込んでいただくことができます。ただし、供給検討受付後に、6（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、明らかにしていただく事項を必要な範囲で追加する場合、又は改めて受入検討の申し込みを実施していただく場合があります。

- ① 希望する連結点
- ② 希望する最大払出ガス量

③ 希望するピーク日ガス量

(冬期(*)における連結点から払い出されるガス量の0時から24時の合計量の最大値)

④ 希望する託送供給開始日

⑤ 連結点において希望する導管口径

⑥ その他当社が必要と認める事項

(*)「冬期」とは、1月検針分(12月定例検針日の翌日から1月定例検針日まで)から4月検針分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)の4か月の期間をいいます。

- (6) 当社は、(5)に規定する供給検討の申し込みを当社が受理した時をもって、検討申し込みを受け付けたこととします。供給検討にあたり、多額の費用を要する測量調査などの実施が必要となる場合にはその作業(以下「追加供給検討」といいます。)に着手する前に託送供給依頼者に通知します。当社は追加供給検討に要する費用に消費税等相当額を加えた金額を追加供給検討着手前に申し受け、追加供給検討完了後、実績に基づき速やかに精算することとします。

8. 託送供給の可否の検討及び通知

- (1) 当社は、託送供給検討の申し込みがあった場合には、6(引受条件)についても確認し、託送供給が可能な場合には、当社にお支払いいただく託送供給の実施に伴って必要となる設備等に係る工事費用の概算を付して、その旨を、申し込み受付日から受入検討の場合は3か月以内に、供給検討の場合は1か月以内に託送供給依頼者に書面等にて通知します。
- (2) 当社は、検討の結果及び託送供給依頼者の当社に対する債務の履行状況等により、検討申し込みに係る託送供給の一部又は全部を引き受けできない場合には、その理由を付して、その旨を申し込み受付日から、受入検討の場合は3か月以内、供給検討の場合は1か月以内に託送供給依頼者に書面等にて通知します。
- (3) 当社は、申し込まれる内容により(1)及び(2)で規定する期間を超えて検討が必要になることが明らかとなった場合には、託送供給依頼者に検討終了予定日を通知します。

9. 託送供給契約の申し込み及び締結

ー 基本契約の申し込みの場合 ー

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給開始日の3か月前の日までに申し込みをしていただきます。
- (2) 基本契約の申し込みに伴い、7(託送供給検討の申し込み)の受入検討の必要がある場合は、8(託送供給の可否の検討及び通知)(1)及び(2)により当社が通知した後、原則として6か月以内に申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者の間で基本契約書が締結されたときに成立するものとします。
- (4) 基本契約期間は、当社のガス供給計画の期間内とします。

ー 個別契約の申し込みの場合 ー

- (5) 個別契約の申し込みは、基本契約の申し込みを事前に行っていただいたうえで、原則として託送供給開始（休日の場合は直前の休日でない日）までに、当社の定める様式により行っていただきます。ただし、ガス小売事業者の倒産及び業務停止等、当社がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。
- (6) 個別契約の申し込みに伴い、7（託送供給検討の申し込み）の供給検討の必要がある場合は、8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）及び（2）により当社が通知した後、原則として6か月以内に申し込みをしていただきます。
- なお、個別契約の申し込みにあたっては、7（託送供給検討の申し込み）（5）の各号、及び8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）及び（2）により当社が通知した供給条件への対応方法を明らかにしていただきます。ただし、当社が通知した書面等に記載した供給条件と異なる条件での託送供給を希望される場合には、契約申し込み前にその旨を当社に申し出ていただき、当社が特に支障がないと認めた場合には、当該条件にて託送供給を実施する場合があります。
- (7) 個別契約の申し込みを受けた後、当社は、必要に応じて託送供給実施に必要な事項を託送供給依頼者と協議のうえで個別契約の申し込みを承諾します。契約は当社が承諾したときに成立します。
- (8) 託送供給期間は、当社のガス供給計画の期間内とし、原則として年単位とします。ただし、年単位としない託送供給期間の個別契約については、託送供給依頼者から以下に掲げる申し出があり、当社が認めた場合に限り締結することができることとします。
- ① 個別契約締結時点において、需要家の消費機器の撤去等により、託送供給先の需要が消滅する期日が明らかな場合
 - ② 個別契約締結時点において、当社の託送供給を利用しなくなる期日が明らかな場合
 - ③ 個別契約締結時点において、託送供給依頼者と需要家との小売供給契約が終了する期日が明らかな場合
 - ④ 個別契約締結時点において、24（託送供給契約の継続、変更及び終了）（5）に規定する契約更新後の託送供給期間を託送供給依頼者又は需要家の事業年度、又は暦年単位に変更する場合
 - ⑤ 託送供給依頼者が需要家との間で締結する小売供給契約の契約期間に合わせる場合（ただし、変更後の託送供給期間が1年以上となる場合に限り、この⑤を適用する場合は、小売供給契約を確認させていただきます。）

10. 託送供給契約の単位

- (1) 当社は、1託送供給依頼者について、1基本契約を結びます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当該託送供給依頼者が、別途当社と小売託送供給約款に基づく基本契約を締結する場合は、その内容も含めた1基本契約を締結することがあります。
- なお、この場合、1基本契約を締結するか否かにかかわらず、6（引受条件）（6）及びⅢ（託送供給の実施）に規定する事項についても、小売託送供給約款により締結された基本契約及び個別契約と一体として取り扱うことがあります。
- (3) 当社は、原則として、1受入地点、1連結点、1託送供給依頼者について1個別契約をもって託送供給を行います。ただし、複数の受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な払出エリアにおける個別契約については、複数の受入地点とします。また、複数の連結点がある場合で

あっても、当社が認める場合は、同様に取り扱います。それぞれの個別契約は原則として1基本契約に属するものとします。

11. 承諾の義務

- (1) 当社は、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2)、(3)又は(4)に規定する場合を除き、承諾します。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの託送供給又は19（託送供給に必要な設備）の設置に係る工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの託送供給能力が減退した場合
 - ③ 申し込まれたガスの受入地点、連結点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能な場合又は著しく困難な場合
- (3) 当社は、21（託送供給の制限等）(2)の制限又は停止事由に該当する場合や、託送供給依頼者の当社との他の託送供給契約（すでに消滅しているものを含みます。）における当社に対する債務の履行状況等により、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、託送供給依頼者が6（引受条件）で規定する条件又は8（託送供給の可否の検討及び通知）(1)及び(2)で通知した条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2)から(4)により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者に通知します。

12. 託送供給の開始

- (1) 当社は、託送供給開始日に託送供給を開始します。なお、託送供給の開始に先立ち、この約款並びに託送供給契約で定める条件が満たされていることを確認するために必要となる措置について、託送供給依頼者は当社に協力していただきます。
- (2) 当社は、以下の理由によって託送供給契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ、託送供給開始日を定めて託送供給を開始します。
- ① 予定していた工事の工程が変更になった場合
 - ② その他の合理的な理由がある場合

Ⅲ. 託送供給の実施

13. 払出計画ガス量の通知

- (1) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先立ち、個別契約に基づく月間払出計画ガス量を、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、翌1か月分の月間払出計画ガス量を、毎月20日（休日の場合は直前の休日でない日）までに、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。
- (3) 託送供給依頼者又は当社は、保安上又は供給安定上の事由等により月間払出計画ガス量を大幅に変更する必要がある場合には、速やかに相手方に通知し、協議によって合意した場合にはこれを変更することができるものとします。
- (4) 託送供給依頼者は、日別払出計画ガス量を、前日までに、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。

14. 注入計画ガス量の通知

- (1) 当社は、注入グループごとに注入計画ガス量を算定します。なお、一注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した日別払出計画ガス量がある場合は、注入計画ガス量を日別払出計画ガス量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画ガス量を算定します。
- (2) 振替供給を行う場合、当社は、(1)で算定する注入計画ガス量を修正します。
- (3) 当社は、(1)で算定した注入計画ガス量（(2)による修正があった場合は(2)で修正した注入計画ガス量）に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を当社が定める方法により反映し、注入計画指示ガス量として託送供給依頼者に通知します。
- (4) 託送供給依頼者は、原則として注入計画指示ガス量と受入ガス量が毎正時から始まる1時間ごとに一致するよう調整するものとします。
- (5) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものとします。

15. 受入ガス量及び払出ガス量の計量

ー 受入地点の検針 ー

- (1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。
- (2) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は託送供給依頼者と当社の協議によって定めるものとします。

ー 連結点の検針 ー

(3) 当社は、当社があらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順等により定めます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

(4) 当社は、定例検針日以外に、以下の各号に定める日に検針を行います。ただし、当社が託送供給の実施に支障がなく検針する必要があると判断した場合は、この限りではありません。

- ① 新たに託送供給を開始した日
- ② 24（託送供給契約の継続、変更及び終了）により託送供給契約を終了又は解約した日
- ③ ガスメーターを新たに取付けた日、取り外した日又は取り替えた日
- ④ その他当社が必要と認めた日

(5) 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に連結点の検針ができない場合があります。

－ 受入地点のガス量の算定 －

(6) 当社は、(1)の検針結果により、受入ガス量を算定することとし、算定結果を速やかに託送供給依頼者に通知します。

－ 連結点のガス量の算定 －

(7) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み等により、連結点における当該1か月のガス量を算定することとし、算定結果を速やかに託送供給依頼者に通知します。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取付けたガスメーターそれぞれにより算定されたガス量を合算して、連結点における当該1か月のガス量とします。

(8) (7)の「検針日」とは、次の日をいいます。

- ① (3)及び(4)①②④の日であって、検針を行った日
- ② (10)の規定によりガス量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(9) (7)にかかわらず、一の連結点において当該託送供給に係るガスの払い出しと同時に他の託送供給依頼者の託送供給に係るガスの払い出しが行われる場合は、原則として、需要場所の導管を維持及び運用するガス導管事業者が需要場所で計量し、算定したガス量に基づき(7)の値を按分し、当該1か月のガス量を算定します（なお、複数の連結点がある場合は、(7)の値の代わりに、その各連結点の(7)の値の合計値を按分することがあります。）。

ただし、当該託送供給に係るガス量を区分して計量できないと当社が判断し、当事者間の合意が得られる場合は、13（払出計画ガス量の通知）(4)で定める日別払出計画ガス量を踏まえて、協議の上、当該1か月のガス量を算定することがあります。

－ 災害及び感染症の流行及びガスメーター故障等の場合のガス量算定等 －

(10) 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の連結点のガス量は、(12)に準じて算定します。

- (11) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で規定する使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第8の算式により連結点のガス量を算定します。
- ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定します。
- (12) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、連結点のガス量を算定します。
- (13) 当社は、2.5キロパスカルを超える圧力でガスを供給する場合には、別表第9の算式により連結点のガス量を算定します。
- (14) ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者の立ち会いのうえ、別表第10により連結点のガス量を確定するものとします。ただし、この場合の計量方法について、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。

16. 託送供給するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は、原則当該日の2日後の当該託送供給依頼者（調整指令を実施した場合は、その調整指令を受けた製造事業者等にガス製造を委託している者として。）の注入計画ガス量に反映するものとします。
- (2) 任意の対応する毎正時から始まる1時間において注入計画指示ガス量と受入ガス量の差の絶対値が注入計画指示ガス量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定することとします。
- ただし、14（注入計画ガス量の通知）（5）に規定する調整指令を行った場合には、当該調整指令にかかる受入地点について、当該日における調整指令以降の注入計画乖離補償料は申し受けません。
- ① 受入ガス量が注入計画指示ガス量を上回った場合
- $$(\text{受入ガス量} - \text{注入計画指示ガス量}) \times \text{注入計画乖離補償単価}$$
- ② 受入ガス量が注入計画指示ガス量を下回った場合
- $$(\text{注入計画指示ガス量} - \text{受入ガス量}) \times \text{注入計画乖離補償単価}$$
- なお、注入計画乖離補償単価については別表第7に定めるものとします。
- (3) 月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下この差の絶対値を「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、(4)から(6)のとおりとし、その細目は託送供給契約に定めます。なお、(4)から(6)における託送供給依頼者には、この約款で規定する託送供給依頼者に加え、小売託送供給約款で規定する託送供給依頼者を含みます。
- (4) 当社が託送供給を行うすべての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以内の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。
- (5) 当社が託送供給を行うすべての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える場合、当該託送供給依頼者において、日別払出計画ガス量の

当該月の総量と月別払出ガス量の差の絶対値が日別払出計画ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

① すべての託送供給依頼者の乖離率が５パーセント以下の場合

（イ）過不足ガス量が月別受入ガス量の５パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の５パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の５パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は５パーセント全量を繰り越せないことがあります。この場合、繰り越しが可能なガス量を月次繰越ガス量とします。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、（６）で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合）

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、（６）で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

（ロ）過不足ガス量が月別受入ガス量の５パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。（ロ）において、「過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値」における過不足ガス量は月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値とします。

$$V = V1 \times \frac{V2}{V3}$$

V：月次繰越ガス量

V1：過不足ガス量（＊）

V2：過不足ガス量が月別受入ガス量の５パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量（＊）の合計

V3：過不足ガス量が月別受入ガス量の５パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量（＊）の合計

（＊）当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値がマイナスになる場合は、マイナスの値とします。

また、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

② すべての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。この場合、繰り越しが可能なガス量を月次繰越ガス量とします。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

ー 起因者の場合 ー

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量

$$\begin{aligned} &\times \left((\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \right. \\ &\quad + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \\ &\quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \\ &\quad \times 70 \text{ パーセント} \\ &\quad \times \text{公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量

$$\begin{aligned} & \times \left(\left(\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \right. \right. \\ & \quad \left. \left. + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \right. \right. \\ & \quad \left. \left. + \text{石油石炭税等租税課金} \right) \right. \\ & \quad \times 130 \text{ パーセント} \\ & \quad \times \text{公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

－ 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。(ロ)において、「過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値」における過不足ガス量は月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値とします。

$$V = V1 \times \frac{V2}{V3}$$

V : 月次繰越ガス量

V1 : 過不足ガス量 (*)

V2 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量 (*) の合計

V3 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量 (*) の合計

(*) 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値がマイナスになる場合は、マイナスの値とします。

また、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

－ 起因者の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値

$$\begin{aligned} &\times \left((\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \right. \\ &\quad + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \\ &\quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \\ &\times 70 \text{ パーセント} \\ &\times \text{公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値

$$\begin{aligned} &\times \left((\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \right. \\ &\quad + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \\ &\quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \\ &\times 130 \text{ パーセント} \\ &\times \text{公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

－ 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、託送供給依頼者から、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、託送供給依頼者から、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(6) 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量の精算に用いる実費相当単価は、精算対象月の託送供給依頼者のガス生産及び購入単価に、別表第7に規定する製造単価を加算して算定するものとします。なお、ガス生産及び購入単価の裏付けとなる資料を当社に提出いただきます。

17. 精算料等の支払い

- (1) 16（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生します。
- (2) 16（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生します。
- (3) 注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料（以下「精算料等」といいます。）の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。

ー 託送供給依頼者が当社に支払う場合 ー

- (4) 精算料等及び延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (5) (4)の支払いは、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものとします。
- (6) (4)の支払いにかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担とします。
- (7) 精算料等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払いの日まで、精算料等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日あたり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (8) 延滞利息の支払義務は、原則として、延滞利息の算定の対象となる精算料等を支払われた日に発生します。
- (9) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる精算料等を支払われた直後に支払義務が発生する、当社に対する託送供給契約（この約款に基づく契約のほか、小売託送供給約款に基づく契約）上の託送供給料金又は精算料等とあわせてお支払いいただきます。
ただし、支払義務発生日の翌日から起算して60日以内に、前記の託送供給料金又は精算料等の支払期限日が到来しない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して60日以内にお支払いいただきます。
- (10) 精算料等及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

ー 当社が託送供給依頼者に支払う場合 ー

- (11) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (12) (11)の支払いは、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものとします。
- (13) (11)の支払いにかかる振込手数料は、当社の負担とします。
- (14) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払いの日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日あたり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いします。
- (15) 延滞利息の支払義務は、原則として、延滞利息の算定の対象となる精算料等をお支払いした日に発生します。
- (16) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる精算料等をお支払いした直後に支払義務が発生する、当社に対する託送供給契約（この約款に基づく契約のほか、小売託送供給約款に基づく

契約) 上の託送供給料金又は精算料等の支払期限日までにお支払いします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して60日以内に、前記の託送供給料金又は精算料等の支払期限日が到来しない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して60日以内にお支払いします。

(17) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いします。

18. 単位及び端数処理等

この約款においてガスの量並びに精算料等その他の費用負担額を算定する場合の単位及びその端数処理は、特に定めがない限り次のとおりとします。

- ① 計量するガスの単位は立方メートル単位の整数とし、小数点以下は読みません。
- ② 計量するガスの熱量は、標準状態で45メガジュールとします。
- ③ 精算料等その他の費用負担額を算定する場合における合計金額の単位は1円とし、小数点以下は切り捨てます。なお、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、小数点以下はそれぞれ切り捨てます。

IV. 必要となる設備

19. 託送供給に必要となる設備

- (1) 託送供給を実施するにあたり必要となる設備（以下「必要設備」といいます。）は、原則として別表第6に掲げるものであり、詳細仕様は協議により定めます。
- (2) 必要設備等の所有権は、費用負担の如何にかかわらず、原則として受入地点から連結点までの部分及びガスメーター等については当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、託送供給契約等で当社に帰属するものと定めた場合を除き、当社に帰属しないものとします。
- (3) 当社が設置若しくは所有する供給設備等の工事及び維持管理のために必要な用地の確保、又は卸供給先事業者若しくは連結点で導管が接続している他のガス導管事業者との調整等について、託送供給依頼者は当社に協力していただきます。

なお、用地の確保及び託送供給期間中の用地の使用の継続に要する費用（託送供給依頼者からのガスを受け入れるために必要な設備に関するものに限り、）は、託送供給依頼者から申し受けます。

20. 必要設備の工事に伴う費用の負担等

- (1) 当社において必要設備等を新たに設置又は増強する必要がある場合、それら設備については当社が設置します。

なお、当社は、その必要設備の設置工事及び当社設備の改造、変更及び更新の工事に要する材料費、工事費及び諸経費等の合計額（ガスメーター本体の費用を除きます。）に消費税等相当額を加えた額を託送供給依頼者から設備負担金として申し受けます。

- (2) 託送供給の申し込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者と当社は、設備負担金に関する必要な事項について設備負担金契約書を工事着手前に締結します。この場合、契約は契約書締結時に成立します。
- (3) 工事着手（設計業者、工事業者との折衝等の工事準備行為を含みます。以下において同じ。）後、当社の責に帰さない事由によって、託送供給開始前に託送供給契約が解約又は変更される場合、(2)に規定する設備負担金契約が解約又は変更される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則とします。
- ただし、工事を実施していない部分につき、(11)の①から④の事情に該当することが判明し、当社が託送供給契約、設備負担金契約の解約又は変更もやむを得ないと認める場合は、託送供給依頼者と協議のうえ、当社は賠償額の一部又は全部を免除することがあります。
- (4) (3)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりとします。
- ① すでに工事を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含むものとします。）及び工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものとします。）
 - ② 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含むものとします。）
 - ③ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害
- (5) 託送供給依頼者の都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事に変更、中断又は解約される場合は、それにより発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、(1)に定める設備負担金を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、託送供給依頼者に設備負担金の明細を通知します。
- (7) 当社は、(1)の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した設備負担金を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (8) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、(1)の規定により託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した設備負担金を、その工事完成日まで2回以上に分割して申し受けることがあります。
- ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）
 - ② その他、当社が特に必要と認めた工事
- (9) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が10万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、設備負担金の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。
- (10) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に設備負担金を全額申し受けます。
- (11) 当社は、設備負担金を申し受けた後、次の事情によって設備負担金に著しい差異が生じた場合には、工事完了後遅滞なく精算することとします。
- ① 工事の設計後に託送供給依頼者の申し出により導管の延長及び口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき。
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物及び掘さく規制等に伴い、工事の実施条件に変更があったとき。
 - ③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものとします。）又は労務費に著しい変動があったとき。

- ④ その他工事費（消費税等相当額を含むものとします。）に著しい差異が生じたとき。
- (12) 設備負担金については、原則として払い込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。
- ① 当社が指定した金融機関
 - ② 当社の事業所等

V. 託送供給の制限等

21. 託送供給の制限等

- (1) 受入地点において託送供給依頼者が注入するガスの組成等が託送供給契約と相違する場合には、託送供給依頼者はただちに、受入地点におけるガスの注入を停止するとともに、その旨を当社に通知していただきます。また、託送供給依頼者のガス製造設備が緊急停止した場合も、当社にただちに通知していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点におけるガスの注入又は連結点における払い出しをただちに制限又は停止していただきます。当社は、託送供給依頼者が制限又は停止をしない場合、託送供給を制限又は停止する場合があります。その際、当社はあらかじめその内容を託送供給依頼者に通知します。ただし、緊急の場合又は託送供給依頼者が通知の内容に従わない場合にはあらかじめその内容を託送供給依頼者に通知（託送供給依頼者が通知の内容に従わない場合にはあらためて通知）することなく、当社が託送供給を制限又は停止することがあります。また、託送供給の制限又は停止に際し、卸供給先事業者との折衝等が必要となる事項があり、当社がその実施を求める場合、託送供給依頼者にはこれに応じていただきます。

なお、託送供給依頼者がこれに応じない場合には、当社が卸供給先事業者に対し託送供給の制限又は停止を行うことを通知することができることとします。

- ① 託送供給依頼者が、当社のガス工作物を故意又は重大な過失により損傷又は亡失して当社に重大な損害を与えた場合
 - ② 託送供給依頼者が、28（保安等のための敷地及び建物への立入り）に規定する当社係員の立ち入り等、託送供給実施に際して当社が求める協力の依頼を正当な理由なく拒んだ場合、又は保安に係る責任の規定に違反した場合
 - ③ 託送供給依頼者が、支払期日までに当社に対する債務を履行しない場合
 - ④ 受入ガス量が当社の通知する注入計画指示ガス量と著しく乖離する場合
 - ⑤ 託送供給依頼者が、託送供給検討の申し込み、託送供給契約の更新又は託送供給契約の変更等の手続きが必要である場合に、当社が求めたにもかかわらず、これに応じない場合
 - ⑥ その他、託送供給依頼者が託送供給契約その他関連する契約に違反した場合
- (3) 当社は次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給依頼者に通知することなく、託送供給の制限又は中止をする場合があります。この際、必要に応じ卸供給先事業者に対し、託送供給の制限又は中止をする旨を通知することがあります。また、託送供給の制限又は中止に際し、卸供給先事業者との折衝等が必要となる事項があり、当社がその実施を求める場合、託送供給依頼者にはこ

れに応じていただきます。なお、託送供給依頼者がこれに応じない場合には、当社が卸供給先事業者に対し託送供給の制限又は中止を行うことを通知することができることとします。

- ① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合
- ② 法令の規定による場合
- ③ ガス漏れによる事故の発生のおそれがある場合その他保安上必要な場合等当社のガス導管事業の適確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- ④ 当社のガス工作物に故障が生じた場合及び修理その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取り替え等も含みます。）のため特に必要がある場合
- ⑤ 受入ガス量が当社の通知する注入計画指示ガス量に調整指令を反映させたガス量と著しく乖離する場合

（４）託送供給依頼者の責めに帰すべき事由により託送供給の制限、停止をした場合、託送供給依頼者には、ただちに、託送供給の制限、停止に要した費用に消費税等相当額を加えた額を支払っていただくとともに、当社が損害を受けた際にはその損害を賠償していただきます。

（５）当社が託送供給の制限、停止又は中止をしたことによる卸供給先事業者からの問い合わせ等に対しては、託送供給依頼者が対応していただきます。

（６）託送供給依頼者は、（１）から（５）に規定する託送供給の制限等に関する事項について卸供給先業者に周知し書面等で承諾を得ていただきます。なお、（１）から（５）に規定する事項について卸供給先事業者が承諾していることについて疑義が生じた場合は、承諾書の確認をさせていただく場合があります、これらが守られていないことが判明した場合は、託送供給を制限又は停止することがあります。

22. 託送供給の制限等の解除

（１）託送供給依頼者は、21（託送供給の制限等）（１）による託送供給の停止を解除しようとする場合には、事前に当社と協議するものとします。

（２）21（託送供給の制限等）（２）によって当社が託送供給を制限又は停止した場合であって、託送供給の制限又は停止の事由が解消した場合には、当社は速やかに託送供給を再開します。なお、託送供給の再開に要する費用に消費税等相当額を加えた額を、託送供給を再開する前に支払っていただきます。ただし、緊急の場合等当社がやむをえないと判断した場合には、託送供給再開後の当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（３）当社は、（２）の託送供給の停止の再開は原則として９時から19時の間（休日は９時から17時の間）に速やかに行います。

23. 損害賠償の免責

（１）12（託送供給の開始）（２）によって託送供給開始日を変更した場合、21（託送供給の制限等）（３）によって託送供給を制限若しくは中止した場合、又は24（託送供給契約の継続、変更及び終了）によって託送供給契約を解約若しくは変更した場合であって、それが当社の責に帰すべき事由によら

ないものである場合には、当社は託送供給依頼者、卸供給先事業者又は第三者の受けた損害について賠償の責を負いません。

- (2) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、卸供給先事業者又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、原則として託送供給依頼者に対応していただきます。

VI. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

24. 託送供給契約の継続、変更及び終了

－ 基本契約の場合 －

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による変更があった場合には変更後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは、同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約期間満了日又は変更を希望する期日の3か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、7（託送供給検討の申し込み）(1)に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の3か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了します。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了します。

－ 個別契約の場合 －

- (4) (5)又は(7)の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続きも要せずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様とします。
- (5) 締結済みの個別契約の変更を希望される託送供給依頼者は、変更を希望される期日の15日前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、7（託送供給検討の申し込み）(5)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (6) (5)の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望される期日をもって、個別契約が変更されるものとします。
- (7) 個別契約の終了を希望される託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、契約の終了の申し込みをしていただきます。
- (8) (7)の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望される期日をもって契約が終了するものとします。

－ 共通事項 －

- (9) 関係法令が変更されたこと又は社会的及び経済的変動がはなはだしいことその他当社の責に帰さない事由により託送供給契約の存続が困難又は不相当と認められる場合には、当社は託送供給契約を解約又は変更することができるものとします。
- (10) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当した場合には、当社はただちに託送供給契約を解約できるものとします。
- ① 破産、民事再生、会社更生若しくは特定調停等の法的整理手続きの申立て又は開始があったとき
 - ② 滞納処分による差し押さえ若しくは保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申立てがなされたとき
 - ③ 強制執行又は競売の申立てがなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 事業の全部又は重要な一部若しくは託送供給契約によるガスに関する部分の譲渡及び分割又は廃止の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振り出し、引き受けし、又は裏書きした手形及び小切手が不渡りになる等、支払いが停止状態に陥ったとき
 - ⑦ 託送供給依頼者（託送供給依頼者が法人である場合には、その代表者）の所在が不明になったとき
 - ⑧ 託送供給依頼者が、託送供給の制限又は停止の事由となった状態を当社が定めた相当期間内に是正しないとき
- (11) 託送供給依頼者に(10)の各号の一に該当する事実が発生した場合、支払義務が発生していない精算料等及び延滞利息の支払義務はただちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなくただちに債務のすべてを弁済していただきます。
- (12) 託送供給契約の終了又は解約時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

25. 託送供給契約消滅後の関係

- (1) 託送供給期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた精算料等その他の債権及び債務は、24（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定によって託送供給契約が終了、解約されても消滅しません。
- (2) 当社は、託送供給契約が終了、解約された後も、ガスメーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

26. 名義の変更

託送供給依頼者は託送供給期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部若しくは契約に係る部分を第三者に譲渡する場合、又は契約に係る部分を分割する場合には、託送供給契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を保証していただきます。

27. 債権の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面等による承諾を得ることなく、託送供給に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものとします。

VII. 保安に関する事項

28. 保安等のための敷地及び建物への立ち入り

託送供給依頼者は、(1)に規定する連結点で導管が接続している他のガス導管事業者の敷地又は建物へ当社が立ち入ることについて、当該導管事業者へ通知し書面等で承諾を得ていただきます。当社は、(1)について当該導管事業者が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただきますことがあります。

(1) 当社及び当社の指定する者は、保安の確保等、託送供給の開始準備、実施及び終了に際し必要な以下に掲げる業務を実施するため、託送供給依頼者、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は連結点で導管が接続している他のガス導管事業者の敷地又は建物に、当該敷地又は建物の使用者の承諾を得て立ち入ることがあります。なお、当該敷地又は建物の使用者及び当該導管事業者の求めに応じ係員は所定の証明書を提示します。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工、維持管理に関する作業
- ④ 託送供給に係るガスの不正使用防止のための検査、確認作業
- ⑤ 21（託送供給の制限等）の規定による託送供給の制限、停止又は中止のための作業、及び22（託送供給の制限等の解除）の規定による託送供給の制限、停止又は中止の解除のための作業
- ⑥ 24（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
- ⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取り替えの作業
- ⑧ その他保安上の理由により必要な作業

29. 供給施設等の検査

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものとします。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で規定する使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担します。
- (2) 当社は、(1)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに当該請求を行った託送供給依頼者に通知します。
- (3) 託送供給依頼者は、当社が(1)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

30. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。発災後は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものとします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織及び体制に関すること
- ② 人員及び資機材の確保、教育及び訓練等、平常時からの備えに関すること
- ③ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携及び協力に関すること

VIII. その他

31. 託送供給に係る情報の取り扱い

当社及び託送供給依頼者は、託送供給検討の申し込み日以降に託送供給検討並びに託送供給にあたり相互に知りえた当社及び託送供給依頼者の技術上、経営上その他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを当該託送供給以外の目的に使用しないこととします。ただし、法令上必要とされる場合又は相手方の書面等による同意を得た場合には、この限りではありません。

32. 担保

当社は、託送供給の開始に先立ち、又は託送供給の継続に際して託送供給依頼者に当社が必要と認める担保を提供していただき、若しくは保証を立てていただくことがあります。

33. 疑義の照会

託送供給依頼者は、この約款の解釈、運用について疑義が生じた場合には、当社に照会することができます。当社は、その照会に対し遅滞なく回答します。

附 則

1. 実施期日

この約款は、平成29年4月1日から実施します。

2. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者を、この約款の内容に準じて取り扱います。

3. 基準率に係る暫定的措置

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結した託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、基本契約締結日から2年間、6（引受条件）（6）の③及び16（託送供給するガス量の差異に対する措置）（4）及び（5）における「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替えます。

別 表

別表第2 託送供給の申し込み窓口等

(1) 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み等窓口

託送供給に関する申し込み、問い合わせ等についての窓口は、以下のとおりとします。

●大阪ガス株式会社（本社）導管事業部 計画部

・所 在 地： 大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル

・電 話： 06-6205-4623

・ファックス： 06-6222-3653

(2) この約款並びに当社図面の閲覧場所

この約款並びに当社の高圧導管及び主要中圧導管の位置を明示した地形図は、以下の事業所にてご覧いただけます。ただし、問い合わせにつきましては、(1)の申し込み等窓口へお願いします。

事業所	所在地
本 社：	
（導管事業部 計画部）	大阪市中央区平野町4-1-2
大阪導管部：	
（大 阪）	大阪市西区千代崎3丁目南2-37
南部導管部：	
（ 堺 ）	堺市堺区住吉橋町2-2-19
（和歌山）	和歌山市十一番丁1-2
北東部導管部：	
（東大阪）	東大阪市稲葉2-3-17
（高 槻）	高槻市藤の里町39-6
（奈 良）	奈良市学園北2-4-1
兵庫導管部：	
（神 戸）	神戸市中央区港島中町4-5-3
（姫 路）	姫路市神屋町4-8
京滋導管部：	
（京 都）	京都市下京区中堂寺栗田町93
（草 津）	草津市西大路町5-34
（彦 根）	彦根市大東町12-11

別表第3 当社の払出エリア

当社は以下のとおり払出エリアを定めます。（市町村区単位）

（1）姫路エリア

・姫路注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	島本町、豊能町、能勢町
兵庫県	神戸市全区、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、猪名川町、三木市、三田市、加東市、明石市、姫路市、播磨町、太子町、加古川市、高砂市、加西市、たつの市、稲美町、小野市、赤穂市、相生市
京都府	京都市西京区、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
岡山県	瀬戸内市、備前市、岡山市

（2）泉北4MPaエリア

・泉北4MPa注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	大阪市西淀川区、大阪市淀川区、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、寝屋川市、四條畷市、交野市
兵庫県	尼崎市、伊丹市
京都府	京都市北区、京都市上京区、京都市左京区、京都市中京区、京都市東山区、京都市下京区、京都市南区、京都市右京区、京都市伏見区、京都市山科区、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町
和歌山県	和歌山市、海南市、岩出市
滋賀県	大津市

(3) 泉北2.5MPaエリア

- ・泉北2.5MPa注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	大阪市都島区、大阪市福島区、大阪市此花区、大阪市西区、大阪市港区、大阪市大正区、大阪市天王寺区、大阪市浪速区、大阪市東淀川区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市旭区、大阪市城東区、大阪市阿倍野区、大阪市住吉区、大阪市東住吉区、大阪市西成区、大阪市鶴見区、大阪市住之江区、大阪市平野区、大阪市北区、大阪市中心区、堺市全区、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、摂津市、八尾市、柏原市、東大阪市、守口市、枚方市、門真市、大東市
京都府	京田辺市、木津川市、精華町
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町、川西町、王寺町

(4) 滋賀エリア

- ・滋賀注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
滋賀県	彦根市、長浜市、米原市、甲良町、多賀町、豊郷町

(5) 重複エリア(姫路・泉北4MPa)

- ・姫路注入グループのガスが70%、泉北4MPa注入グループのガスが30%の割合で届くエリア

府県名	市町村区名
滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町

(6) 西播磨サテライトエリア

- ・西播磨サテライト注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
兵庫県	上郡町、佐用町

別表第4 受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値は、以下のとおりとします。逸脱時の対応等の詳細は個別に協議させていただきます。

項 目	基準値 ^{*1}	備 考
標準熱量	45MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.2～46.0MJ/ m ³ N	24時間の最高・最低差が1 MJ/m ³ N以下であること
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分の含有率より算定する 算定方法はガス事業法による
燃焼速度	35～47	
比重	1.0未満	空気を1.0とする
硫化水素 ^{*2}	1.0mg/m ³ N以下	
全硫黄 ^{*2}	5.0mg/m ³ N未満	付臭剤中の硫黄分を除く
アンモニア ^{*2}	検出せず	
付臭濃度	12～16mg/m ³ N	原則として当社と同一の付臭剤を使用
水素 ^{*2}	4vol%以下	
一酸化炭素 ^{*2}	0.05vol%以下	
酸素	0.01vol%以下	
窒素	1.0vol%以下	
二酸化炭素	0.5vol%以下	
受入温度	0℃～40℃	
受入圧力	受入地点の導管運用上の 最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給 契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること

^{*1}：基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

^{*2}：液化天然ガスを主成分とし、含まないことが明らかな場合は測定不要とします。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・炭化水素の露点
- ・水 分
- ・ガスのノッキング性
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、 ジエン類、オレフィン類、 有害成分：ベンゼン、トルエン等、他）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

注１：測定方法・監視方法については個別協議により他の方法によることがあります。

注２：上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

注３：上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

別表第5 導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件

(1) 単独のガス導管の圧力計算

ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

始点1と終点2を結ぶガス導管の輸送能力の算定は、下式によります。

$$Q = K \sqrt{\frac{10,000(P_1^2 - P_2^2) \cdot D^5}{S \cdot L \cdot g^2}} \quad \text{—— (式1)}$$

ただし、Q：導管のガス輸送能力 [m³/h]

K：流量係数（圧力区分別）

D：導管の内径 [cm]

P 1：始点のガス圧力 [MPa・abs]

P 2：終点のガス圧力 [MPa・abs]

S：ガスの比重（空気＝1）

L：始終点間の延長 [m]

g：重力加速度 [m/s²]

複数の導管が接続され導管網が形成されている場合には、（式1）を利用したハーディ・クロス法による繰り返し計算により、導管の圧力及び流量を算定する。

(2) ガスの圧力等に関する条件

① ガスの圧力に関する条件

圧力	最低圧力	最高圧力
高圧	1.00 メガパスカル以上	託送供給実施時に導管の最高使用圧力を超えない圧力であること
中圧A	0.50 メガパスカル以上	
中圧B	0.07 メガパスカル以上	

② ガスの流速に関する条件

実際にガスが流れている状態で、流速が20m/sを超えないこと

別表第6 ガスの受け入れのために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

【受け入れのために必要となる設備】

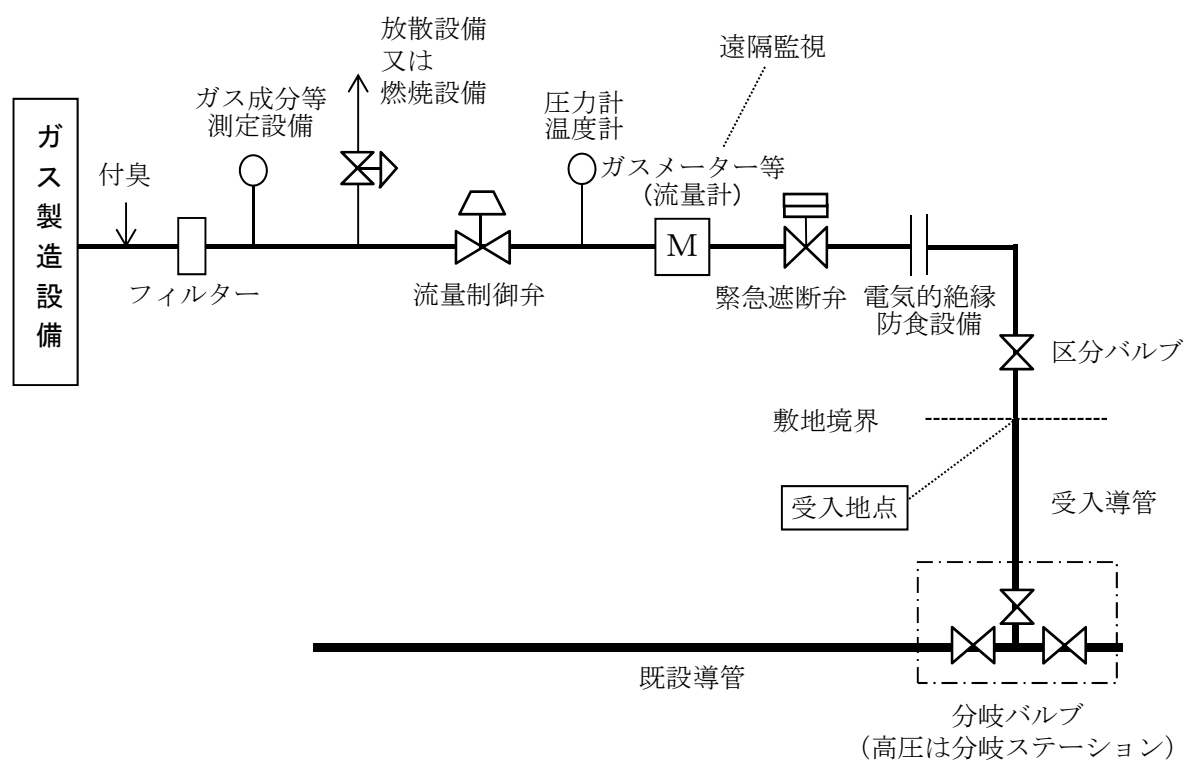
設 備 名	機 能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター（流量計）	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受け入れのための分岐

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

例) ガスの特殊成分（全硫黄、硫化水素、アンモニア）分析設備、ガスの水分測定設備、緊急遮断弁の遠隔遮断装置 等

〔参考〕 ガスの受け入れのために必要となる設備概要（概念図）



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入地点及び連結点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

別表第7 ガスの過不足精算単価、注入計画乖離補償単価

1. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価)

$$\text{実費相当単価 (円)} = \text{ガス生産・購入単価} + \text{製造単価}$$

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用（以下「ガス生産等費用」といいます。）をガスの生産及び購入等の量（以下「ガス生産等量」といいます。）で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

$$\text{ガス生産・購入単価} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+石油石炭税等租税課金」を用いて精算することを選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+石油石炭税等租税課金」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

(2) 製造単価

$$2.62 \text{ 円/m}^3$$

2. 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離補償単価は、以下のとおりとします。

(注入計画乖離補償単価)

$$2.62 \text{ 円/m}^3$$

別表第 8 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備 考）

V は、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）（11）の規定により算定するガス量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

別表第9 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）(13)の規定により算定するガス量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V₁ は、ガスメーターの検針量

※ただし、ガスメーターに換算機能が内蔵されている場合は、ガスメーターの検針量をVとします。

別表第 10 ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量できない場合のガス量の算式

ガスメーター等の取り替え又は検査等により、ガスメーターを通すことなくガス供給（以下「バイパス供給」といいます。）を行う場合の払出地点のガス量（以下「バイパス供給ガス量」といいます。）は、以下の算式によって確定するものとします。なお、バイパス供給中に機器が停止するなどし、供給するガス量がゼロになった時間帯がある場合は算式のバイパス供給時間から除くものとします。

$$\text{バイパス供給ガス量} = \frac{\{(A) + (B)\}}{2} \times \frac{\text{バイパス供給時間 (分)}}{60}$$

（備考）

- ・（A）は、バイパス供給開始直前に当社が払出地点で計量したガス量（立方メートル毎時）
- ・（B）は、バイパス供給終了直後に当社が払出地点で計量したガス量（立方メートル毎時）

小 売 託 送 供 給 約 款 連 結 託 送 供 給 約 款

別 表 第 1

大 阪 瓦 斯 株 式 会 社

(別表第1)

一般ガス導管事業の供給区域
及び特定ガス導管事業の区域

(1) 「全域供給区域」

大阪市、泉大津市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、忠岡町、田尻町、豊中市、吹田市、摂津市、八尾市、柏原市、東大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、明石市、播磨町、八幡市、向日市、大山崎町、久御山町、三郷町、王寺町

(2) 「一部供給区域」

府県名	市町村区名	内 容
大阪府	堺市	堺区 全域。
		中区 //
		東区 //
		西区 //
		南区 別所を除く。
		北区 全域。
		美原区 //
	岸和田市	次の区域を除く。 1. 「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 2. 「府道枚方富田林泉佐野線」より北のうち上白原町、河合町、積川町、内畑町、神於町。
	貝塚市	次の区域を除く。 1. 「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 2. 「府道枚方富田林泉佐野線」より北のうち木積。
	泉佐野市	次の区域を除く。 1. 大木。 2. 日根野、上之郷のうち「樫井川」より南。 3. 南中岡本のうち「国道26号線」より南。 4. 南中樫井のうち (1) 「府道和歌山貝塚線」より南のうち ① 「府道新家田尻線」より西。 ② 「府道新家田尻線」より東で「樫井川」より南。 (2) 「府道和歌山貝塚線」より北のうち 「市道樫井日枝神社2号線」「市道樫井日枝神社線」より西で「国道26号線」より南で「市道樫井5号線」より東。 以外の区域。 5. 土丸のうち (1) 「阪和自動車道」より南。 (2) 「阪和自動車道」より北のうち「樫井川」より南。
	富田林市	甘南備、龍泉、嬉、横山、別井一丁目～五丁目を除く。
	河内長野市	1. 小塩町、大矢船北町、大矢船中町、大矢船南町、大矢船西町、南ヶ丘、北青葉台、南青葉台、南花台一丁目～八丁目、旭ヶ丘。 2. 小山田町のうち「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 3. 高向のうち「石川」より南。 4. 日野のうち「府道長野葛城線」より北（「金剛生駒国定公園」を除く）。 5. 松ヶ丘西町のうち「市道錦ヶ丘2号線」「市道錦ヶ丘1号線」より北。 6. 楠ヶ丘のうち (1) 「市道三日市1号線」より南。 (2) 「市道三日市1号線」より北のうち元 高向。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	河内長野市	7. 加賀田のうち (1) 「府道加賀田片添線」より西で「市道日野加賀田線」より北。 (2) 1680-92・93・98、2300-1・2、2304、2305-1、3723-乙-4。
	和泉市	次の区域を除く。 1. 若樫町、大野町、春木川町、槇尾山町、父鬼町、坪井町、九鬼町、仏並町、小野田町、岡町、下宮町、北田中町、福瀬町、善正町、南面利町、黒石町、国分町、久井町。 2. 春木町のうち「府道父鬼和気線」より東。
	泉南市	次の区域を除く。 1. 信達金熊寺（飛地を除く）、信達楠畑、信達葛畑、信達六尾、信達童子畑、別所、鳴滝、鳴滝一丁目～三丁目。 2. 新家のうち「金剛生駒国定公園地域」。 3. 中小路一丁目のうち元 北野。 4. 北野のうち「樫井川」より東および「国道26号線」より南。 5. 信達岡中のうち「近畿自動車道」より南。
	大阪狭山市	茱萸木八丁目2090を除く。
	阪南市	次の区域を除く。 1. 桑畑（飛地を除く）、尾崎町一丁目。 2. 尾崎町二丁目のうち「市道尾崎35号線」より北。 3. 尾崎町三丁目のうち「市道尾崎26号線」より北。 4. 黒田のうち (1) 「国道26号線」より北のうち ① 「市道尾崎黒田南線」より西で「市道西鳥取29号線」より南。 ② 「南海本線」より北。 (2) 飛地を除く。 5. 新町のうち「南海本線」より北（飛地を除く）。 6. 鳥取のうち (1) 「南海本線」より北。 (2) 「南海本線」より南で、「国道26号線」より北で、「府道鳥取吉見泉佐野線」および「市道西鳥取143号線」より東。 7. 貝掛のうち (1) 「国道26号線」より北のうち「釈迦坊川」より西および「南海本線」より北。 (2) 「国道26号線」より南で「釈迦坊川」より西のうち「久堀川」より西で「市道石田箱作線」より北以外の区域。 8. 山中溪のうち「近畿自動車道」および「市道東鳥取192号線」より南。 9. 箱作のうち「国道26号線」より北のうち「市道箱の浦線」より東および北。
	熊取町	次の区域を除く。 1. 朝代台、小谷南三丁目・四丁目、久保二丁目、高田三丁目、成合北、成合東、成合南、成合西。 2. 和田五丁目のうち元 野田。 3. 朝代東三丁目のうち「町道朝代和田大宮線」より南。 4. 久保三丁目のうち (1) 「町道久保高田線」より東。 (2) 「町道久保高田線」より西のうち「町道久保線」より北。 5. 高田一丁目のうち「町道久保高田線」より東。 6. 高田四丁目のうち「近畿自動車道」より南および「町道久保高田線」より東。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	熊取町	7. 野田のうち「府道泉佐野打田線」より東で「町道朝代和田大宮線」より南。 8. 久保のうち (1) 「近畿自動車道」より南。 (2) 「近畿自動車道」より北で「町道五門久保小谷線」より南のうち「町道久保高田線」より東。 9. 小谷のうち「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 10. 小谷南一丁目のうち「町道五門久保小谷線」より南。 11. 大久保のうち 「府道泉佐野打田線」より東のうち「町道朝代成合永楽線」より南。
	岬町	1. 望海坂一丁目～三丁目、淡輪山中。 2. 淡輪のうち (1) 「国道26号線」より北のうち「番川」より東。 (2) 「国道26号線」より南。 3. 深日のうち「南海本線」より東で「第二阪和国道」より西。
	河南町	1. 大宝一丁目～五丁目。 2. 山城のうち「大宝15号線」より南で「大宝22号線」より西で「大宝6号線」より北で「大宝7号線支線第1号」より東。 3. 東山のうち「府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線」「町道東山山城線」「町道東山中脇線」「町道東山浦条線」「町道浦条梅川線」より東で「町道一須賀大宝線」より北。
	太子町	太子2402-1・2、2369-1～3。
	池田市	伏尾町のうち大谷を除く。
	高槻市	次の区域を除く。 1. 下、成合、川久保、杉生、田能、中畑、出灰、二料、萩谷月見台、霊仙寺町一丁目、神内、梶原、萩之庄。 2. 萩谷のうち 「府道萩谷西五百住線」より東で「市道萩谷12号線」より西で「市道萩谷14号線」「市道原27号線」より南 以外の区域。 3. 原のうち 「市道原東条下条線」より西で「市道原30号線」より南で「市道塚脇1号線」より東 以外の区域。
	茨木市	次の区域を除く。 1. 車作、安元、忍頂寺、下音羽、上音羽、銭原、泉原、千提寺、大岩、佐保、長谷、清阪。 2. 大門寺のうち 「府道茨木亀岡線」より南で「市道桑原大門寺住宅線」より東および北で「市道桑原24号線」より西 以外の区域。 3. 生保のうち元 福井以外の区域。 4. 彩都あかねのうち元 佐保。
	箕面市	次の区域を除く。 1. 勝尾寺および国有林。 2. 上止々呂美、下止々呂美のうち「余野川」より東。
	島本町	大沢、尺代、東大寺を除く。
	豊能町	吉川、新光風台一丁目～五丁目、光風台一丁目～六丁目、ときわ台一丁目～六丁目、東ときわ台一丁目～九丁目。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	能勢町	1. 倉垣のうち「府道亀岡能勢線」より南で「町道上田尻嘉村線」より北。 2. 上田尻のうち「府道吉野下田尻線」より南で「町道上田尻嘉村線」より北。
	大東市	龍間、寺川、中垣内、野崎、北条を除く。
	四條畷市	次の区域を除く。 1. 逢阪、南野。 2. 上田原のうち「阪奈道路」より南。 3. 下田原のうち「国道163号線」より北。
	交野市	次の区域を除く。 1. 傍示、寺、私市山手一丁目・二丁目。 2. 私部のうち「JR片町線」より東。 3. 私市のうち 「天野川」より東のうち 「市道私市東廻り線」より東で「市道私市9号線」より南で「市道私市山手15号線」より西で「市道私市山手線」より西および北以外の区域。
	関西国際空港。	

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	西宮市	次の区域を除く。 1. 社家郷山、名塩茶園町（元 塩瀬町名塩クチハメ谷を除く）、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩二丁目・三丁目、名塩美山。 2. 東山台五丁目のうち元 塩瀬町名塩前坂。 3. 名塩一丁目のうち (1) 元 塩瀬町名塩北簗山、南簗山、辻堂ノ奥。 (2) 元 塩瀬町名塩東垣内のうち「市道塩第35号線」より南。以外の区域。 4. 名塩東久保のうち 元 塩瀬町名塩奥保、上狐丸、北山、下二軒谷垣内、西等ケ谷、滑ゴ、上滑以外の区域。 5. 塩瀬町名塩のうち (1) 寅ヶ瀬、小川ノ向、開ノ鼻、開ノ岡、船田、下垣内、猪見ヶ原、上東道、船山、赤尾、上登尾、中登尾、下金場、滝ノ向、手間ヶ辻、ドン尻、カニ池、宮ノ谷山、宮ノ谷、士林、大林、六ツ池、金場向、中尼子谷、踊場、東野際、アクセ、野際、西野際、奥保、中奥保、箱木原、下滑、クチハメ谷、西奥保、西等ケ谷、西ショウブ、松尾、午ヶ瀬、士林上、上金場、溝辺、下尼子谷、水木谷、辻堂ノ奥、辻堂、下尼ヶ谷。 (2) 北山のうち ① 「ドン尻丘道」より西。 ② 「細ノ谷川」より南および「市道塩第372号線」より南。 (3) 西野条、助垣内のうち「中国自動車道」より南。 (4) 「中国自動車道」「国道176号線」より南で「水木谷」より東。 (5) ショウブ、茶園場、米山、丸尾のうち「国道176号線」より南。以外の区域。 6. 山口町のうち (1) 「有馬川」より西のうち中野、名来、香花園（元 上山口を除く）、中野一丁目・二丁目。 (2) 「有馬川」より東のうち ① 「中国自動車道」より南で「国道176号線」「旧 国道176号線」「市道山第425号線」「国道176号線」より北。 ② 「国道176号線」より南で、「市道山第39号線」「市道山第38号線」「市道山第40号線」より西で、「市道山第45号線」「県道大沢西宮線」より北。 ③ 「市道山第45号線」「県道大沢西宮線」より南のうち上山口四丁目。以外の区域。
	宝塚市	「県道塩瀬宝塚線」より西および「県道切畑多田院線」より北を除く。
	川西市	次の区域を除く。 1. 黒川、横路、若宮。 2. 国崎のうち小路以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
兵庫県	猪名川町	1. 原、紫合、柏梨田、差組、白金一丁目・三丁目、若葉一丁目、松尾台一丁目～四丁目、伏見台一丁目～五丁目、つつじが丘一丁目～五丁目、白金二丁目（元 広根長尾を除く）、若葉二丁目、荘苑一丁目～三丁目。 2. 広根のうち (1) 九十九、稲村、野尻、井谷口、向山、ハザマ、中突田、南突田、向坂、南山、向垣内。 (2) 「県道川西篠山線」より西で、「県道切畑猪名川線」および「町道広根1号線」「町道広根萬善線」より北のうち下堀曾、中堀曾、上堀曾、辛坪、北后久、南后久、白ノ辻、三本木、西郷、東郷、上代、宮前、宮ノ脇、長尾、見越山、念力、北野尻以外の区域。
	東灘区	全域。
	灘区	〃
	兵庫区	〃
	長田区	〃
	須磨区	〃
	垂水区	〃
	中央区	〃
	神戸市	次の区域を除く。 1. 有馬町、淡河町。 2. 八多町のうち (1) 附物、西畑、屏風、深谷。 (2) 上小名田のうち井出ノ上、ふけ、下スゴ、中前元、平田垣内、トノ垣内、梶屋垣内、鯖ノワタ、友釜、畑ノ垣内、音谷、天井垣内、寺ヶ花、末釜口、末釜奥、ニヨリ坂、八坂、メグリ、石原、大ノシカ、アマ淵、コメノ木、出羽、雨谷、薬師谷、雉子谷、奥ノ谷、宮ノ下、中、高町、玉泉、坂ノ裾、北谷、谷垣内、寺垣内、エンホウ、床浪、ミコ垣内、中前ノ本、梶谷垣内、九々ノ木、西谷、仲、高田ノ下。 (3) 下小名田のうち ① 平井、四反田廻り、日屋、寺谷奥、寺谷上通、取坂、馬場北通、宮ノ前、馬場南通、丁田、小林廻り、田畑垣内、原地谷、宮ヶ谷、原地奥、森廻り、鋤村、北谷、米山谷、ガントウダニ、宮ノ、京地谷、城ノ垣内上、宮元。 ② 大谷口のうち「市道八多里88号線」より東。 (4) 中のうち ① 菅谷、口その谷、吉安、林ヶ谷、谷田、新谷。 ② アフギ、向畑のうち「市道数合谷越線」より西。 (5) 柳谷のうち九日田、呑取、大脇、角ヶ谷、中谷、下西谷、後白、蓮池垣、林垣、町垣、釜ヶ谷、湯ノ谷、下湯ノ谷、上湯ノ谷。 (6) 吉尾のうち櫛ノ堂、安場、五龍、西側、山添、ふけ、学校辻、干ヶ谷、友釜、大田フケ、ミコ垣内、大町、堀切、中筋、今北、中通、マタニ、鹿堀、大松、龍元、山崎、介垣、川添、桐山、木戸、平井、城ノ越、北大畑、南大畑、馬渡、上藤原、奥ノ谷、下藤原、八坂、宮ヶ谷、九日田、一里山、面水、中ノ上、下五龍、上五龍、上安場、西山、三ツ池山、清水谷、但馬谷、元奥ノ谷、小谷、西ノ池、奥大畑、笹池、古池、城山、呑取。 3. 道場町のうち (1) 道場、平田、生野、塩田。 (2) 日下部のうち「有野川」より東。
	北区	
	市	
	戸	
	庫	
	兵	

府県名	市町村区名		内 容
兵 庫 県	神 戸 市	北区	4. 長尾町のうち (1) 上津のうち ① 深山池ノ西、西若林、切道、菰谷、浮谷、神子谷奥、ダウド、西谷ノ南、大西垣内、西高津甲、杭ケ内、井込谷、上平井谷、土器谷、西谷、六郎ケ谷、八ヶ坪、赤子背、東谷、奥谷、鍛冶屋垣内、雨堤、堂ノ前、下地ケ谷、セツ谷、坊ケ内、奥ノ小谷、高坂、姥ケ谷、今西、石田ケ越。 ② 上垣内、袋谷、木ノ元のうち「中国自動車道」より西。 ③ 土井ノ内、ドヘノ跡、火打坂、下保代、梅の脇、塚ケ坪のうち「市道上津谷線」より南。 ④ 正権寺のうち「県道西脇三田線」より北。 以外の区域。 (2) 宅原のうち ① 滝ケ谷、天神辻、大池、川池谷、滝ケ谷東、狭間、大谷、前坊、五反田、八ヶ坪、定塚、道谷、炭焼、内垣、佃、豊浦、西豊浦、数合、天神、上数合、新池、三山、宮ノ元、岡下、岡堂、八坂、上鹿子、大池東、大味谷、川池谷、川池上、川池西、北向、砂子、横山、四軒茶屋、大下、法林山、大前、丁ノ坪、鹿子、松毛、蓮花寺、曲り、辻垣内、清水下、フケ、寺東、寺内、岡崎、上中、上ノ池、奥田。 ② 琴谷のうち「神戸電鉄三田線」より東。 ③ 上天神のうち「中国自動車道」より東。 5. 山田町のうち「県道神戸加東線」より北で「国道428号線」より西。 6. 大沢町のうち (1) 上大沢のうち沢内、善入東、善入下、善入上、善入西明、善入馬田、グアガ谷、細池西、細池下、細池中、細池上、細池東、尾通帽子、井尻上、井尻下、井尻、井尻柳池、畑ケ谷、梅ケ谷東、西谷、西谷上、西谷東小谷、細池口。 (2) 市原のうち ① 笹ケ谷、野垂、美之谷、百合林、原久谷。 ② 正厳寺のうち「県道西脇三田線」より北。 以外の区域。
		西区	次の区域を除く。 1. 神出町。 2. 岩岡町のうち (1) 野中。 (2) 岩岡のうち「県道大久保稲美加古川線」より西。 (3) 古郷のうち ① 古知庵、西場、添池下、白古瀬、前山、広谷、古力、辻ケ内、南場、十三号池、大南原、寛政池、大池下。 ② 福吉西のうち「印籠川」より北で「市道古郷第207号線」「市道岩岡里342号線」より西。 (4) 西脇のうち山ノ神、畳谷、中島、岩ケ岡、一本松、十二号池。
	三木市		1. 君が峰町、大塚一丁目・二丁目、芝町、府内町、上の丸町、本町一丁目～三丁目、福井一丁目～三丁目、末広一丁目～三丁目、さつき台一丁目・二丁目、大村一丁目（元 別所町近藤東町中を除く）、自由が丘本町一丁目～三丁目、岩宮、平田一丁目・二丁目、加佐一丁目。 2. 大塚のうち下り松、高町、出張。 3. 福井のうち (1) 喜春、鷹尾、高野。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	三木市	(2) 三木山のうち ① 「市道三木山幹線」「市道三木山総合公園小林線」より東。 ② 「県道加古川三田線」より北。 ③ 「県道神戸三木線」より西で「市道福井小林線」より東。 4. 宿原のうち (1) 新田山、狩屋谷、西山、赤松ノ谷、寺ノ前、開キ谷。 (2) 門前、門前ノ西のうち「県道三木三田線」より南。 (3) 三昧ノ下のうち「県道三木三田線」より南および「県道三木環状線」より西。 (4) 二位谷1279番。 5. 加佐のうち「山陽自動車道」より南。 6. 平田のうち (1) 「県道三木山崎線」より北で「金剛寺谷川」より東で「山陽自動車道」より南。 (2) 道ノ上、岸ノ上、足田のうち「県道三木山崎線」より南。 7. 大村のうち (1) 堀端、高柳、川ノ上。 (2) 砂、谷後、寺カイチ、坊貝チ、北山のうち「県道三木山崎線」より南。 (3) 城ノ前、宮カネのうち「国道175号明石舞鶴線」より東。 8. 別所町のうち (1) 高木、朝日ヶ丘。 (2) 近藤のうち ① 東町のうち「国道175号明石舞鶴線」より東（元 東町中を除く）。 ② 東町中のうち元 大村城ノ前、別所町近藤東町。 (3) 小林のうち釜ヶ谷。 9. 志染町のうち (1) 青山一丁目～七丁目。 (2) 四合谷のうち ① 西谷615番～617番。 ② 「市道広野窟屋線」より北で「四合谷川」「細目川」より西。 (3) 西自由が丘一丁目・二丁目。 (4) 中自由が丘一丁目～三丁目。 (5) 東自由が丘一丁目～三丁目。 (6) 吉田のうち芝林、一本松谷、新田山、山の神、寺谷、大歳前、丸山。 (7) 細目のうち橋ヶ谷。 (8) 広野一丁目。 (9) 広野五丁目のうち元 志染町広野上池の谷。 (10) 広野八丁目のうち元 志染町広野上池の谷、下二子谷、上二子谷。 (11) 高男寺のうち 瀧ヶ谷のうち「市道窟屋環状線」より南。 (12) 窟屋のうち ① ヤケ尾、五台山、西谷、本谷、中尾。 ② 上ヶ原のうち「市道窟屋環状線」より南。 ③ 岩屋谷のうち「市道窟屋2号線」より南。 (13) 広野のうち奥ノ谷口、奥ノ谷、常尾谷。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	三木市	(14) 三津田のうち ① 熊ヶ谷、西亀屋、亀屋。 ② 西谷、西谷山のうち「県道平野三木線」より北。 ③ 東栗林、西栗林のうち「市道細目三津田線」より南。 (15) 御坂のうち ① 岩井口のうち「市道窟屋２号線」より東で「市道細目三津田線」より南。 ② 與三兵衛垣内、市原のうち「市道細目三津田線」より南。 ③ 老谷。 ④ 法鑑のうち「市道御坂北線」より北。 ⑤ 岩ノ前、田中のうち「県道三木三田線」より北。 ⑥ 黒岩ノ前のうち「市道御坂北線」より北。 ⑦ 宮ノ東のうち「県道三木三田線」より北で「市道御坂北線」より東。 (16) 大谷のうち ① 鷹尾、千條谷、南谷。 ② 明蓮寺のうち「市道大谷線」より東。 ③ 随光のうち「県道神戸加東線」より東。 (17) 戸田のうち ① 西谷、中尾、山ノ口、東奥谷、奥谷。 ② 墓尾、柳谷のうち「県道三木三田線」より北。 ③ 栃谷のうち「県道三木三田線」より北。 ④ 場中のうち「県道三木三田線」より北。 ⑤ 仲ヶ市のうち「県道三木三田線」より北のうち「市道堂大日線」より北。 ⑥ 十力のうち「県道三木三田線」より北で「市道藪本線」より東。 10. 緑が丘町のうち (1) 本町一丁目・二丁目、西二丁目～五丁目、中二丁目・三丁目、東一丁目～四丁目。 (2) 西一丁目のうち元 緑が丘町西一丁目。 (3) 中一丁目のうち元 緑が丘町中一丁目。 11. 吉川町みなぎ台一丁目・二丁目。 12. 吉川町鍛冶屋のうち小橋、中ノ坪、天王、浅之谷、畑谷、庵ノ谷、岩井谷、山添、森ノ本、川ノ上、西谷、外ヶ波。 13. 吉川町大畑のうち堂本、中通。 14. 吉川町上荒川のうち奥山。 15. 吉川町畑枝のうち壹本松、真谷。 16. 吉川町新田のうち屋寄。
	三田市	1. 池尻、上深田、下深田、友が丘一丁目～三丁目、狭間が丘一丁目～五丁目、武庫が丘一丁目～八丁目、弥生が丘一丁目～六丁目、富士が丘一丁目～六丁目、あかしあ台一丁目～五丁目、すずかけ台一丁目～四丁目、けやき台一丁目～六丁目、ゆりのき台一丁目～六丁目、学園一丁目～八丁目、テクノパーク、西山一丁目・二丁目、天神一丁目～三丁目、さくら坂、高次一丁目・二丁目、南が丘一丁目・二丁目、横山町、対中町、相生町、中央町、駅前町、宮脇、屋敷町、中町、三田町。 2. 貴志のうち美内、吉谷、大先、奈良、平方。 3. 沢谷のうち平町、政レゴ、福田垣内、永禅寺谷、南山、畑田、岩脇、松田、神田、広田、小田、七合池、大神石。

府県名	市町村区名	内 容
兵庫県	三田市	4. 中内神のうち福美田、小田谷、小屋垣内、南山、中垣内。 5. 西野上のうち北谷、下西山、中西山、上西山、上山添、前田、上通り、菰尾、川の上。 6. 溝口のうち天通り、西谷、下林、上林。 7. 下相野のうち (1) 早稲田。 (2) 「近畿自動車道敦賀線」より西。 8. 上内神のうち (1) 長井、中島、才の谷、地藏田、とち、宮ノ下、西ノ勝、奥ノ谷、茶木ノ下。 (2) 永禅谷、森勝、岡ヶ谷、遠ヶののうち「内神川」より東。 (3) 「県道三田西インター吉川線」「県道三田西インター線」より北。 9. 大原のうち (1) 本谷。 (2) 水取のうち「市道大原貴志線」より北。 (3) 「国道176号線」より東で「市道大原友が丘線」より南。 10. 川除のうち (1) 「国道176号線」より北。 (2) 「武庫川」「池尻川」より南。 11. 福嶋のうち 宮野前のうち「ＪＲ福知山線」より西。 12. 三輪のうち (1) 「市道三輪香下線」「市道三輪ゴルフ場線」より西。 (2) 小島田。 13. 三輪一丁目・三丁目・四丁目。 14. 三輪二丁目のうち (1) 「ＪＲ福知山線」より北で「市道三輪片浮線」より東。 (2) 「ＪＲ福知山線」より南で「西谷川」より東で「武庫川」より北。 15. 桑原のうち「山田川」より西。 16. 高次のうち泓、大深、諏訪原、藤野、池谷、狐ヶ谷。 17. 下田中のうち「武庫川」より北で「山田川」より西。 18. 下井沢、上井沢のうち「武庫川」より東。 19. 加茂のうち「青野川」より西。
	加東市	1. 南山一丁目～六丁目。 2. 横谷のうち (1) 「県道平木南山線」より西。 (2) 魚ヶ鼻のうち「県道西脇三田線」より南。 (3) オノ前のうち「県道平木南山線」より東で「県道西脇三田線」より南。 3. 佐保、沢部。 4. 河高のうち黒石。
	姫路市	次の区域を除く。 1. 林田町、船津町、山田町、飾東町、相野、西脇、太市中、石倉、白鳥台一丁目～三丁目、緑台一丁目・二丁目、刀出、六角、刀出栄立町、広嶺山。 2. 勝原区のうち (1) 丁。 (2) 下太田のうち西山、坂田以外の区域。 3. 花田町のうち「国道２号線」より北のうち 加納原田、上原田、小川、勅旨、一本松 以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	姫路市	4. 別所町のうち 「国道2号線」より北のうち (1) 別所、北宿。 (2) 佐土のうち走り上、馬場崎、高尾、北出口。 (3) 佐土新のうち向ヒ畑、向ヒ薬師。 (4) 佐土二丁目・三丁目、別所三丁目～五丁目。 以外の区域。 5. 御国野町のうち 「国道2号線」より北のうち (1) 国分寺。 (2) 御着のうち ① 「天川」より西。 ② 「市道御国野88号線」「市道御国野89号線」「市道御国野10号線」より東で「市道御国野34号線」より南。 以外の区域。 6. 打越のうち「山陽自動車道」より北。 7. 豊富町のうち 豊富のうち「市川」より西 以外の区域。 8. 香寺町相坂、香寺町岩部、香寺町久畑、香寺町香呂、香寺町田野、香寺町恒屋、香寺町中寺、香寺町中仁野、香寺町中村、香寺町中屋、香寺町野田、香寺町土師、香寺町広瀬、香寺町溝口、香寺町矢田部、香寺町行重。 9. 安富町安志、安富町植木野、安富町塩野、安富町末広、安富町瀬川、安富町関、安富町狭戸、安富町朽原、安富町長野、安富町名坂、安富町三坂、安富町三森、安富町皆河。 10. 家島町坊勢、家島町真浦、家島町宮。 11. 夢前町芦田、夢前町苅野、夢前町糸田、夢前町置本、夢前町高長、夢前町護持、夢前町古瀬畑、夢前町古知之庄、夢前町神種、夢前町塩田、夢前町書写、夢前町新庄、夢前町杉之内、夢前町菅生澗、夢前町玉田、夢前町塚本、夢前町寺、夢前町戸倉、夢前町野畑、夢前町前之庄、夢前町又坂、夢前町宮置、夢前町山富、夢前町山之内。
	太子町	1. 馬場、鵜、米田、糸井、矢田部、立岡、東保、東南、東出。 2. 阿曽のうち「県道門前鵜線」より北。 3. 山田のうち「太子龍野バイパス」より北。 4. 竹広のうち「JR山陽本線」より南。
	加古川市	次の区域を除く。 1. 上荘町、平荘町、志方町。 2. 八幡町のうち上西条、下村、宗佐、野村、船町。 3. 東神吉町のうち (1) 升田、天下原。 (2) 神吉のうち ① 「県道高砂北条線」より東で「市道神吉中央線」より南（頓田を除く）。 ② 五反長、柳のうち「県道高砂北条線」より西。 ③ 下代のうち「県道高砂北条線」より西で「市道神吉6号線」より東。 以外の区域。 (3) 西井ノ口のうち ① 「国道2号線（加古川バイパス）」より北（谷田、浦ノ田を除く）。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	加古川市	② 「国道２号線（加古川バイパス）」より南で「県道高砂北条線」より西で「市道西井ノ口２号線」より北。 ③ 「ＪＲ山陽本線」より南。 ４．西神吉町のうち (１) 鼎、中西、西村、宮前。 (２) 辻のうち「法華山谷川」より南で「県道飾東宝殿停車場線」より西以外の区域。
	高砂市	次の区域を除く。 阿弥陀町のうち １．北山、長尾、地徳。 ２．阿弥陀、北池のうち「国道２号線」より北。 ３．魚橋のうち「国道２号線」より北のうち「法華山谷川」より北および西。
	加西市	北条町東高室、鎮岩町、段下町、下宮木町。
	たつの市	１．新宮町光都一丁目～三丁目。 ２．新宮町下筋原のうち「角亀川」より西。 ３．龍野町大道、龍野町富永、龍野町日飼、龍野町堂本、龍野町島田、揖保町揖保中、揖保町今市。 ４．誉田町福田のうち「国道２号線（太子竜野バイパス）」より南。
	稲美町	１．和田、幸竹、国岡一丁目～六丁目、国北一丁目・二丁目、蛸草、岡、六分一。 ２．中村のうち高台、山中、溜池の下、八反坪、ソケ谷、山ノ下、石町、古婦、海老子、中、神木戸、道間。 ３．国岡のうち 「県道宗佐土山線」より西で「町道1003号線」より北以外の区域。 ４．国安のうち (１) 谷ノ上、度忠、新開、小池ノ内、アレ垣内、東、小池、皿池、辻ヶ外、琴池、追星、高佐、運上林、高山、権ノ池。 (２) 中のうち「町道3326号線」より北。 (３) 浦のうち「町道1007号線」より北。 (４) 吹上のうち「町道2003号線」より東。 (５) 「町道1007号線」より南。 ５．印南のうち「県道六分一神出線」より南で「町道3396号線」より西。
	上郡町	光都一丁目～三丁目。
	佐用町	光都一丁目。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	京 京	上京区 全域。
		中京区 //
		下京区 //
		東山区 //
		南区 //
		右京区 次の区域を除く。 1. 鳴滝のうち吉兆谷、沢、三本松、池ノ谷。 2. 梅ヶ畑のうち 向ノ地町、畑ノ下町、畑町、藪ノ下町、中田町、山崎町、古田町、高鼻町 以外の区域。 3. 北嵯峨のうち朝原山町。 4. 嵯峨観空寺のうち谷町、岡崎町。 5. 嵯峨鳥居本のうち一華表町、深谷町。 6. 嵯峨のうち亀ノ尾町、亀山町、愛宕町。 7. 嵯峨清滝、嵯峨水尾。 8. 京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井崎町、京北井戸町、京北宇 野町、京北漆谷町、京北大野町、京北小塩町、京北柏原町、京北片波町、京 北上黒田町、京北上中町、京北上弓削町、京北熊田町、京北五本松町、京北 塩田町、京北室谷町、京北下町、京北下宇津町、京北下熊田町、京北下黒田 町、京北下中町、京北下弓削町、京北周山町、京北芹生町、京北田貫町、京 北中地町、京北辻町、京北塔町、京北枋本町、京北鳥居町、京北中江町、京 北西町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北細野町、京北宮町、 京北矢代中町、京北弓槻町。
	都 都	次の区域を除く。 1. 下山田、松尾谷松尾山町。 2. 嵐山のうち北松尾山。 3. 松尾のうち北松尾山、南松尾山。 4. 松室のうち北松尾山。 5. 山田のうち南松尾山、鳴子尾山、捻木尾、鈴ヶ尾、林、高尾。 6. 大枝沓掛町のうち (1) 「国道9号線」より南で「府道大山崎大枝線」より西。 (2) 「国道9号線」より北で「カマ谷川」より西。 7. 大原野のうち小塩町、石作町、外畑町、出灰町。
		西京区
		伏見区 次の区域を除く。 1. 醍醐のうち陀羅谷、醍醐山。 2. 日野のうち南山、北山、船尾。
		山科区 次の区域を除く。 1. 大宅のうち奥山。 2. 大塚のうち葎ヶ谷、向畑町。 3. 東野のうち東山。 4. 西野のうち東山。 5. 小山のうち (1) 長尾、北谷、大石山、御坊内町、小川町、谷田山。 (2) 一石畑、北林町のうち「名神高速道路」より東。 6. 竹鼻のうち火打谷、忠兵衛谷、走谷。 7. 音羽平林町のうち「名神高速道路」より東。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	京 都 市	北区 次の区域を除く。 1. 上賀茂のうち十三石山。 2. 西賀茂のうち小峠、檜谷、烏帽子岩、中島町、妙見堂、西萩原、西山、傍示ヶ尾、宮山、壇ノ尾、西二ノ坂、笠松、城山、鶯谷、西中尾、宮ノ谷、鐘磨岩、氷室町、西氷室町、勧請、松茸島、谷中、唄ノ尾、万寿峠、尾横、由利ノ向、蓬来谷、卯ノ谷、棚谷。 3. 大宮のうち二ノ坂、秋葉山、萩原。 4. 鷹峯のうち船水、牛ヶ首、御蔵尾、堂ノ庭町、滑地、赤坂、冠岩、大谷町、長坂、一ノ坂、仏谷、護法ヶ谷、桃山、堀越町、焼尾、地獄谷、大山、菩提、西菩提、扇ヶ原、長尾、西流尾、東奥長谷、奥長谷、皿谷、笹ヶ尾、株地、株地天ヶ峰、八ヶ所、逆二ツ岩町、大日町。 5. 大北山のうち長谷町、原谷乾町、松鷗山町。 6. 中川、小野、雲ヶ畑。
		左京区 次の区域を除く。 1. 修学院のうち桂谷、牛ヶ額、丸子青良ヶ谷、段ノ尾、音羽谷、尺羅ヶ谷四明ヶ嶽、寺谷、梅谷、杉谷、淵ヶ谷。 2. 一乗寺のうち花ヶ谷、大谷、坂端、城、風呂ヶ谷、中尾ヶ谷、長尾、割ヶ谷、ヤヶ谷、黒目ヶ谷、井手ヶ谷ススガ平、井手ヶ谷菖蒲平、井手ヶ谷調専口、井手ヶ谷エノ木ヶ尾、病ダレ、勢ヶ谷、砂坂、三百坊、延暦寺山、堀切、馬坂、南高山、北高山、ボヶ谷、艾谷、西楽ヶ谷、東楽ヶ谷、地獄谷、シ谷、井手ヶ谷、池ヶ谷、掛橋、厩ヶ谷、ヌノ滝、天ヶ丸。 3. 北白川のうち重石町、小亀谷町、向ヶ谷町、南ヶ原町、中山町、蓬ヶ谷町、岩坂町。 4. 浄土寺のうち打越町、広帖町、提灯山町、七廻り町、大山町。 5. 鹿ヶ谷のうち大黒谷町、菖蒲谷町、栗木谷町、善気山町、多頂山町。 6. 栗田口のうち如意ヶ嶽町。 7. 静市のうち (1) 静原町。 (2) 市原町のうち「府道京都広河原美山線」より西のうち「市道静市6号線」より北で「長代川」より南。 8. 八瀬（野瀬町を除く）、大原、鞍馬、花背、久多、広河原。
	宇治市	次の区域を除く。 1. 志津川、炭山、二尾、池尾、東笠取、西笠取、白川。 2. 槇島のうち六石山、槇尾山、槇永山。
	亀岡市	1. 南つつじヶ丘、中矢田町。 2. 東つつじヶ丘曙台四丁目（元 篠町広田三丁目を除く）。 3. 東つつじヶ丘曙台三丁目のうち元 篠町広田前山。 4. 西つつじヶ丘五月台一丁目のうち元 篠町浄法寺。 5. 篠町のうち (1) 広田火打坂、浄法寺、夕日ヶ丘一丁目～三丁目。 (2) 広田前山のうち「京都縦貫自動車道」より北。 (3) 広田三丁目のうち元 広田火打坂、広田前山。 (4) 篠のうち「国道9号線」より南で「京都縦貫自動車道」より北。 (5) 王子のうち「国道9号線」より南で「鶴ノ川」より西で「京都縦貫自動車道」より北。 6. 古世町のうち (1) 「国道9号線」より北。 (2) 「国道9号線」より南で「府道枚方亀岡線」より東で「年谷川」より西。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	城陽市	1. 上津屋、平川、久世、寺田、水主、枇杷庄、長池、富野、観音堂。 2. 奈島のうち「国道24号線」より西。
	長岡京市	浄土谷を除く。
	井手町	多賀。
	京田辺市	水取、天王、高船、打田を除く。
	木津川市	次の区域を除く。 1. 木津町のうち「井関川」より南で「市道中ノ島五丁目線」より西以外の区域。 2. 相楽のうち (1) 袋樋、オノ神、大仙堂、土師山、朝荊、相楽山、山松川。 (2) 荒神塚のうち「国道163号線」より南。 (3) 「J R 片町線」より南のうち「国道163号線」より北および東以外の区域。 3. 市坂のうち (1) 湯屋田、奈良道、寒谷。 (2) 「J R 関西本線」より西のうち水干、六本木以外の区域。 4. 吐師のうち「J R 片町線」より東。 5. 木津のうち 「J R 関西本線」より西のうち (1) 上戸のうち「国道24号線」より東。 (2) 雲村のうち「国道24号線」より東で「市道殿城灯籠寺線」より南。 (3) 南後背のうち「J R 片町線」より南。 (4) 「J R 片町線」「井関川」より南で「市道中ノ島五丁目線」より西で「国道163号線」より北で「鹿川」より東。 (5) 「市道内垣外内田山線」より南で「国道24号線」より東で「市道岡田国神社馬場道線」より北。 (6) 「市道木津山田川線」より南で「国道24号線」より西で「市道岡田国神社馬場道線」より北で「市道木津中ノ川線」より東。 (7) 「J R 片町線」より南で「国道24号線」より西で「市道木津山田川線」より北で「市道瓦谷泉橋線」より東。 (8) 「市道木津山田川線」より南で「市道木津中ノ川線」より西で「国道163号線」より北で「市道中ノ島五丁目線」より東。 以外の区域。 6. 鹿背山のうち細川、垣ノ内、塩田、当田、東大平、西大平、狸谷、立ヶ尻、二反田、車谷、頓登路里。 7. 加茂町井平尾、加茂町岩船、加茂町岡崎、加茂町奥畑、加茂町大畑、加茂町河原、加茂町観音寺、加茂町北、加茂町北下手、加茂町北大門、加茂町勝風、加茂町銭司、加茂町高去、加茂町辻、加茂町西、加茂町西小、加茂町東小上、加茂町東小下、加茂町法花寺野、加茂町南下手、加茂町南大門、加茂町森、加茂町山田、加茂町例幣、加茂町美浪。 8. 加茂町尻枝のうち広芝、櫛以外の区域。 9. 加茂町里のうち (1) 大山路、大山、西櫛、薬井谷、成満山、猿渡、奥薬井、草畑、東里、北里、東大間田、南里、口薬井、小田、尾ノ上、東鳥口、西鳥口、南古田、須原、東上田、廻り道、新戸、中門伝。 (2) 西大間田のうち「J R 関西本線」より東。 以外の区域。 10. 加茂町大野のうちウヅ、北出畑以外の区域。 11. 加茂町高田のうち京内、東山以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	木津川市	12. 加茂町兎並のうち (1) 「府道奈良加茂線」より東で「新川」より西（船屋、法徳寺、内垣外を除く）。 (2) 沼、東前田。 以外の区域。 13. 山城町上狛、山城町綺田、山城町平尾、山城町椿井、山城町北河原、山城町神童子。
	精華町	1. 菱田、植田、山田、桜が丘一丁目～四丁目、精華台一丁目～九丁目、光台一丁目～九丁目、祝園西一丁目。 2. 祝園、菅井のうち「JR片町線」より西。 3. 下狛、北稲八間、南稲八妻のうち「煤谷川」より東。 4. 乾谷のうち (1) 「国道163号線」より南。 (2) 金前。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	奈良市	次の区域を除く。 1. 興ヶ原町、邑地町、丹生、北野山町、柳生下、柳生町、大保町、阪原町、大柳生町、大平尾町、水間町、別所町、杣ノ川町、広岡町、狭川町、西狭川町、狭川西町、狭川東町、北村町、須川町、南ノ庄町、園田町、法用町、中ノ川町、生疏里町、大慈山町、忍辱山町、誓多林町、今市町、沓掛町、日笠町、大野町、中貫町、中ノ庄町、南田原町、長谷町、此瀬町、横田町、茗荷町、和田町、須山町、矢田原町、中畑町、菩提山町、北椿尾町、南椿尾町、興隆寺町、米谷町、田原春日野町、高樋町、虚空蔵町、窪ノ庄町、山町、八島町、柴屋町、田中町、池田町、東鳴川町、平清水町、鉢伏町、横井町、横井一丁目～七丁目、藤原町、鹿野園町。 2. 白毫寺町のうち「県道奈良名張線」より南で「市道北部第551号線」より東。 3. 古市町のうち 「県道高畑山線」より西のうち (1) 「国道169号線」より東。 (2) 「国道169号線」より西のうち「県道奈良大和郡山線」より南。 4. 月ヶ瀬石田、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野。 5. 都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町。
	大和高田市	大谷のうち「国道165号線」より北で「市道3005号線」より西。
	大和郡山市	次の区域を除く。 1. 番匠田中町、井戸野町、石川町、白土町、発志院町、中城町、伊豆七条町、横田町、櫟枝町、新庄町、八条町、宮堂町、長安寺町、大江町、昭和町、杉町、本庄町、上三橋町。 2. 額田部南町のうち「佐保川」より東。 3. 若槻町のうち「県道大和郡山環状線」より南。 4. 番条町のうち「佐保川」より東で「県道大和郡山環状線」より南。 5. 柏木町のうち「市道昭和工業団地7～2号線」「市道長安寺昭和町線」より南で「市道長安寺額田部線」より西で「市道額田部東西線」より北で「市道昭和工業団地6～7号線」より東以外の区域。
	天理市	1. 田町、丹波市町、守目堂町、御経野町、勾田町、杣之内町、布留町、三島町、川原城町、田部町、別所町、指柳町、前栽町、田井庄町、富堂町、杉本町、平等坊町、小路町、荒蒔町、東井戸堂町、西井戸堂町、合場町。 2. 豊井町（550番地～743番地を除く）。 3. 石上町（1090番地～1395番地を除く）。 4. 豊田町（1200番地～1240番地を除く）。 5. 二階堂上ノ庄町のうち (1) 「近鉄天理線」より南。 (2) 「近鉄天理線」より北のうち「国道24号線」より西。 6. 中町のうち (1) 「近鉄天理線」より南。 (2) 「近鉄天理線」より北のうち「国道24号線」より西で「市道55号線」より南。 7. 岩室町のうち「国道25号線」より北。 8. 三昧田町、永原町のうち「JR桜井線」より東。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	天理市	9. 嘉幡町のうち (1) 「大和川」より北で「国道24号線」より西で「布留川北流」より南。 (2) 「布留川北流」より北。 10. 櫛本町のうち「国道169号線」より東。 11. 檜町飛地。
	生駒市	次の区域を除く。 1. 小倉寺町、大門町、藤尾町、鬼取町、西畑町、ひかりが丘一丁目～三丁目。 2. 高山町のうち (1) 「県道枚方大和郡山線」より東のうち「県道生駒精華線」より北。 (2) 「県道枚方大和郡山線」より西のうち「国道163号線」より北。 3. 北田原町のうち「国道163号線」より北。 4. 南田原町のうち「阪奈道路」より南。
	香芝市	次の区域を除く。 1. 畑、畑一丁目～七丁目、藤山一丁目、本町、磯壁一丁目～七丁目、磯壁、良福寺、鎌田、逢坂一丁目～三丁目、北今市一丁目・二丁目、五位堂一丁目・二丁目・五丁目、下田西三丁目・四丁目、狐井。 2. 下田東一丁目のうち元 北今市。 3. 田尻、穴虫のうち「国道165号線」より南。 4. 上中のうち「J R和歌山線」より東で「西名阪自動車道」より南。 5. 逢坂四丁目～六丁目のうち「すがる川」より南。 6. 北今市三丁目・五丁目のうち「すがる川」より南。 7. 高のうち「J R和歌山線」より東。 8. 五位堂のうち「近鉄大阪線」より南。
	平群町	次の区域を除く。 1. 鳴川。 2. 「竜田川」より東のうち (1) 白石畑、平等寺、椿井、三里。 (2) 下垣内、吉新二丁目～四丁目のうち「近鉄生駒線」より東。
	斑鳩町	次の区域を除く。 1. 阿波。 2. 「竜田川」より東で「国道25号線」より北のうち (1) 「県道奈良大和郡山斑鳩線」より東。 (2) 「県道奈良大和郡山斑鳩線」より西のうち ① 法隆寺東一丁目、法隆寺北一丁目・二丁目、龍田北一丁目・三丁目～六丁目、龍田一丁目・二丁目・四丁目、法隆寺西二丁目。 ② 三井のうち「町道201号線」「町道205号線」「町道252号線」より南。 ③ 法隆寺のうち「町道157号線」より東で「町道252号線」より南。 以外の区域。
	安堵町	次の区域を除く。 1. 笠目のうち「富雄川」より東。 2. 西安堵のうち「県道天理斑鳩線」より北。 3. 窪田のうち「岡崎川」より南。 4. 岡崎のうち 「西名阪自動車道」より南のうち 「町道岡崎杉本線」より西で「岡崎川」より北以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	安堵町	5. 東安堵のうち 「県道天理斑鳩線」より北のうち 小山東、駿河、小林、黒味田、中島、中島ホウジ、ホウジ中島、ホウジ、 北五反田、都田以外の区域。
	上牧町	下牧、下牧一丁目～七丁目、片岡台一丁目～三丁目、桜ヶ丘一丁目～三丁目、 葛城台一丁目～五丁目、服部台一丁目～五丁目、滝川台一丁目・二丁目、友が 丘一丁目・二丁目、緑ヶ丘一丁目・二丁目、米山台一丁目～六丁目、中筋出 作、ゆりが丘一丁目、ささゆり台一丁目～三丁目、上牧。
	広陵町	次の区域を除く。 1. 「県道河合大和高田線」より東。 2. 「県道河合大和高田線」より西のうち平尾。
	河合町	川合、池部、長楽、池部一丁目～三丁目を除く。
	川西町	「大和川」より南のうち 1. 「寺川」より北。 2. 「寺川」より南のうち 「飛鳥川」より東で、「県道天理王寺線」「町道唐院25号線」「町道唐院24 号線」より北で、「町道唐院31号線」より西で、「町道梅戸33号線」より北 (保田を除く)。

府県名	市町村区名	内 容
和歌山県	和歌山市	次の区域を除く。 1. 西山東、東山東、西和佐、和佐、小倉、安原、四ヶ郷、田野、雑賀崎。 2. 宮前のうち 杭ノ瀬うち「市道宮前杭ノ瀬三田線」「市道杭ノ瀬田尻線」より西。 3. 宮のうち「近畿自動車道」より東。 4. 直川のうち (1) 「県道粉河加太線」より北。 (2) 「六箇井土地改良区本線」より南。 (3) 「県道粉河加太線」より南で「六箇井土地改良区本線」より北のうち「市道直川12号線」より東。 5. 紀伊のうち (1) 西田井のうち「国道24号線」より南で「市道紀伊44号線」より東で「県道小豆島岩出線」「七瀬川」より北。 (2) 小豆島のうち「国道24号線」より北。 (3) 田屋のうち「国道24号線」より北で「市道直川田屋線」より南で「市道田屋小豆島線」より東。 以外の区域。 6. 川永のうち (1) 島。 (2) 楠本のうち西嶋、小用田。 (3) 川辺のうち「国道24号線」より西で「市道川永45号線」より北。 以外の区域。 7. 西脇のうち 磯ノ浦のうち「県道粉河加太線」より南。 8. 加太のうち (1) 深山のうち黒谷。 (2) 加太のうち 炭谷のうち「県道粉河加太線」より北。 以外の区域。 9. 山口のうち (1) 山口西。 (2) 里のうち「国道24号線」より西で「市道山口29号線」より南。 (3) 藤田のうち「市道山口62号線」より南。 以外の区域。 10. 岡崎のうち 神前のうち「和歌山電鐵貴志川線」より西 以外の区域。 11. 三田のうち (1) 三葛。 (2) 田尻のうち「県道三田三葛線」より南。 以外の区域。
	海南市	1. 井田、日方、名高、築地、船尾、黒江、馬場町一丁目～三丁目、山崎町一丁目～三丁目、南赤坂、北赤坂。 2. 岡田のうち「JR紀勢本線」より西。 3. 藤白、鳥居のうち「近畿自動車道」より北。 4. 大野中のうち (1) 「県道海南九度山線」より北。 (2) 「県道海南九度山線」より南のうち「近畿自動車道」より北。 5. 幡川のうち「県道海南九度山線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
和歌山県	海南市	6. 重根のうち「県道海南九度山線」より北で「市道小野田27号線」より西。
	岩出市	次の区域を除く。 1. 境谷、押川、船戸、山崎、波分、堀口、北大池、南大池、東坂本、新田広芝、今畑、西国分。 2. 吉田、中黒、中島、畑毛、西野のうち「国道24号線」より南。 3. 備前のうち (1) 「市道根来川堤防2号線」より東で「市道備前1号線」より南。 (2) 「市道根来川堤防2号線」より西で「国道24号線」より南。 4. 根来のうち (1) 「県道泉佐野岩出線（旧道）」より西で「県道粉河加太線」より南のうち「県道泉佐野岩出線」より東。 (2) 「県道泉佐野岩出線（旧道）」より東で「県道粉河加太線」より北のうち ① 「市道根来3号線」より南および西で「市道根来北大池線」より北。 ② 「市道桜台1号線」より東で「市道桜台34号線」「市道山田団地6号線」より南。 以外の区域。 5. 森のうち「根来川」より西のうち 「市道今中野上野線」「市道堀口森1号線」より南で「市道根来荊本線」より東以外の区域。 6. 宮のうち「県道和歌山打田線」「県道小豆島岩出線」より南。 7. 高瀬のうち (1) 「県道泉佐野岩出線」より西。 (2) 「県道泉佐野岩出線」より東で「市道高瀬団地1号線」より南。 8. 清水、大町のうち「県道和歌山打田線」より南。 9. 高塚のうち「県道和歌山打田線」「J R和歌山線」より南。 10. 溝川、岡田のうち (1) 「国道24号線」より北。 (2) 「J R和歌山線」より南。 11. 曾屋のうち「市道山水栖線」より北および「市道根来畑毛線」より東。 12. 赤垣内のうち「市道山水栖線」より北。 13. 桜台のうち「市道桜台1号線」より東で「市道桜台34号線」より南以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
滋 賀 県	大津市	1. 藤尾奥町のうち (1) 10. 11. 26. 27. 28. 29. 30街区。 (2) 12街区のうち「水路(大津市管理の普通河川等)」より西。 2. 横木二丁目24. 26. 27. 28. 29. 30街区。
	近江八幡市	1. 鷹飼町南一丁目・三丁目、西本郷町西、西本郷町、安土町西老蘇、安土町東老蘇、上田町。 2. 鷹飼町のうち「JR東海道本線」より南で「市道上田出町線」より西。 3. 長福寺町のうち「県道近江八幡竜王線」より東で「市道長福寺長光寺線」より北。 4. 長光寺町のうち「市道西宿武佐線」より南で「市道長福寺長光寺線」より西。 5. 西宿町のうち「国道8号線」「市道西宿武佐線」より南。
	草津市	次の区域を除く。 1. 芦浦町、長束町、片岡町、下寺町、志那中町、志那町、新堂町、集町、北大萱町、山田町、南山田町、御倉町。 2. 下物町のうち烏丸以外の区域。 3. 下笠町のうち「伊佐々川」より南で「県道大津守山近江八幡線」より東以外の区域。 4. 橋岡町のうち「県道草津守山線」より西で「市道橋岡西21号線」「市道橋岡西6号線」より北。 5. 南笠町のうち 「JR東海道本線」より西のうち (1) 九ノ木、鳩ヶ森、開華、大田、中芝田、大深ヶ、北野、風呂海道、西海道、池田。 (2) 中林のうち元 九ノ木。 以外の区域。 6. 北山田町のうち「市道下物下笠山田線」より西および南。
	守山市	1. 梅田町、勝部一丁目・三丁目～六丁目、勝部町、伊勢町、今市町、中町、川田町、守山一丁目～四丁目・六丁目、吉身一丁目～七丁目、今宿一丁目～四丁目、今浜町、岡町、吉身町、立入町、下之郷一丁目～三丁目、古高町、今宿町、二町町、大門町、浮気町、大林町、金森町、三宅町、阿村町、千代町、石田町、水保町、荒見町、欲賀町。 2. 勝部二丁目のうち「市道本町勝部線」「市道勝部14号線」より東。 3. 小島町のうち (1) 「県道守山中主線」「市道阿比留11号線」より西。 (2) 北苗田、苗田、勘蔵、橋本、中島。 (3) 四反田、阿比留前、久保のうち「県道守山中主線」より東。 (4) 上宮部のうち「県道守山中主線」「市道阿比留11号線」より東。 (5) 飛地。 4. 播磨田町のうち「市道欲賀荒見線」より東。 5. 焰魔堂町のうち (1) 二反長、城浦、穴口、圓前、友、作田、新古前、高田。 (2) 西浦のうち「県道片岡栗東線」より南。 (3) 角屋のうち「市道焰魔堂大門線」より北。 6. 守山町のうち「目田川」より南。 7. 守山五丁目のうち (1) 「市道古高川口線」より東。 (2) 「市道古高川口線」より西のうち「目田川」より南。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	守山市	8. 木浜町のうち 中島のうち「県道近江八幡大津線」より東で「市道木浜埋立道路1号線」より西および北。 9. 森川原町のうち「県道大津守山近江八幡線」より東。
	栗東市	1. 美之郷、中沢一丁目～三丁目、小柿一丁目～十丁目、野尻、蜂屋、縹一丁目～十丁目、霊仙寺一丁目・二丁目・四丁目・五丁目、荻原、小平井一丁目～四丁目、笠川、川辺、出庭、六地藏、下戸山、上鉤。 2. 御園のうち (1) 松倉、大平田、柳原。 (2) 向出1番地～ 835番地。 (3) 赤曾根のうち「県道栗東信楽線」より西。 3. 上砥山のうち「金勝川」より南。 4. 荒張のうち (1) 西ケ谷、峠口、正林谷、西嫁畑、峠。 (2) 雨丸1番地～ 915番地。 (3) 松ケ下1番地～ 946番地。 (4) 十九道山のうち「道々林道」より東。 (5) 道々のうち「市道荒張峠口南線」「道々林道」より東。 5. 岡、目川のうち「金勝川」より西。 6. 下鉤のうち (1) 「県道栗東志那中線」より北。 (2) 「県道栗東志那中線」より南で「JR東海道新幹線」より西。 7. 霊仙寺三丁目のうち「市道霊仙寺小平井2区線」より西。 8. 霊仙寺六丁目のうち「市道霊仙寺称名寺線」より北で「市道霊仙寺正楽寺線」より西および北。 9. 十里のうち (1) 北井ノ尻、南井ノ尻、鯉ヶ池、中瓜生、南瓜生、上樋ノ口、西カヤ、横田、南ノ口、海道田、三反田、一本手、川原田。 (2) 元 北井ノ尻、南井ノ尻、鯉ヶ池、スゲ田、中瓜生、南瓜生、上樋ノ口、西カヤ。 10. 北中小路のうち「市道北中小路1号幹線」より東。 11. 大橋二丁目のうち「中ノ井川」より西および北。 12. 坊袋のうち「JR東海道新幹線」より東のうち「国道1号線」より南。
	甲賀市	1. 水口町下山のうち (1) 「思川」より北。 (2) 引坊、久巳んす塚。 (3) 市場のうち「県道泉田野線」より西で「市道下山市場幹線」より南。 2. 水口町泉のうち (1) 西山、西ノ野、廻り田。 (2) 才子、揚木、三十六、山之神のうち「国道1号線」より北。
	野洲市	1. 竹生、市三宅、富波乙、小篠原、辻町、竹ヶ丘、北野一丁目、久野部、富波甲。 2. 野洲のうち (1) 浅田のうち「市道野洲川左岸2号支線」より東。 (2) 善岸のうち ① 「県道大津能登川長浜線」より北で「市道佃浅田線」より東。 ② 「県道大津能登川長浜線」より南。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	野洲市	(3) 割狭のうち「県道大津能登川長浜線」より南。 (4) 生上り、十八田。 (5) 外開のうち「市道野洲赤の井線」より北で「市道佃浅田線」より西。 3. 大篠原のうち (1) 込田、山田。 (2) 天徳のうち「市道大篠原天徳線」より西および北で「市道1号線」より北。 4. 上屋のうち (1) 見星寺、井田、与六郎。 (2) 上柴原のうち「JR東海道新幹線」より西。 (3) 里之内のうち「市道小堤永原線」より南で「JR東海道本線」より西。 5. 三上のうち (1) 中島、梅ノ木、前田川原、留尻、長割、小丁場、赤島、田抜藪。 (2) 伊関のうち ① 「市道御上神社住宅線」「市道土池若宮神社線」より東。 ② 元 ロノ川原、中川。 以外の区域。 (3) 中川のうち ① 「市道御上神社住宅線」より東。 ② 元 伊関。 (4) ロノ川原のうち ① 「国道8号線」より西。 ② 元 伊関。 (5) 森崎のうち「県道野洲甲西線」より南。 (6) 下ノ新田のうち ① 「市道野洲川下ノ新田線」より東。 ② 「市道七間場住宅1号線」より西。 (7) 赤土原のうち「市道七間場住宅1号線」より西。 (8) 下ノ川原のうち「野洲川」より北で「市道七間場住宅1号線」より西。 6. 行畑のうち 針ノ木原、高道下、西出口、村ノ内、柿ノ内、堂久保、川端。 7. 妙光寺のうち (1) 大行司、塚越、上六反田、上山田。 (2) 下山田のうち「市道東林寺妙光寺線」より東。 8. 永原のうち (1) 「県道大津能登川長浜線」より西で「市道上屋西河原線」より南。 (2) 上町のうち ① 「市道小堤永原線」より南で「市道久野部小南線」より東。 ② 「市道久野部小南線」より西で「市道上町1号線」より南で「県道大津能登川長浜線」より東。
	湖南市	1. 石部が丘一丁目、石部口三丁目・四丁目、石部緑台二丁目、石部西三丁目。 2. 丸山三丁目のうち「立石川」より南。 3. 西寺五丁目のうち元 西寺北浦。 4. 西寺六丁目のうち元 西寺ケシ本。 5. 西寺のうちケシ本。 6. 日枝町、若竹町、西峰町、高松町、水戸町、梅影町、小砂町、大池町、岩根中央一丁目～三丁目、平松北一丁目～三丁目、日枝山手台一丁目。 7. 岩根のうち「大谷川」より東で「思川」より北。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	湖南市	8. 下田のうち (1) 「国道477号線」より南で「県道彦根八日市甲西線」より東。 (2) 一ノ瀬2985～2990。 9. 柑子袋のうち (1) 河原。 (2) 高樋のうち「JR草津線」より北。 (3) 中ノ町のうち ① 「国道1号線」より北。 ② 「国道1号線」より南で「市道高樋線」より西。 10. 平松のうち (1) 八公田。 (2) 堂ノ前のうち「JR草津線」より北。 11. 針のうち (1) 溝田。 (2) 雁地のうち「JR草津線」より北。 12. 朝国のうち (1) 梅ヶ谷、二反田、シャコ谷、山田、南山、平山、山ノ鼻、新九郎谷、東出、山ノ下。 (2) 堂山、北山、大沢のうち「市道加茂線」より東。
	東近江市	1. 八日市緑町。 2. 蛇溝町のうち 長谷野のうち「市道御代参街道3号線」より東で「市道長谷野6号線」より南。 3. 東沖野四丁目のうち「市道東沖野尻無線」より東。 4. 妙法寺町のうち沖野。 5. 林田町のうち (1) 松ノ木。 (2) 南地のうち「国道421号線」より北で「市道立石林田線」より東。 (3) 北地のうち「市道立石林田線」より東。 (4) 野田のうち「市道林田4号線」より西。 6. 五智町のうち 奥野のうち「県道八日市蒲生線」より西。 7. 中小路町のうち相生、前鏡。 8. 川合町のうち (1) 扇山。 (2) 平子のうち「名神高速道路」より南で「近江鉄道本線」より東。 9. 川南町、林町、平柳町、山路町、鉢光寺町、伊庭町、佐生町、湯屋町、鯉江町、小川町、猪子町。 10. 今町のうち「県道大津能登川長浜線」より西で「大同川」より北。 11. 五個荘日吉町、五個荘七里町のうち「瓜生川」より西。
	日野町	北脇。
	竜王町	1. 岡屋、鏡、西川、山面。 2. 山之上のうち杉谷、菖浦谷、上三反長、除ヶ谷、武士ヶ谷、長谷。 3. 薬師のうち「国道477号線」より西。
	彦根市	次の区域を除く。 1. 「犬上川」より南のうち (1) 八坂町、清崎町、賀田山町、楡町、川瀬馬場町、南川瀬町、高宮町以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	彦根市	(2) 八坂町のうち ① 宮前、上八神、青根西川北、青根、上青根東、青根北、浜田、石殿、角。 ② 下八神のうち「市道八坂開出今線」より南。 以外の区域。 (3) 清崎町のうち「市道賀田山日夏線」より東で「市道清崎南川瀬線」より南以外の区域。 (4) 賀田山町のうち「市道賀田山日夏線」より東で「県道賀田山安食西線」より北以外の区域。 (5) 楡町のうち「ＪＲ東海道本線」より東。 2. 「犬上川」より北のうち (1) 男鬼町、武奈町、中山町、善谷町、荘厳寺町、仏生寺町、笹尾町、甲田町、下矢倉町、鳥居本町、宮田町、佐和山町、小野町、原町、幸町。 (2) 松原町のうち ① 「ＪＲ東海道本線」より東。 ② 「矢倉川」より北で「県道大津能登川長浜線」より東。 ③ 「矢倉川」より南で「県道大津能登川長浜線」より西。 (3) 地蔵町のうち ① 水上、三ノ坪、丁ヶ原、丸田。 ② 千原、佃のうち「市道西沼波地蔵線」より北。 ③ 「市道西沼波地蔵線」「市道東沼波原線」「市道地蔵町上コ町前田線」より南で「市道西沼波野田山線」より北。 以外の区域。 (4) 大堀町のうち「ＪＲ東海道新幹線」より西。 (5) 開出今町のうち ① 上流、下流、蛇塚、流れ田、横海道、北穴田、三ツ渚、南新八川原、穴田、下新海、北庄堺。 ② 庄堺のうち「市道南彦根駅庄堺線」より北。 ③ 北新八川原のうち「市道八坂西今線」より南。 以外の区域。 (6) 八坂町のうち 頭無のうち「県道彦根近江八幡線」より東で「市道八坂西今線」より南 以外の区域。
	長浜市	次の区域を除く。 1. 永久寺町、寺田町、高橋町、大東町、今川町、七条町、南小足町、加納町、榎木町、川崎町、口分田町、保田町、今町、国友町、泉町、新庄馬場町、小沢町、下之郷町、森町、春近町、石田町、堀部町、保多町、垣籠町、東上坂町、西上坂町、千草町、八条町、本庄町、常喜町、鳥羽上町、名越町、布勢町、小一条町、加田町、加田今町。 2. 田村町のうち (1) 「ＪＲ北陸本線」より東。 (2) 「ＪＲ北陸本線」より西のうち「南川幹線排水路」より南および「県道大津能登川長浜線」より西。 3. 池奥町、今荘町、飯山町、内保町、瓜生町、上野町、太田町、大依町、岡谷町、大路町、小野寺町、鍛冶屋町、木尾町、北池町、北ノ郷町、北野町、草野町、黒部町、郷野町、小室町、佐野町、須賀谷町、相撲庭町、尊勝寺町、尊野町、醍醐町、大門町、高畑町、高山町、田川町、谷口町、寺師町、当目町、徳山町、南郷町、西主計町、西野町、西村町、乗倉町、野瀬町、野

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	長浜市	田町、野村町、東主計町、東野町、平塚町、法楽寺町、三田町、南池町、八島町、山之前町、湯次町、力丸町、龍安寺町。 4. 安養寺町、稲葉町、大浜町、落合町、上八木町、香花寺町、小観音寺町、下八木町、十九町、曾根町、富田町、難波町、錦織町、新居町、野寺町、早崎町、益田町、南浜町、八木浜町、弓削町。 5. 新旭町、大井町、柿ノ木、唐国町、桜町、五村、酢、田町、大寺町、月ヶ瀬町、中野町、長田町、西大井町、三川町、宮部町。 6. 湖北町青名、湖北町石川、湖北町伊部、湖北今町、湖北町今西、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町小倉、湖北町尾上、湖北町賀、小谷上山田町、湖北町河毛、小谷郡上町、湖北町小今、湖北町五坪、湖北町沢、下山田、湖北町大安寺、大光寺町、湖北高田町、湖北町田中、湖北町津里、湖北町留目、湖北町猫口、湖北町速水、湖北東尾上町、湖北町二俣、湖北町別所、湖北町南速水、小谷美濃山町、湖北町馬渡、湖北町山本、湖北町山脇、湖北町八日市、小谷丁野町。 7. 高月町雨森、高月町磯野、高月町井口、高月町宇根、高月町落川、高月町尾山、高月町柏原、高月町片山、高月町唐川、高月町熊野、高月町重則、高月町高月、高月町高野、高月町渡岸寺、高月町西阿閉、高月町西野、高月町西物部、高月町西柳野、高月町東阿閉、高月町東高田、高月町東物部、高月町東柳野、高月町布施、高月町保延寺、高月町洞戸、高月町馬上、高月町松尾、高月町持寺、高月町森本、高月町柳野中、高月町横山。 8. 木之本町赤尾、木之本町石道、木之本町大音、木之本町大見、木之本町音羽、木之本町金居原、木之本町川合、木之本町北布施、木之本町木之本、木之本町黒田、木之本町小山、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町千田、木之本町田居、木之本町田部、木之本町西山、木之本町飯浦、木之本町廣瀬、木之本町古橋、木之本町山梨子。 9. 余呉町池原、余呉町今市、余呉町小谷、余呉町奥川並、余呉町小原、余呉町尾羽梨、余呉町上丹生、余呉町川並、余呉町国安、余呉町坂口、余呉町下丹生、余呉町下余呉、余呉町新堂、余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町田戸、余呉町椿坂、余呉町中河内、余呉町中之郷、余呉町針川、余呉町東野、余呉町文室、余呉町八戸、余呉町柳ヶ瀬、余呉町鷺見。 10. 西浅井町大浦、西浅井町小山、西浅井町沓掛、西浅井町黒山、西浅井町塩津中、西浅井町塩津浜、西浅井町集福寺、西浅井町庄、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町中、西浅井町野坂、西浅井町八田部、西浅井町祝山、西浅井町岩熊、西浅井町山門、西浅井町山田、西浅井町余、西浅井町横波。
	米原市	宇賀野、飯、箕浦、大清水、梅ヶ原、磯。
	愛荘町	東円堂のうち「県道小田苅愛知川線」より西。
	甲良町	在土、尼子、小川原。
	多賀町	1. 多賀。 2. 久徳のうち「芹川」より南。 3. 土田のうち「名神高速道路」より西で「近江鉄道多賀線」より北。 4. 四手のうち「四手川」「南四手川」より西で「町道富之尾四手線」より北。

(3) 特定ガス導管事業の区間（当該導管と接続し、一体的に維持・運用している導管を含む）

府県名	市町村区名	内 容
大阪府	河内長野市	1. 大阪府河内長野市昭栄町1-3 から 大阪府河内長野市昭栄町1-3
		2. 大阪府河内長野市加賀田1-3 から 大阪府河内長野市石仏353-1
		3. 大阪府河内長野市原町4丁目3-1 から 大阪府河内長野市原町4丁目3-1
		4. 大阪府河内長野市上原西町16-1 から 大阪府河内長野市上原西町16-1
		5. 大阪府河内長野市千代田南町32-16 から 大阪府河内長野市千代田南町32
兵庫県	神戸市	1. 兵庫県神戸市北区道場町塩田 から 兵庫県神戸市北区道場町塩田2446-3
		2. 兵庫県神戸市北区道場町塩田1622 から 兵庫県神戸市北区道場町生野96番地の1
		3. 兵庫県神戸市北区道場町塩田3080番地 から 兵庫県神戸市北区道場町塩田3080番地
	姫路市	1. 兵庫県姫路市豊富町豊富2362-5 から 兵庫県姫路市豊富町豊富2288
	加東市	1. 兵庫県加東市河高4047 から 兵庫県加東市河高4047
		2. 兵庫県加東市大門411 から 兵庫県加東市西古瀬1001（兵庫県加東市大門67）
	三木市	1. 兵庫県三木市大村1067-351 から 兵庫県小野市匠台6番地（兵庫県小野市匠台27番地）
		2. 兵庫県三木市志染町大谷217 から 兵庫県三木市細川町垂穂894-60
	小野市	1. 兵庫県小野市匠台58番地 から 兵庫県小野市匠台61番地
		2. 兵庫県小野市匠台11 から 兵庫県小野市匠台11
		3. 兵庫県小野市匠台18番地 から 兵庫県小野市匠台18番地
奈良県	たつの市	4. 兵庫県小野市匠台15番地 から 兵庫県小野市匠台31番地
		5. 兵庫県小野市匠台19番地 から 兵庫県小野市匠台19番地
		6. 兵庫県小野市匠台27 から 兵庫県小野市匠台30
	赤穂市	1. 兵庫県たつの市御津町苅屋1282番地 から 兵庫県たつの市御津町苅屋1455番地
		2. 兵庫県たつの市揖保川町正條387-1 から 岡山県岡山市南区築港栄町10番地14
和歌山県	相生市	1. 兵庫県赤穂市黒崎町152番 から 兵庫県赤穂市西浜町980-1
		2. 兵庫県赤穂市加里屋字加藤974番地 から 兵庫県赤穂市加里屋字加藤974番地
	岩出市	3. 兵庫県赤穂市黒崎町186 から 兵庫県赤穂市鷗和77
		4. 兵庫県赤穂市加里屋字加藤1119 から 兵庫県赤穂市中広字東沖1603-1
奈良県	広陵町	1. 兵庫県相生市相生字小丸5302番16 から 兵庫県赤穂市坂越329番地
		2. 兵庫県相生市相生字小丸5302番16 から 兵庫県相生市相生字小丸5377番5
	香芝市	3. 兵庫県相生市相生字小丸5377番5 から 兵庫県相生市相生5377-15
和歌山県	岩出市	4. 兵庫県相生市相生字小丸5302番16 から 兵庫県相生市相生字柳山5315番46
		1. 奈良県北葛城郡広陵町大塚2-1 から 奈良県北葛城郡広陵町安部362 - 1
和歌山県	岩出市	1. 奈良県香芝市別所71 から 奈良県大和高田市大谷306
		2. 奈良県香芝市下田西三丁目2 - 7 から 奈良県香芝市磯壁四丁目430
		3. 奈良県香芝市下田西1丁目7 - 14 から 奈良県香芝市下田西三丁目2 - 7
和歌山県	岩出市	1. 和歌山県岩出市中島862-2 から 和歌山県岩出市中島928番地

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	草津市	1. 滋賀県草津市新浜町297 - 1 から 滋賀県大津市丸の内町12
	守山市	1. 滋賀県守山市今浜町2539 から 滋賀県大津市今堅田2
	湖南市	1. 滋賀県湖南市朝国317 - 1 から 滋賀県湖南市朝国504
	東近江市	1. 滋賀県東近江市柴原南町1500 - 46 から 滋賀県東近江市柴原南町字深谷1592 - 27 2. 滋賀県東近江市五個荘築瀬町地先 から 滋賀県東近江市五個荘中町346 3. 滋賀県東近江市五個荘築瀬町668 から 滋賀県東近江市五個荘築瀬町611 4. 滋賀県東近江市林田町1264 から 滋賀県東近江市大森町1740 5. 滋賀県東近江市五智町297番地 から 滋賀県東近江市五智町297番地 6. 滋賀県東近江市種町1660-14 から 滋賀県東近江市種町1494番地 7. 滋賀県東近江市五個荘石塚町267 から 滋賀県東近江市五個荘川並町332 8. 滋賀県東近江市種町1494番地 から 滋賀県東近江市種町字野田72番
	長浜市	1. 滋賀県長浜市泉町1167 - 3 から 滋賀県長浜市高月町高月1979 2. 滋賀県長浜市国友町1280 から 滋賀県長浜市国友町1280 3. 滋賀県長浜市泉町1167-3 から 滋賀県長浜市口分田町368番地
	栗東市	1. 滋賀県栗東市下鈎140 - 1 から 滋賀県栗東市下鈎140 - 1 2. 滋賀県栗東市東坂40 - 1 から 滋賀県栗東市東坂53 - 18
	野洲市	1. 滋賀県野洲市上屋471番地地先 から 滋賀県野洲市上屋88番地
	豊郷町	1. 滋賀県犬上郡豊郷町大字安食西972番地 から 滋賀県犬上郡豊郷町大字安食西1番地 2. 滋賀県犬上郡豊郷町大字安食西1番地 から 滋賀県犬上郡豊郷町大字大町307-1
	愛荘町	1. 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1381 から 滋賀県愛知郡愛荘町中宿248 2. 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1343 から 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1343
	彦根市、 多賀町	1. 滋賀県彦根市野田山町717-2 から 滋賀県犬上郡多賀町中川原字大久保491-3
	米原市	1. 滋賀県米原市野一色158 - 3 から 滋賀県米原市井之口347 2. 滋賀県米原市野一色931番地 から 滋賀県米原市野一色931番地
岡山県	瀬戸内市	1. 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄394番2 から 岡山県瀬戸内市長船町土師1696 2. 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄394番2 から 岡山県瀬戸内市長船町福岡1587
	備前市	1. 岡山県備前市西片上1897番35 から 岡山県備前市浦伊部1175番地 2. 岡山県備前市三石2368番16 から 岡山県備前市三石868 3. 岡山県備前市西片上1897番35 から 岡山県備前市東片上88 4. 岡山県備前市三石100-7 から 岡山県備前市三石2577 5. 岡山県備前市浦伊部1175番地 から 岡山県備前市久々井字沖1775 - 1

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文
の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において
定めるべき事項等に関する省令第3条の規定に基づく添付書類

1. 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令様式第1から第6までにより作成した書類

様式第1第1表	ガス需要計画
様式第1第2表	設備投資計画
様式第2	営業費等算定総括表 (営業費等項目別算定明細表)
様式第3第1表	事業報酬算定総括表
様式第3第2表	事業報酬算定明細表
様式第4第1表	控除項目算定総括表
様式第4第2表	控除項目算定明細表
様式第5第1表	原価等整理表
様式第5第2表	機能別原価整理表
様式第5第2表補足	原価等の項目別の機能別原価への配分率表
様式第6第1表	託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表
様式第6第2表	選択的託送供給約款料金種別一覧表

2. 工事負担金説明書

1. 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令様式第1から第6までにより作成した書類

様式第 1（第 3 条関係）
第 1 表

ガ ス 需 要 計 画

(単位：千m³)

	平成27年度 実績	平成28年度 見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
需要量	8,343,146	8,775,747	8,805,427	8,843,602	8,898,449	26,547,478	

- (注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

設備投資計画

(単位：百万円)

		平成27年度 実績	平成28年度 見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
土 地		360	459	874	508	585	1,967	
建 物		1,075	836	830	613	950	2,393	
供 給 設 備	ガスホルダー	0	0	0	0	0	0	
	その他機械装置	2,033	2,434	2,179	1,749	1,521	5,449	
	輸送導管	2,090	1,410	2,223	4,499	3,160	9,882	
	本支管（輸送導管を除く。）	26,569	21,288	23,873	22,545	21,356	67,774	
	供給管	5,433	4,495	3,927	3,997	3,922	11,846	
	その他	2,248	3,567	857	692	849	2,398	
	計	38,373	33,194	33,059	33,482	30,808	97,349	
業務設備		1,945	3,094	479	478	475	1,432	
合 計		41,753	37,583	35,242	35,081	32,818	103,141	
工事負担金等（合計の内訳）		1,314	2,267	3,001	1,875	1,542	6,418	

(注) 消費税額を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。

様式第2（第4条及び第5条関係）

営業費等算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目		平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
比較査定対象ネットワーク費用					272,812,355	
個別 査 定 対 象 ネ ッ ト ワ ー ク 費 用	需給調整費				4,470,729	
	修繕費	25,134,979	25,238,721	25,706,930	76,080,630	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）				46,273,079	
	固定資産除却費	7,911,431	8,092,294	7,807,391	23,811,116	
	減価償却費	40,691,191	39,418,484	38,438,682	118,548,357	
	バイオガス調達費	44,809	44,809	44,809	134,427	
	需要調査・開拓費	2,259,941	2,272,873	2,218,929	6,751,743	
	事業者間精算費	736,681	829,548	829,548	2,395,777	
計					278,465,858	
営業外費用		83,384	83,596	83,742	250,722	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		5,889,418	5,837,796	5,847,882	17,575,096	
合 計					569,104,031	

- （注） 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること。（以下この様式において同じ。）
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。
4. 該当事項がない項目については、営業費等項目別算定明細表の作成を省略すること。

(営業費等項目別算定明細表)

1. 比較査定対象ネットワーク費用

		単位	原価算定期間計	備考
実績コスト	実績単価	千円／km	1,850	
	3月末の導管総延長の合計	km	152,665	
	実績コスト	千円	282,430,250	
基準コスト	基準単価	千円／km	1,787	
	3月末の導管総延長の合計	km	152,665	
	基準コスト	千円	272,812,355	
適正コスト		千円	272,812,355	
経営効率化控除額		千円	0	
補正適正コスト		千円	272,812,355	

2. 需給調整費

			単位	原価算定期間計	備考
調整力コスト	適正コスト	適正単価	円／m ³ ・時	9,209	
		必要調整力の合計	m ³ ／時	372,003	
		適正コスト	千円	3,425,776	
	事業報酬相当額	製造設備簿価	百万円	76,835	
		ピーク時生産実績	m ³ ／時	2,275,375	
		必要調整力の合計	m ³ ／時	372,003	
		調整力相当簿価	百万円	12,562	
		事業報酬率	%	2.18	
		事業報酬相当額	千円	273,849	
	法人税等相当額		千円	306,982	
計		千円	4,006,607		
振替供給コスト	調整力コスト		千円	4,006,607	
	必要調整力の合計		m ³ ／時	372,003	
	振替供給単価		円／m ³ ・時	10,770	
	振替供給能力の合計		m ³ ／時	43,094	
	計		千円	464,122	
合 計			千円	4,470,729	

3. 修繕費

(簡素合理化方式を採用しない一般ガス事業者の場合)

(単位：千円)

		直近実績			平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
		平成26年度	平成27年度	平均修繕費率					
供給設備	期首帳簿原価	1,783,689,330	1,809,883,114						
	経常修繕費	17,633,672	17,305,479	0.97%					
基準修繕費	期首帳簿原価				1,861,561,022	1,884,110,306	1,907,631,293	5,653,302,621	
	経常修繕費				18,099,360	18,318,599	18,547,287	54,965,246	
ガスメーター		8,408,765	8,775,612		7,035,619	6,920,122	7,159,643	21,115,384	
合 計					25,134,979	25,238,721	25,706,930	76,080,630	

4. 租税課金

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
事業税				7,450,205	
固定資産税・都市計画税	3,868,843	3,765,865	3,686,377	11,321,085	
道路占用料	9,109,506	9,156,225	9,196,818	27,462,549	
その他	13,071	13,095	13,074	39,240	
合 計				46,273,079	

5. 法人税・地方法人税・住民税

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
法人税	4,887,483	4,844,644	4,853,014	14,585,141	
地方法人税	503,411	498,998	499,860	1,502,269	
住民税（法人税割に限る。）	498,524	494,154	495,008	1,487,686	
合 計	5,889,418	5,837,796	5,847,882	17,575,096	

6. 減価償却費

(簡素合理化方式を採用しない一般ガス事業者の場合)

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
建物	570,268	550,776	535,474	1,656,518	
構築物	395,517	355,893	326,976	1,078,386	
機械装置	1,906,209	1,806,255	1,824,799	5,537,263	
導管・ガスメーター	36,123,491	35,187,372	34,486,697	105,797,560	
車両運搬具	407	4,752	4,122	9,281	
工具器具備品	693,795	507,306	346,646	1,547,747	
資産除去債務相当資産	0	0	0	0	
無形固定資産	1,001,504	1,006,130	913,968	2,921,602	
合 計	40,691,191	39,418,484	38,438,682	118,548,357	

7. 需要調査・開拓費

			単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
需要調査費			千円	1,657	1,375	1,248	4,280	
需要 開拓 費	年間 開発 ガス量	平成31年度敷設導管分	千m³			41,638	41,638	
		平成30年度敷設導管分	千m³		42,739	8,751	51,490	
		平成29年度敷設導管分	千m³	43,629	8,960	3,035	55,624	
		平成28年度敷設導管分	千m³	9,071	3,108	2,419	14,598	
		平成27年度敷設導管分	千m³	3,148	2,480	2,704	8,332	
		平成26年度敷設導管分	千m³	2,521	2,774		5,295	
		平成25年度敷設導管分	千m³	2,828			2,828	
	計		千m³	61,197	60,061	58,547	179,805	
	託送料金収入増加額		千円	1,053,595	1,055,866	1,031,025	3,140,486	
	原価算入限度額（増加額×5×1/2）		千円	2,633,988	2,639,665	2,577,563	7,851,216	
原価算入額		千円	2,258,284	2,271,498	2,217,681	6,747,463		
合 計			千円	2,259,941	2,272,873	2,218,929	6,751,743	

（注）年間開発ガス量を算定する導管敷設年度に応じて年度別に欄を設けて記載すること。

8. 営業外費用関係

(1) 株式交付費償却・社債発行費償却

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
株式交付費償却					
社債発行費償却	69,326	69,503	69,623	208,452	
企業債発行費償却					
合 計	69,326	69,503	69,623	208,452	

(2) 営業外費用その他

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間 計	備考
雑支出	14,058	14,093	14,119	42,270	
合 計	14,058	14,093	14,119	42,270	

様式第3（第6条関係）

第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

		金額	備考
レート ベース	固定資産投資額	904,114,935	
	計	904,114,935	
事業報酬率		2.18%	
事業報酬額		19,709,706	

（注）備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

事業報酬算定明細表

(レートベースの内訳)

1. 固定資産投資内訳

(1)原価算定期間

(単位：千円)

		平成29年度			平成30年度			平成31年度			原価算定期間計	備考
		期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産投資計上額 (a + b) / 2	期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産投資計上額 (a + b) / 2	期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産投資計上額 (a + b) / 2		
建設 仮勘定	土地	13,952	13,952	13,952	13,952	13,952	13,952	13,952	13,952	13,952	41,856	
	建物	26,223	26,223	26,223	26,315	26,315	26,315	26,392	227,859	127,126	179,664	
	構築物	12,046	22,462	17,254	22,467	22,467	22,467	22,471	12,055	17,263	56,984	
	機械装置	184,439	415,689	300,064	415,780	139,350	277,565	139,428	283,176	211,302	788,931	
	導管	6,754,862	9,547,275	8,151,069	9,547,275	12,233,673	10,890,474	12,233,673	10,846,506	11,540,090	30,581,633	
	ガスメーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	車両運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	工具器具備品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無形固定資産	4,533,076	112,395	2,322,735	112,915	113,919	113,417	114,339	289,608	201,973	2,638,125	
	長期前払費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		11,524,598	10,137,996	10,831,297	10,138,704	12,549,676	11,344,190	12,550,255	11,673,156	12,111,706	34,287,193	
設備 勘定 (有形)	土地	48,399,666	49,273,314	48,836,490	49,315,006	49,822,704	49,568,855	49,858,457	50,443,861	50,151,159	148,556,504	
	建物	17,594,908	16,974,433	17,284,671	17,026,296	16,324,733	16,675,515	16,366,041	15,810,520	16,088,281	50,048,467	
	構築物	5,383,066	5,137,239	5,260,153	5,140,486	4,957,072	5,048,779	4,959,515	4,808,678	4,884,097	15,193,029	
	機械装置	9,949,825	10,005,782	9,977,804	10,010,332	10,299,905	10,155,119	10,303,015	10,000,588	10,151,802	30,284,725	
	導管	215,283,354	203,821,997	209,552,676	203,821,997	195,319,347	199,570,672	195,319,347	189,318,488	192,318,918	601,442,266	
	ガスメーター	1,141,409	1,075,849	1,108,629	1,075,849	995,265	1,035,557	995,265	909,133	952,199	3,096,385	
	車両運搬具	21	35,689	17,855	35,689	30,937	33,313	30,937	26,816	28,877	80,045	
	工具器具備品	1,288,618	1,054,500	1,171,557	1,055,874	929,228	992,550	929,854	858,010	893,930	3,058,037	
	計	299,040,867	287,378,803	293,209,835	287,481,529	278,679,191	283,080,360	278,762,431	272,176,094	275,469,263	851,759,458	
無形固定資産		3,617,987	7,143,617	5,380,802	7,146,673	6,132,238	6,639,456	6,134,024	5,210,796	5,672,410	17,692,668	
長期前払費用		245,182	155,941	200,562	156,209	82,905	119,557	83,023	27,972	55,497	375,616	
レートベース		314,428,634	304,816,357	309,622,496	304,923,115	297,444,010	301,183,563	297,529,733	289,088,018	293,308,876	904,114,935	

(注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

(2)増加及び減少の内訳

(単位：千円)

		平成29年度						平成30年度						平成31年度						備考
		期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	
建設仮勘定	土地	13,952	0	0			13,952	13,952	0	0			13,952	13,952	0	0			13,952	
	建物	26,223	0	0			26,223	26,315	49,226	49,226			26,315	26,392	201,467	0			227,859	
	構築物	12,046	10,416	0			22,462	22,467	0	0			22,467	22,471	13,074	23,490			12,055	
	機械装置	184,439	647,500	416,250			415,689	415,780	602,320	878,750			139,350	139,428	211,551	67,803			283,176	
	導管	6,754,862	11,261,388	8,468,975			9,547,275	9,547,275	13,103,116	10,416,718			12,233,673	12,233,673	10,358,206	11,745,373			10,846,506	
	ガスメーター	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	
	車両運搬具	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	
	工具器具備品	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	
	無形固定資産	4,533,076	205,594	4,626,275			112,395	112,915	1,004	0			113,919	114,339	175,269	0			289,608	
	長期前払費用	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	
	計	11,524,598	12,124,898	13,511,500			10,137,996	10,138,704	13,755,666	11,344,694			12,549,676	12,550,255	10,959,567	11,836,666			11,673,156	
設備勘定（有形）	土地	48,399,666	873,648	0	0		49,273,314	49,315,006	507,698	0	0		49,822,704	49,858,457	585,404	0	0		50,443,861	
	建物	17,594,908	732,541	0	274,906	1,078,110	16,974,433	17,026,296	612,552	0	277,100	1,037,015	16,324,733	16,366,041	748,669	0	293,086	1,011,104	15,810,520	
	構築物	5,383,066	262,908	0	66,769	441,966	5,137,239	5,140,486	280,735	0	66,645	397,504	4,957,072	4,959,515	283,402	0	69,380	364,859	4,808,678	
	機械装置	9,949,825	2,275,608	0	121,743	2,097,908	10,005,782	10,010,332	2,486,034	0	207,384	1,989,077	10,299,905	10,303,015	1,834,847	0	139,326	1,997,948	10,000,588	
	導管	215,283,354	24,467,039	0	46,026	35,882,370	203,821,997	203,821,997	26,480,004	0	44,381	34,938,273	195,319,347	195,319,347	28,282,651	0	46,445	34,237,065	189,318,488	
	ガスメーター	1,141,409	187,198	0	0	252,758	1,075,849	1,075,849	178,346	0	0	258,930	995,265	995,265	171,005	0	0	257,137	909,133	
	車両運搬具	21	36,075	0	0	407	35,689	35,689	0	0	0	4,752	30,937	30,937	0	0	0	4,121	26,816	
	工具器具備品	1,288,618	243,571	0	16,909	460,780	1,054,500	1,055,874	242,351	0	13,992	355,005	929,228	929,854	242,147	0	12,124	301,867	858,010	
	計	299,040,867	29,078,588	0	526,353	40,214,299	287,378,803	287,481,529	30,787,720	0	609,502	38,980,556	278,679,191	278,762,431	32,148,125	0	560,361	38,174,101	272,176,094	
	無形固定資産	3,617,987	4,549,721	0	0	1,024,091	7,143,617	7,146,673	7,227	0	0	1,021,662	6,132,238	6,134,024	5,449	0	0	928,677	5,210,796	
	長期前払費用	245,182	0	0	0	89,241	155,941	156,209	0	0	0	73,304	82,905	83,023	0	0	0	55,051	27,972	
	レートベース	314,428,634	45,753,207	13,511,500	526,353	41,327,631	304,816,357	304,923,115	44,550,613	11,344,694	609,502	40,075,522	297,444,010	297,529,733	43,113,141	11,836,666	560,361	39,157,829	289,088,018	

2. 事業報酬率

(単位：%)

年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平均
自己資本報酬率	一般ガス事業を除く全産業の 平均自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
	公社債応募者利回り等	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
	自己資本報酬率適用率	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	A 3.23
他人資本報酬率	平均有利子負債利率				B 1.61				
事業報酬率 (A×35%＋B×65%)					2.18				

様式第 4（第 7 条関係）

第 1 表

控 除 項 目 算 定 総 括 表

（原価算定期間：平成29年 4 月～平成32年 3 月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益		
雑収入	6, 114, 272	
事業者間精算収益	3, 689, 868	
合 計	9, 804, 140	

（注） 1．備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
2．該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

第2表

控除項目算定明細表

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
営業 雑益	ガスメーター賃貸料		
	計		
雑 収 入	賃貸料	3,873,934	
	その他	2,240,338	
	計	6,114,272	
合 計		6,114,272	

(注) 賃貸料については、レートベースに算入した投資額から生じた収益を記載すること。

様式第5（第8条から第12条まで関係）

第1表

原 価 等 整 理 表

（単位：千円）

項 目		合 計
比較査定対象ネットワーク費用		272,812,355
個別 査 定 対 象 ネ ッ ト ワ ー ク 費 用	需給調整費	4,470,729
	修繕費	76,080,630
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）	46,273,079
	固定資産除却費	23,811,116
	減価償却費	118,548,357
	バイオガス調達費	134,427
	需要調査・開拓費	6,751,743
	事業者間精算費	2,395,777
計		278,465,858
営業外費用		250,722
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		17,575,096
事業報酬		19,709,706
小 計 （A）		588,813,737
控 除 項 目	営業雑益	
	雑収入	6,114,272
	事業者間精算収益	3,689,868
	計(B)	9,804,140
合計（原価等）(C) = (A) - (B)		579,009,597

（注）該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金 額
ホルダー原価		
供給需要原価	高圧導管原価	69,225,409
	中圧導管原価	104,927,333
	中圧A導管原価	47,244,741
	中圧B導管原価	57,682,592
	低圧導管原価	200,868,914
計		375,021,656
需要家原価	供給管原価	63,061,565
	メーター原価	34,930,629
	検針原価	54,846,891
	内管保安原価	40,954,881
計		193,793,966
託送供給特定原価		10,193,975
合計 (原価等)		579,009,597

(注) 記入に当たっては各一般ガス事業者の原価項目に合わせて、欄を加えて記載することができる(以下この様式において同じ。)

第2表補足

原 価 等 の 項 目 別 の 機 能 別 原 価 へ の 配 分 率 表

(単位：％)

機 能 別 原 価 項 目		比較査定対象 ネットワーク費用	個別査定対象 ネットワーク費用	その他項目					
				営業外 費用	事業 報酬	法人税 ・ 地方法人税 ・ 住民税	控除項目		
							営業雑益	雑収入	事業者間 精算収益
ホルダー原価		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
供給 需要 原価	高圧導管原価	8.50	13.77	24.07	24.08	24.07	0.00	21.79	0.00
	中圧導管原価	16.60	18.69	24.38	24.38	24.38	0.00	25.52	0.00
	中圧A導管原価	8.30	7.82	9.06	9.07	9.06	0.00	9.50	0.00
	中圧B導管原価	8.30	10.87	15.32	15.32	15.32	0.00	16.01	0.00
	低圧導管原価	26.30	41.81	39.63	39.63	39.63	0.00	35.87	0.00
	計	51.40	74.27	88.09	88.09	88.09	0.00	83.17	0.00
需要家 原価	供給管原価	10.50	11.20	10.13	10.13	10.13	0.00	9.17	0.00
	メーター原価	4.50	8.09	0.44	0.44	0.44	0.00	0.39	0.00
	検針原価	19.00	1.06	1.10	1.11	1.10	0.00	5.96	0.00
	内管保安原価	14.60	0.40	0.24	0.24	0.24	0.00	1.31	0.00
	計	48.60	20.74	11.91	11.91	11.91	0.00	16.83	0.00
託送供給特定原価		0.00	4.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00
合計（原価等）		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	100.00	100.00

(注) 1. 機能別原価項目に配分した比率を記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 配分率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。

様式第 6 (第14条関係)

第 1 表

託 送 供 給 約 款 料 金 原 価 等 と 料 金 収 入 の 比 較 表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量(b) (千m ³)	平均単価 (a / b) (円 / m ³)	想定料金収入 (千円)
579, 009, 597	26, 547, 478	21. 81	579, 009, 339

第2表

選択的託送供給約款料金種別一覧表

選択的託送供給約款料金の名称	料金の内容	(設定・変更の別)	実施期日	備考
導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種	・契約年間託送供給ガス量が3千 m^3 までであって、年間託送供給ガス量が契約最大払出ガス量の100倍以上である需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	
導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種	・契約年間託送供給ガス量が3千 m^3 までであって、年間託送供給ガス量が契約最大払出ガス量の150倍以上である需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	
導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種	・契約年間託送供給ガス量が3千 m^3 をこえ10万 m^3 までであって、年間託送供給ガス量が契約最大払出ガス量の700倍以上である需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	
導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅲ種	・契約年間託送供給ガス量が10万 m^3 をこえ50万 m^3 までであって、年間託送供給ガス量が契約最大払出ガス量の2,000倍以上である需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	
季節別託送供給料金Ⅲ種	・契約年間託送供給ガス量が10万 m^3 をこえ50万 m^3 までであって、年間を通じた月平均託送供給ガス量が冬期の月平均託送供給ガス量の1.1倍以上である需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	
季節別託送供給料金Ⅳ種	・契約年間託送供給ガス量が50万 m^3 をこえ100万 m^3 までであって、年間を通じた月平均託送供給ガス量が冬期の月平均託送供給ガス量の1.1倍以上である需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	
季節別託送供給料金Ⅴ種	・契約年間託送供給ガス量が100万 m^3 をこえ、年間を通じた月平均託送供給ガス量が冬期の月平均託送供給ガス量の1.1倍以上である需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	
ガス灯託送供給料金	・ガス灯（光源としてガスを使用する照明機器）を設置する需要場所向けの料金	設定	平成29年4月1日	

2. 工事負担金説明書

工事負担金説明書

工事負担金については、一般ガス供給約款（平成 26 年 11 月 28 日届出）に定めた工事負担金と同様といたしました。

本支管工事費の当社負担額

本支管工事費の当社負担額は、次の計算式により算定する金額とします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当社負担額} \\ \text{(円)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} 79,300 \\ \text{(円/立方メートル} \\ \text{毎時)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{設置するガスメーターの能力} \\ *1 \text{ (立方メートル毎時)} \end{array} \right)^{*2}$$

*1 当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。なお、託送供給依頼者の託送供給申し込みに応じて当社が決定します。

*2 設置するガスメーターの能力は、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合には、それぞれの圧力に該当する係数を乗じた値とします。

最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合… 2

最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合… 4

最高圧力が 1.0 メガパスカル以上の場合… 通過するガスの圧力に応じて別途定める。